# 平成22年度 第1回 横浜市社会福祉審議会

日時:平成23年2月3日(木)

午後6時15分から午後8時15分まで

場所:ワークピア横浜 2階「くじゃく」

# 次 第

# 1 新委員紹介

# 2 議 題

- (1) 委員長の選出
- (2) 横浜における持続可能な福祉社会の構築について(答申案)

# 3 報 告

- (1) 横浜市中期4か年計画について
- (2) 平成23年度健康福祉局予算(案)について

# 4 その他

# <配付資料一覧>

- 横浜市社会福祉審議会委員名簿 資料 1
- 関係法令等 資料 2
  - 社会福祉法(抄)
  - 社会福祉法施行令(抄)
  - 横浜市社会福祉審議会条例
  - 横浜市社会福祉審議会運営要綱
  - ・ 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(抄)
- 横浜市社会福祉審議会について 資料3
- 横浜における持続可能な福祉社会の構築について
  - ・これまでの検討経過等 資料4-1
  - ・答申案概要版資料4-2
  - ・答申案・関連資料 資料 4-3
- 横浜市中期4か年計画について 資料5
  - ・横浜市中期4か年計画概要版
  - ・横浜市中期4か年計画冊子
- 平成23年度 健康福祉局予算概要 資料6

# 横浜市社会福祉審議会委員名簿

(敬称略)

区分		氏 名	職 名	分科会
市会議員	1	nun toða 石井 睦美	横浜市会議員 健康福祉・病院経営委員会委員長	民生
	2	layi kaya <b>清水 富雄</b>	横浜市会議員 健康福祉・病院経営委員会副委員長	民生
	3	がいる <b>荻原 隆宏</b>	横浜市会議員 健康福祉・病院経営委員会委員	民生
社会福祉事業従事者	4	こいけ じゅんこ <b>小池 純子</b>	(社福)横浜市リハビリテーション事業団 常務理事	身障
	5	ささき ひろし <b>佐々木 寛志</b>	(社福)横浜市社会福祉協議会 会長	高齢
	6	たけだ かずお <b>竹田 一雄</b>	(社福)若竹大寿会理事長 介護老人福祉施設 わかたけ青葉 施設長	高齢
	7	なかにし はるゆき <b>中西 晴之</b>	横浜知的障害関連施設協議会 会長	民生
	8	<sub>なかの</sub> 中野 しずよ	NPO法人市民セクターよこはま 理事長	高齢
	9	はせがわ まさよし <b>長谷川 正義</b>	横浜市民生委員児童委員協議会 会長	民生
(五十音順)	10	ひうら みちえ <b>日浦 美智江</b>	(社福) 十愛療育会 理事長	身障
1順)	11	ほりこし <b>堀越 ひろみ</b>	(社)認知症の人と家族の会神奈川県支部 世話人	高齢
	12	まつい じゅうにん <b>松井 住仁</b>	(社)横浜市福祉事業経営者会 会長	高齢
	13	むろつ しげき <b>室津 滋樹</b>	横浜市グループホーム連絡会 会長	身障
	14	あいはら のぶゆき 相原 信行	横浜市町内会連合会 副会長	民生
	15	いまい みつお <b>今井 三男</b>	(社)横浜市医師会 会長	高齢
<b>~</b>	16	くまざわ みか <b>熊澤 美香</b>	弁護士	民生
学識経験者	17	くろさわ かずお <b>黒沢 一夫</b>	横浜市労働組合連盟 執行副委員長	身障
	18	ごとう よしこ <b>後藤 ヨシ子</b>	横浜商工会議所 副会頭	高齢
(五十音	19	しんぼ みか <b>新保 美香</b>	明治学院大学社会学部 教授	民生
音順)	20	はくの あきら <b>白野 明</b>	(社福)横浜市リハビリテーション事業団 顧問	身障
	21	はしもと やすこ <b>橋本 泰子</b>	大正大学 名誉教授	高齢
	22	ひらい あきら 平井 晃	(社)横浜市身体障害者団体連合会 理事長	身障
	23	ふじづか まさと <b>藤塚 正人</b>	神奈川新聞社 編集局報道部長	身障

# 横浜市社会福祉審議会事務局名簿

	八八二 上上 田 正 田 成 上	7-101-9 H 1-11
健康福祉局長	Ţ.	が、マット 立花 正人
保健所長(担	3 当理事兼)	豊澤 隆弘
健康福祉局 (保健医療图	担当理事 長務監・こども保健医務監)	ミズノ テッヒロ 水野 哲宏
健康福祉局	副局長(総務部長兼)	キシムラ ヒテンワ 岸村 英憲
健康福祉局	企画部長	スズキ タケシ 鈴木 猛史
健康福祉局	地域福祉保健部長	トクターフミオ 徳田 文男
健康福祉局	生活福祉部長	アオキ キョタカ 青木 清隆
健康福祉局	障害福祉部長	<sup>カミヤマ アッシ</sup> 神山 篤
健康福祉局	高齢健康福祉部長	オガワーとロコキ 小川 浩之
健康福祉局	健康安全部長	ハタザワ ケンイチ 畑澤 <b>健一</b>
健康福祉局	総務課長	プジスマ ジュンイチロウ 藤沼 純一郎
健康福祉局	職員課長	オオモリ ケンシ 大森 健志
健康福祉局	企画課長	thョ> *774 本吉 究
健康福祉局	企画課担当課長	#\dag{b}
健康福祉局	福祉保健課長	<sup>フカガワ</sup> アツコ 深川 敦子
健康福祉局	保護課長	マキグチ トオル 巻口 徹
健康福祉局	障害企画課長	細野 博嗣
健康福祉局	高齢健康福祉課長	シブグチ ヒロタカ 宮口 廣隆
健康福祉局	保健事業課長	ハヤシ アキロ 林 昭宏

### 社会福祉法 (抄)

昭和26年3月29日 法律第45号

第2章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

- 第7条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。
- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(組織)

- 第8条 地方社会福祉審議会は、委員35人以内で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第9条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第 10 条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

- 第 11 条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため 民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障 害者福祉専門分科会を置く。
- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

- 第 12 条 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。
- 2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合に おいては、第8条第1項中「35人以内」とあるのは「50人以内」と、前条第1項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」 と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第 13 条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で 定める。

### 社会福祉法施行令 (抄)

昭和33年6月27日 政 令 第 185 号

### (民生委員審査専門分科会)

- 第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会(法\*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。)の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は3人を超えてはならない。
- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

### (審査部会)

- 第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、 身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。
- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部 会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

\*法=社会福祉法(昭和26年法律第45号)

### 横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成12年2月25日条例第3号

(趣旨等)

- 第1条 この条例は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。) 第7条 第1項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に 関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。) とする。

(委員の任期)

- 第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、3年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了すると きまでとする。

(委員長の職務代理)

**第3条** 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名 する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、 審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の 規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第5条 法第11条第2項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議 するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

- 第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び 臨時委員は、委員長が指名する。
- 2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 第4条第1項及び第3項から第5項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。 (庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。
- 3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則(平成 12 年 9 月条例第 65 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月条例第 75 号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附** 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

### 横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日 最近改正 平成13年5月25日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)(以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)(以下「令」という。)及び横浜市社会福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第3号)(以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所管事項)

- 第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 民生委員の適否の審査に関すること。
  - (2) 身体障害者の福祉に関すること。
  - (3) 高齢者の福祉に関すること。
  - (4) 低所得者の福祉に関すること。
  - (5) その他社会福祉の増進に関すること。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

- 第3条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項 を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調 査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。
- 2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。
- 3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

- 第4条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

- 第5条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査 部会(以下「審査部会」という。)を置く。
- 2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 身体障害者の障害程度の審査に関すること。
  - (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関すること。
- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを 定める。
- 5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第6条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

- 第7条 審議会に幹事若干名を置く。
- 2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。 (会議の傍聴)
- 第8条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴 券の交付を受けなければならない。
- 2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

- **第9条** 会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)は、会場の指定された場所に着席 しなければならない。
- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委 員長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障がある と認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

- 第10条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。(会議の非公開)
- 第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第 31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するもの とする。
- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指 定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。 (委任)
- **第12条** この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が 審議会に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附即

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害 程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害 程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

### 附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会(以下「総会」という。)での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。
- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「「令第4条」を「令 第2条」に改める」規定を、「「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替える ものとする。

# 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(抄)

制 定 平成 12 年2月 25 日横浜市条例第1号

### (会議の公開)

第31条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関 (以下「審議会等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

# 横浜市社会福祉審議会について

### 1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており(必置義務)、社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)の調査審議を目的としています。

### 2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

### 3 審議会の構成

- ・審議会は、社会福祉法第8条により委員35人以内で組織することとなっており、 同第9条により、<u>市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のう</u> ちから市長が任命することとなっています。
- ・現在の委員数は23人で、委員の構成は次のとおり。

市会議員 3人

社会福祉事業に従事する者 10人

学識経験のある者 10人

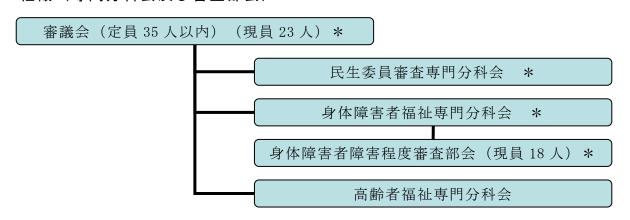
### (参考) 社会福祉法 第9条

地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは 中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうち から、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

### 4 任期

3年(現在の委員の任期は、平成22年1月12日~平成25年1月11日)

### 5 組織(専門分科会及び審査部会)



\*法令により、必置義務とされています。

裏面有り

### 6 審議会の開催状況

## (平成20年度)

·審議会:2回

· 民生委員審查専門分科会: 2回

- ・身体障害者障害程度審査部会(身体障害者の障害程度の審査、身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定):12回
- ・福祉人材の確保等に関する検討専門分科会(平成19年度設置):2回

### (平成21年度)

·審議会:1回

· 民生委員審查専門分科会: 2回

・身体障害者障害程度審査部会(身体障害者の障害程度の審査、身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定):12回

### 7 答申等の状況

諮問年月日	答申年月日	件	名
昭48.7.24	昭51.3.31	老人の居宅対策について	
昭48.7.24	昭51.3.31	身体障害者の居宅対策について	
昭51.7.20	昭53. 2.23	社会福祉施設のあり方について 1 老人福祉施設対策について 2 身体障害者の施設対策につい	いて
昭53.7.20	昭54.4.17	リハビリテーション施設のあり方	(中間答申)
P首 33. 7. 20	昭55.3.31	について	(答申)
昭53.7.20	昭55.3.31	高齢者の生きがい対策について	
_	昭55.10.30	国際障害者年についての意見具申について	
昭57.7.5	昭59.3.27	高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策	
昭57.7.5	昭59.3.27	身体障害者のスポーツ振興について	1
昭59.7.5	昭60.7.15	社会福祉施設の設置・運営のあり	(中間答申)
µ□ 09. 7 . О	昭61.10.27	方について	(答申)
平 2.4.27	平4.12.1	横浜市における地域福祉人材の育 のあり方について	成とその活用
	平14.12.16	地域福祉計画の策定について (意見具申)	
	平18. 1.31	民生委員あり方検討専門分科会報告	テ (報告)
_	平20.7.9	福祉人材の確保等に関する検討専 (報告)	門分科会報告

# 横浜における持続可能な福祉社会の構築について (答申に向けた検討経過)

### 1 諮問概要(諮問文は別添)

- <u>横浜市における 65 歳以上の高齢者人口は 2025 年には約 100 万人</u> (高齢化率 26.8%) と見込まれている。
- ・ 超高齢社会の到来の前に<u>支え合いの基盤となるべき地域、本市の財政状況、それぞれ</u> に課題を抱えている。
- ・ また、横浜市民意識調査の<u>心配事の上位に、「自分の病気や老後のこと」、「家族の健</u> 康や生活上の問題」が挙がるなど、市民の先行き不安が増大している。
- ・ そこで、<u>2025 年を見据え、行政や地域が果たすべき役割や、高齢社会における支え</u> 合いのあるべき姿など、横浜における持続可能な福祉社会の構築について諮問します。

### 2 諮問から答申案作成までの検討経緯

(1) 諮問及び専門分科会の設置(平成22年8月13日)

横浜市長 林 文子から横浜市社会福祉審議会委員長職務代理者 橋本泰子氏あてに 諮問。同日付で「横浜における持続可能な福祉社会の構築に関する専門分科会」を 設置(委員名簿別添)

- (2) 第1回専門分科会開催(平成22年8月23日)
  - 諮問内容説明
  - ・専門分科会会長等の選出 (会長に橋本泰子氏、会長職務代理者に中野しずよ氏を選出)
  - ・今後の議論の方向等について議論
- (3) 第2回専門分科会開催(平成22年10月19日)
  - ・自助、共助の領域の方向性について議論
- (4) 第3回専門分科会開催(平成22年12月21日)
  - ・公助の領域の方向性及び提言について議論
- (5) 第4回専門分科会開催(平成23年1月11日)
  - ・答申案について議論

### 3 今後のスケジュール

- (1) 横浜市社会福祉審議会総会(平成23年2月3日)において議論及び答申確定
- (2) 横浜市長 林 文子 あて答申(答申日については日程調整中)

横浜市社会福祉審議会 委員長職務代理者 橋本 泰子 様

横浜市長 林 文子

横浜における持続可能な福祉社会の構築について(諮問)

我が国では、世界に例のないスピードで高齢化が進んでいます。本市も例外ではなく、 団塊の世代が75歳を迎える平成37年(2025年)には、65歳以上の高齢者人口は市内で約 100万人となり、高齢化率は26%を超えると見込まれています。

こうした中、地域では、単身高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加などに加え、若年層の転出等により、地域コミュニティの維持が困難な限界集落的地域の出現が予測されるとともに、地域とかかわりを持たない市民が増加し、民生委員のなり手の減少や、自治会・町内会への加入率の減少など、支えあいの基盤となるべき地域の人材不足や、地域の疲弊感も徐々に生じています。

また、本市の財政面では、高齢者人口の増加等に伴い扶助費の増加が見込まれる一方で、 生産年齢人口の減少により個人市民税は大きく伸びず、平成23年度以降も大幅な税収の増加は見込めない状況にあります。

このように、様々な要因が複合化した超高齢社会の到来を前にして、平成21年度の横浜市民意識調査では、心配ごとの上位に「自分の病気や老後のこと」「家族の健康や生活上の問題」が挙がるなど、市民の先行き不安が増大しており、将来にわたって安心して横浜で暮らしていくための持続可能な福祉社会の構築について改めて検討する時期に来ていると認識しています。

そこで、団塊の世代が 75 歳に達する 2025 年を見据え、行政や地域が果たすべき役割や、 高齢社会における支え合いのあるべき姿など、横浜における持続可能な福祉社会の構築に ついて諮問します。 横浜市社会福祉審議会委員 各位

横浜市社会福祉審議会 委員長職務代理者 橋本 泰子

### 横浜市長からの諮問と専門分科会の設置について(報告)

盛夏の候ますすます御清祥のこととお慶び申し上げます。

今年2月に行われた総会において、事務局からご提案いただいた当会への諮問の件につきまして、 「横浜における持続可能な福祉社会の構築」について横浜市長から諮問を受けました。

つきましては、社会福祉法第 11 条第 2 項及び横浜市社会福祉審議会運営要綱第 3 条第 3 項により、臨時の専門分科会を設置し、検討を進めていくことといたしましたので、ご報告いたします。 今後の検討状況につきましては、適宜、情報提供をさせていただきます。御理解と御協力のほどお願い申し上げます。

#### 1 諮問事項

横浜における持続可能な福祉社会の構築について (諮問文は別添1のとおり)

### 2 専門分科会委員

横浜市社会福祉審議会委員から3名、その他専門委員3名の合計6名で構成 (名簿は別添2のとおり)

※専門分科会の委員は、横浜市社会福祉審議会条例第6条第1項により委員長が指名。

### 3 検討の予定案

12月までを目処に分科会を3~4回開催し、答申案のとりまとめを行います。

### 【事務担当】

横浜市健康福祉局企画課 野上、小田 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL 045-671-3662 FAX 045-664-4739

# 専門分科会委員名簿

(敬称略)

# ■社会福祉審議会委員

氏名	プロフィール
橋本 泰子	大正大学 名誉教授
【分科会会長】	
中野 しずよ	NPO法人市民セクターよこはま 理事長
堀越 ひろみ	社団法人 認知症の人と家族の会 神奈川県支部 世話人

# ■社会福祉審議会委員以外の専門委員

氏名	プロフィール
大江 守之	慶応義塾大学総合政策学部教授
(おおえ もりゆき)	【横浜市関連の委員等】
	横浜市住宅政策審議会委員、少子・高齢化社会における大都市コミ
	ュニティの暮らしやすさに関する調査研究委員 等
矢野 聡	東京大学社会科学研究所私学研修員 教授
(やの さとし)	【横浜市関連の委員等】
	横浜市保健医療協議会会長
斉藤 保	株式会社イータウン 代表取締役
(さいとう たもつ)	【横浜市での活動等】
	●NPO 法人市民セクターよこはま 運営委員
	●よこはま CBsmiles (横浜市コミュニティビジネス支援事業) 事業
	運営責任者
	㈱イータウンが運営する港南台タウンカフェは、魅力あるまちづくりの推進
	につとめ、特に著しい功績を挙げたとして、国土交通大臣から「まちづくり
	功労者」を受賞(平成22年6月15日)



# 横浜における持続可能な福祉社会の構築について ~自助・共助・公助の新しい関係構築に向けて~

■まとめ

### 1 横浜を取り巻く状況

### 年齢構成の変化

- 急速に進む高齢化
- 要介護認定者数は市内で約 20万人、少なくとも約10万人が 認知症高齢者に

### 家族の変化

- 単身又は夫婦のみ高齢者世帯 の増加
- 単独世帯がさらに増加、今後最 も多い世帯類型となる

### 地域の変化

- 郊外部の団地を中心に、コミュニティの 次世代継続が困難な地域が発生
- 市民活動への参加意欲が減少
- 隣近所との付き合い方は希薄化
- NPOの数は、一貫して増加

### 技術・コミュニケーションの変化

- インターネット普及率は、すでに 8 割弱に
- ICTを活用したコミュニケーション が活発化
- 民間等の技術開発が活発化

### 雇用の変化

- 就職氷河期世代を中心に、失業 福祉経費は一貫して増加、財政 者数が増加
- 女性の労働力率は向上

▶ 超高齢社会の問題を、高齢者の問題として特化せず、社会構造全体の問題として、若年世代も含めて考えていく

▶ 課題への対処療法ではなく、あるべき姿から逆算して考える(既存の社会システムの延長線上での対策は不十分)

● 非正規雇用と賃金格差が拡大

### 行政の変化

- は硬直化
- 行政需要は増大・多様化自治体 の責任・役割は増大

### ■様々な市民像(「横浜市民生活白書 2009」による8 つの市民像)

- ▶ 「健康不安と孤立感の強い向老期」(5.6%)⇔「生活不安がほとんどないリタイア世代」(9.1%)
- ▶ 「最低生活の確保に強いリスクを抱いている」のは高齢期前と20代の若年世代
- このまま策を打つことができなければ、2025年には、社会の高齢化に伴う人材・財源不足と 若年世代の弱体化という2つの大きな課題を背負いかねない

### 2 横浜における福祉社会構築の方向性

今後見込まれる変化を考えると、従来の社会保障(公助)だけでは限界。超高齢化する横浜を支えていく ためには、既存の公助のほころびを直すだけなく、市民の自立(自助)を支援し、地域でお互いに助け合う仕 組み(共助)を強化するとともに、それらを公助とうまく組み合わせ、社会の力を総動員すべき。

### 自助の領域のあるべき方向性~市民主体の領域~

### 【方向性①】高齢者の現役化などにより、経済面での自立度が高まっている

- □地域での雇用ニーズに対して地域の人材を供給し、「地産地消型の労働市場」を拡大させるなど、高齢者 も活躍できる場を確保する
- □市民が様々なサービスを安心して享受でき、経済的な活動が活性化されるよう、消費活動を促進する

### 【方向性②】市民の健康づくりに対する取組が進み、健康面での自立度が高まっている

- □市民や企業が健康づくりに主体的に取り組むインセンティブ(動機)をつくる
- □ポピュレーションアプローチと、ハイリスクアプローチを組み合わせ、健康政策の効果を高める

### |共助の領域のあるべき方向性||~地域主体の領域~

を考える

### 【方向性①】地域に愛着をもった市民が、それぞれの得意な分野を生かし、地域の活動に積極的に参加す る意識が醸成されている

- □面白い機能をつけたり、着眼点をかえるような機会を与えることで、参加したくなる「きっかけ」をつくる
- □業務で習得したスキルを生かしたり、遊休化している資産を貸したりするなど、多様な参加の仕方を作る
- □学校教育と連携し、地域活動へ参加することの価値観を醸成するなどの取組をすすめる

### 【方向性②】市民の地域活動を支える組織や仕組みが効果的に機能している

- □地縁組織(自治会・町内会等)と志縁組織(NPO等)のお互いの強みを生かし、連携する
- □ICT など新たなコミュニケーションツールを活用して、「顔の見える関係」を補完する
- □多世代交流や、活動を通じて人材を育成する仕掛けなど、組織の活性化策を組み込む □地域ケアプラザなどを中核に、きめ細かいサービスを提供している様々な活動をブランチ化する
- □社会的企業(ソーシャル/コミュニティビジネス)の注目が高まる中、事業・ビジネスとして成立させる仕組み

# 【方向性③】地域の支え合いにより、これまで家族が担ってきた部分(サービス)が補完されている

- □見守りネットワークや、買い物支援サービスなど既存の活動を奨励・促進する
- □地域の人たちが世代を超えて実家の用に集まれる場所など、より小さい単位で、集える場を創出する
- □ホームシェアや高齢者向け住宅との連携など、住まい方と家族機能の補完を一体的に考える

### 公助の領域のあるべき方向性~行政主体の領域~

### 【方向性①】地域の活性化を通して福祉社会の支え手が増加している

▶ 地域や市民の力を最大限に引き出し、未来の横浜を創り出す

□成長戦略の視点に立って地域における雇用を創出し、地域の人材を供給するなど、地域経済活性化による歳入増加策を考える □魅力的な制度を打ち出し、いわゆる生産年齢人口を呼び込むことで、生産年齢人口の割合を高める

### 【方向性②】満足度を下げずに行政サービスの提供方法が見直されている

- □年齢要件で一律的に提供している行政サービスの見直しなど、根本に立ち返って行政サービスの対象者や提供方法を見直す
- □他の行政サービスとの連携や、予防的施策の展開により、市全体の負担を抑制する、という観点(全体最適)で考える

## 【方向性③】自助や共助の力を引き出す環境が整っている

- □行政は自助や共助の力を引き出す役割を担い、事業実施主体は地域や市民であるということを認識して協働の環境づくりを進める
- □行政の縦割りの現状を認識しつつ、各制度をつなぐ機能や仕組みをつくる
- □自助・共助・公助の領域にとどまらず、地域・市民・行政の関与すべき度合を常に見直し「新たな助け合い」の姿を模索する

### 3 2025 年への提言

### 1 2025 年に向けた**「つながり方」-新たなおせっかいの提案-**

市内で単独世帯が増加し、近所付き合いが希薄化する一方で、新しい「つながり方」の模索が、様々な地域で始まっている。楽しみな がら社会とつながるインセンティブをつくったり、施設の運営や地域コーディネーターへの支援措置を充実したりすることが求められる。 また、要援護に関する情報を、これまでより積極的に地域に提供することも検討すべきである。

さらに、共助による「つながり」を期待できない地域は、ICT(情報通信技術)の活用による見守りや、地域包括支援センターによる伴走 的取組などを、地域特性に合わせて行政が積極的に支援していく必要がある。

### 2 2025 年に向けた「**働き方」 - 新たなワークスタイルの提案** - 2025 年に向けた「**働き方」 - 新たなワークスタイルの提案** - 2025 年に向けた「**働き方」** - 300 -

高齢化が一層進む中、介護・医療分野が今後の雇用の大きな受け皿となる。

また、地域の雇用ニーズを創出し、地域の人材を供給する"地産地消"型の労働市場をつくることも検討すべきである。 さらに、シルバー世代も含め、誰もがより長く楽しみながら労働できるような環境の整備、従来の労働とは違った価値観の醸成なども 重要である。

### 3 2025 年に向けた**「住まい方」-多様な住宅ストックの活用提案-**

地域で住み続けるためには、住宅そのものの居住性はもちろん、買い物など日常生活に必要なサービスや、いざというときの医療・介 護等のサービスを確保し、そのうえさらに、年金を中心とする自らの収入の範囲内で収めることが求められる。

横浜には集合住宅、戸建住宅など多くの住宅ストックがあるが、最近は空き家や空住戸が目立つ地域も出てきた。これからの高齢者の 住まいのニーズに対応するために、高齢者向けの新たな住宅整備に加え、空き家や空住戸も積極的に活用することが重要である。

#### ≪取組の進め方≫

①先進的事例・プロジェクトを積み上げる ②既存資源を最大限に活かす ③様々な主体とともに、解決策を考える

# (案)

# 横浜における持続可能な福祉社会の構築について

自助・共助・公助の新しい関係構築に向けて

横浜市社会福祉審議会

# 0 はじめに

横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)は、2010年8月13日、横浜市長から、団塊の世代が75歳に達する2025年を見据え、行政や地域が果たすべき役割や、高齢社会における支え合いのあるべき姿など、横浜における持続可能な福祉社会の構築について検討するよう諮問を受けた。

これを受け、審議会は、社会福祉法第11条第2項及び横浜市社会福祉審議会運営要綱第3条第3項により、臨時の専門分科会(「横浜における持続可能な福祉社会の構築に関する専門分科会」。以下「専門分科会」という。)を設置した。

専門分科会では、横浜の現状を分析するとともに、今後のあるべき姿や方向性、 そのために行うべき具体的な行動について議論を重ね、その後、平成23年2月に 開催された審議会総会において、分科会での検討内容について更なる審議を行っ た。

各種データが示す今後の変化は、急速な高齢化に加え、若年世代の未婚化や雇用不安など決して楽観視できるものではない。一方で、ことさら負の側面を強調し、危機感ばかりを募らせるのも適切ではない。そこで、審議にあたっては、希望の持てる福祉社会の構築に向けて、どのような施策が効果的なのか、そのヒント・解決の糸口を探ってきた。

本審議会は、社会福祉法において「社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査・審議する」とされているが、答申に向け、市内人口の年齢構成の問題や経済・雇用の問題など、様々な社会問題を多角的にとらえて議論してきた。今後、具体的施策を検討するにあたっては、本答申の趣旨を汲んでいただき、子育て支援や経済活性化、まちづくり等との連携をより一層進め、ぜひ実効性のある取組を進めていただくことを期待している。

ここに、これまでの検討結果をとりまとめ、答申する。

2011年(平成23年) 月 日 横浜市社会福祉審議会 委員長

# 1 横浜を取り巻く状況

# (1) 今後予想される変化

いわゆる団塊の世代が 75 歳となる 2025 年とは、どのような社会となるのか。 さまざまな変化が予想され、その姿を描くことは非常に困難であるが、このう ち、変化の度合いや影響が大きいと思われるものについて、以下のとおり整理し た。

## ①年齢構成の変化(それに伴う福祉サービスへの需要の拡大)

### ○急速に進む高齢化

横浜市においても少子高齢化は進行し、2025年には市内の人口の高齢者人口は約100万人となる見込みである。これは市内人口の26.8%であり、4人に1人以上が65歳以上の高齢者となる見込みである。

横浜市の特徴として、2025 年においても高齢化率は全国平均に比べて低いと 見込まれるものの、2005 年と比べた指数(増加率)は全国水準よりも高く、高 齢化のスピードが速いという点があげられる。

### 〇要介護認定者数は市内で約20万人に

2000年の介護保険導入以降、要介護認定者数は年々増加しており、2025年には、19.6万人が要介護の認定を受けると推計され、これは2010年1月1日時点の1.75倍である。

### ○75 歳から要介護認定率は急増

介護保険の要介護認定率を年齢別に見ると、65~74歳(前期高齢者)では約5%、75歳以上(後期高齢者)では約30%となっている。つまり、前期高齢者の大半は「元気高齢者」であり、本当の「介護問題」は後期高齢者の課題である。したがって、団塊の世代が75歳以上となる2025年頃に、介護ニーズが飛躍的に高まることが予想される。

### 〇少なくとも約 10 万人が認知症高齢者に

これまでの経験値から、要介護認定を受けた高齢者の約半数に、認知症の何らかの影響が見られることがわかっている。この傾向がそのまま続けば、2025

年には、少なくとも 19.6 万人×50%=9.8 万人が認知症高齢者になると推定される。

### ②家族の変化

### 〇高齢者の70%程度が単身又は夫婦のみ世帯に

65 歳以上の高齢者のいる世帯において、単身及び夫婦のみ世帯の割合は一貫 して増加している。このペースで増加を続けると、2025 年には高齢者の 70%程 度が単身又は夫婦のみ世帯となる可能性がある。

### 〇「単独世帯」が今後最も多い世帯類型に

横浜市将来人口推計によると、家族類型別世帯数の割合が、2025 年には「夫婦と子供からなる世帯(核家族)」よりも「単独世帯」のほうが多くなり、「単独世帯」が最も多い世帯のタイプとなると見込まれている。

今後も、核家族化以上に単独世帯化が進み、世帯規模はさらに小規模化していくであろう。

### ○未婚率・離婚率の上昇により、単独世帯はさらに増加

横浜市の生涯未婚率(50歳時点での未婚率)の推移を見ると、1990年以降、 男女ともに上昇傾向にある。また、若年層の未婚率も同様に上昇しており、30 ~34歳の男性の未婚率は2005年時点で約半数で、1980年と比べて約20%上昇 している。

婚姻件数が減少する一方で、離婚件数は増加している。1990年代に大きく増加し、2005年時点での離婚率は2.06%となっている。

こうした傾向が今後も続けば、単独世帯はますます増加すると見込まれる。 (2005 年時点では 30.2%が単独世帯である)

### ③地域の変化

### ○郊外部の団地を中心に、コミュニティの次世代継続が困難な地域が発生

主に1960年代後半から1970年代にかけて開発された郊外部の団地において、 若年層の転出と高齢者の増加が同時に進んでおり、地域コミュニティの次世代 への継続や高齢者の福祉についての取組みが必要となっている。

### 〇自治会町内会への加入率は逓減傾向だが、依然高水準

自治会町内会の加入率は8割弱となっており、大都市の中では高い水準である。また、加入世帯数は毎年増加しているが、加入率は逓減傾向にある。

### 〇市民活動への参加意欲が減少

2006年度の市民意識調査で「市民活動に参加してみたいとは思わない」と回答した市民は約3分の1(34.1%)となっており、1995年の調査と比較して、参加を希望しない市民の割合(19.4%)が、約15%増加している。

2010年度は、「市民活動に参加してみたいと思わない」が41.8%となり、この4年間で市民活動への参加意欲はさらに低下している。

### 〇隣近所との付き合い方は希薄化

隣近所との付き合い方について、隣近所の「顔も良く知らない」という市民が増加する一方で、「困ったときに相談したり、助け合ったりする」割合は減少し続けている。

### 〇NPO法人の数は、一貫して増加

横浜市内には 1,200 を超える多数のNPO法人が存在しており、一貫して増加している。このうち約 6 割が保健医療・福祉分野で活動している。また、訪問介護の事業主体の中で、NPO法人が全体の 13%を占めている。(2010 年 1月時点)

### ④技術・コミュニケーションの変化

### 〇インターネットの普及率は、すでに8割弱に

総務省の2009年度通信利用動向調査によると、2009年末のインターネット利用者数は、9,408万人、普及率78.0%となっている。近年、増加率は鈍化したものの、依然として増加傾向である。

特に、65~69歳の利用率は、2008年末の37.6%と比べて2009年末には58.0% と、他の年齢層と比較して大幅に増加している。

### 〇ICT\*1を活用したコミュニケーションが活発化

総務省の「ソーシャルメディアの利用実態に関する調査研究」によると、ブログの利用率が77.3%となるなど、ICTを活用したコミュニケーションが活

発化している。

また、"きずな"が近年薄れてきていると感じている人の3割強が、ブログやSNS (ソーシャルネットワーキングサービス)により「友人・知人のきずなが深まった」と答えており、ソーシャルメディア\*2の活用によるきずなの構築が徐々に浸透してきている。

- ※1 ICT: Information and Communication Technology (情報通信技術)
- ※2 ソーシャルメディアとは、ユーザーが情報を発信し、形成していくメディアのこと。個人が発信する情報が不特定多数のユーザーに対して露出され、閲覧したユーザーは返信することができる。ユーザー同士のつながりを促進する様々なしかけが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。ソーシャルメディアの例として、ブログ、SNS、動画共有サイト、掲示版などがあげられる。

### 〇民間の技術開発が活発化

少子高齢化をビジネスチャンスととらえ、介護ロボットの開発や、新たな宅配サービスの提供など、民間企業等による新たな技術やサービスの開発がすでに活発に行われているが、こうした動きは今後も続いていくと考えられる。

## ⑤雇用の変化

### 〇就職氷河期世代を中心に、失業者数が増加

1970年代以降、横浜市の完全失業率は、男女とも上昇傾向にあり、2005年には男性で 5.7%、女性で 4.8%となっている。

また、年齢別の完全失業者数の変化を見てみると、特に就職氷河期世代の20代~30代前半で増加が著しく、高水準で固定化されていく恐れがある。

### 〇女性の労働力率は向上

1980年以降、ほぼ全年齢階級で女性の労働力率が高くなってきており、特に20代後半の伸びが大きい。

今後も、雇用者として家庭の外で働く女性が増えていく傾向は続いていくことが見込まれる。

### 〇非正規雇用と賃金格差が拡大

1990年代以降、長引く不況や経済のグローバル化に対応するために、主に人件費抑制を目的として、正規雇用から賃金の低い非正規雇用へシフトした企業

が多くあったため、男女ともに非正規雇用者数と割合が増加している。 また、正規雇用者と非正規雇用者の仕事から得る収入には大きな差がある。

# ⑥行政の変化

### ○福祉分野の経費は一貫して増加し、財政の硬直化が進行

横浜市も、高度成長期には毎年約300億円の税収増が続いた時期もあった。 ここ10年間、個人市民税が伸び悩む中で本市の決算額は縮小傾向にあるが、福祉分野の経費(社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費等の合計)は一貫して増加し、2009年度決算(一般会計)で歳出全体に占める割合は32.0%となっている。

また、税収などの一般財源のうち、人件費や扶助費などの義務的経費が占める割合を示す「経常収支比率」は増加の一途である。2009年度決算では経常収支比率が95.8%となっており、財政の硬直化が進んでいる。

### 〇行政需要は増大・多様化

本市では膨大な施設を保有しているが、昭和40年代以降の人口急増期に集中 整備した施設が老朽化を迎えるため、今後、保全費の増加が見込まれる。

一斉に老朽化する社会資本ストックへの対応も必要であるが、そのほかにも、 低迷する経済への対策、深刻化する環境問題、防災・防犯への対応など、行政 に対する需要はさらに増大・多様化していくと考えられる。

### 〇地方分権の流れに伴い、地方自治体の責任・役割は増大

さまざまな行政課題に対して中央政府が画一的に意思決定を行うのではなく、 地域の課題への対応は地域が考え、柔軟に行動する「地方分権」の流れは今後 加速すると考えられる。こうした中、地方自治体としての横浜市の責任と役割 は、ますます大きくなっていくと見込まれる。

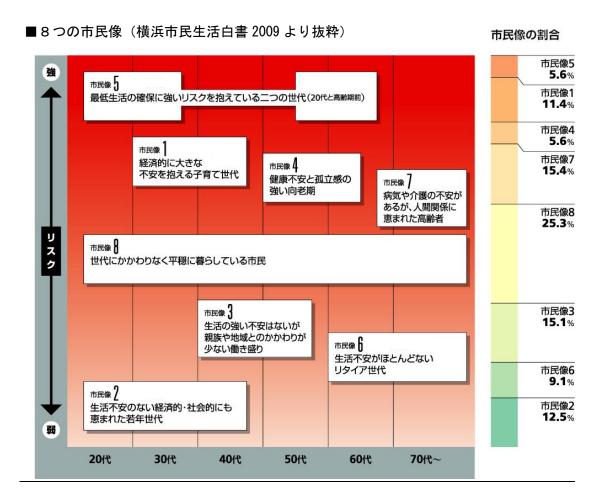
# (2)様々な市民像

ここまで、分野ごとに予想される変化を整理してきたが、こうした変化に直面する「市民」とは、どのような姿なのか。施策の対象となる市民について、具体的なイメージを整理する。

横浜市民生活白書2009では、次のような8つの市民像が示されている。

「健康不安と孤立感の強い向老期」の方が 5.6%いる一方で、「生活不安がほとんどないリタイア世代」も 9.1%も存在しており、高齢者というひとくくりで一律の政策展開を図ることには疑問が残る。

また、「最低生活の確保に強いリスクを抱いている」のは高齢期前と 20 代の若年世代である。超高齢社会の到来は、高齢者数の増加に対応するための人材や財源の不足が問題となっていることも確かであるが、雇用不安などにより若年世代も大きなリスクにさらされており、このまま策を打つことができなければ、2025年には、社会の高齢化に伴う人材・財源不足と若年世代の弱体化という 2 つの大きな課題を背負いかねない。



# (3) まとめ

今後想定される変化(年齢構成、家族、地域、技術・コミュニケーション、雇用、行政)や様々な市民像を踏まえ、次の3つの点を念頭に、横浜における福祉 社会構築のあるべき方向性を考えていくこととした。

### ○超高齢社会の問題を、高齢者の問題として特化しない

横浜の「8つの市民像」から言えるのは、2025年の問題は高齢者のみの問題ではないということである。年齢構成、家族や地域、雇用状況の変化は、各世代のリスクを高める恐れがあり、社会構造全体の問題として、若年世代も含めて考えていく必要がある。

### ○課題への対処療法ではなく、あるべき姿から逆算して考える

今後横浜市民が直面する変化は、公助を中心に構築された戦後の福祉社会システムの条件を大きく変えるものである。持続可能な福祉社会を構築していくためには、既存(公助中心)の社会システムの延長線上で対策を講じるだけでは不十分である。

市民の自立(自助)や、地域での支えあい(共助)も含め、今後の福祉社会の "あるべき姿"を見据え、その姿の実現に向けて、具体的な行動を考えていく必要がある。

### ○地域や市民の力を最大限に引き出し、未来の横浜を創り出す

人口 368 万人を誇り、全国で最大の基礎自治体である横浜の市民の力は、全国のどこの自治体にも勝る力を有している。市内への転入と市外への転出は、高度経済成長期をピークに、その後も一定の人口流動が続いているが、市民意識調査によると、8割近くもの市民が横浜に愛着や誇りを感じている。

人口が多ければ、もちろんそれだけ課題も多いが、絶対数として地域や市民の力が大きいということは、その力をつなぐことができれば大きな課題を乗り越える力となりうるし、また、成功の秘訣を市内に展開すれば、その効果も非常に大きい。

比較的高い自治会町内会への加入率、1,200 を超えるNPO法人など、これまでの横浜が市民の力と意欲によってつくられてきたことを踏まえ、地域や市民の力を最大限に引き出し、未来の横浜を創り出すという発想が重要である。

# 2 横浜における福祉社会構築の方向性とは

市民の基礎的な生活を支えるのが社会保障制度(公助)であり、生活保護や年金・保険制度などは、基本的には「所得の再分配」を行うことで、市民の経済的な保障を提供してきた。

しかし、こうした所得の再分配では、人口が減少する一方で受給者たる高齢者の比率が上がれば、社会全体の負担は重くなる一方である。総人口に占める生産年齢人口の割合が一定以上であれば、こうした社会保障制度は効果的に機能してきたが、今後見込まれる人口構成の変化を考えると、従来の社会保障(公助)だけでは、将来にわたって市民に安心を提供できないことは、明らかである。

超高齢化する横浜を支えていくためには、既存の公助のほころびを直すことに とどまらず、市民の自立(自助)を支援し、地域でお互いに助け合う仕組み(共 助)を強化するとともに、それらを公助とうまく組み合わせ、社会の力を総動員 することが必要不可欠である。

本答申においては、まず自助・共助・公助の領域のあるべき方向性と、実現に向けた視点について、以下に示すこととする。

# (1)自助の領域のあるべき方向性 ~市民主体の領域~

国民皆保険・皆年金制度が発足した 1961 年当時、日本の平均寿命は男性で 66.03歳、女性で 70.79歳であった。その後、平均寿命は大幅に延伸し、2005 年の横浜市の平均寿命は、男性 79.8歳、女性は 86.2歳となっている。客観的な比較データはないものの、社会保障の制度設計時点と今日では、65歳の"健康度"は大きく異なってきているのではないだろうか。

平均寿命が 80 歳を超える今日では、統計上の「高齢者」となる 65 歳は、健康 面においても、また、経済活動の面においても、まだまだ現役という方が大多数 である。

持続可能な福祉社会を考えていくうえで、若年層(生産年齢人口)を「支援する側」、高齢者を「支援される側」という考え方から脱却し、すべての市民が自立して生涯現役となるよう、経済活動を活性化したり、健康面での自立を促進したりすることが重要である。

### 【**方向性**①】高齢者の現役化などにより、経済面での自立度が高まっている。

高齢者の就労の機会が創出され、高齢者が若者とともに働き、社会の担い手として位置づけられることや、地域で活躍してもらうことは、地域の活性化に大いに効果があると考えられる。一定の年齢で一斉に引退するのではなく、これまで培ってきた知識やノウハウを生かしつつ、現役世代のような勤務形態ではない、高齢社会にあった、柔軟な働き方があってしかるべきである。

また、高齢者を狙った悪質商法による被害事例も後を絶たないが、経済面での 自立度を高めるため、様々なサービスを安心して享受できるよう環境整備を進め ることも重要である。

### 視点① 高齢者も活躍できる場を確保する

- 経済的な活動を活発化させるためには、たとえば、地域での雇用ニーズに対し地域の人材を供給する、いわゆる「地産地消型の労働市場」を拡大させるなど、高齢者も活躍できる場を確保する取組が効果的である。
- 高齢者、専業主婦、学生等を担い手に、賃金よりも働き方(時間や回数などの自由度)を重視した「生活課題解決型サービス業」などの新しい労働モデルも効果的である。

### 視点② 市民の消費活動を促進する

- 公共サービス、民間サービスを問わず、より多くのサービスが市内で供給 されれば、消費者である市民の利便性を向上させるとともに、地域経済の 活性化という観点からも、歓迎すべきことである。
- 超高齢社会を迎えるにあたって、企業、大学、NPO法人など、様々な主体が新たなサービスの検討・開発を進めている。例えば、所得を確保するための資産活用サービスや、インターネットを通じてより安いコストで共同購入する仕組み、新たな宅配サービスなどが挙げられる。
- その一方で、新サービスに対する分かりにくさ、不便さ、あるいは悪質な サービスへの不安などが存在し、新たなサービスの登場が、即消費につな がらない面もある。
- 市民がさまざまなサービスを安心して享受でき、経済的な活動が活性化されるよう、新たなサービスを消費するにあたってのハードルを一つ一つ行政が中心となって取り除いていくことも効果的である。

### 【方向性②】健康づくりに対する取組が進み、健康面での自立度が高まっている。

自立した暮らしには、健康の維持が大前提となるが、特に壮年期から高齢期に おいて、毎日の生活の舞台である身近な地域で、楽しみながら健康を維持してい くことが重要である。

一人ひとりが健康を維持できることは、本人にとってのメリットのみならず、 医療や介護給付の抑制にもつながり、健全な財政運営にも寄与する。

また、健康面での自立は新たなサービスなどの需要を喚起し、経済活性化への 貢献も期待できる。

### 視点① インセンティブ(動機)をつくる

- 健康面での自立に大切なのは、本人が健康に対する意識を持ち、健康維持に向けて自ら行動することである。健康の維持は当然本人にとってメリットのあることだが、予防的な取組は実際には難しく、予防の取組を促すためには、インセンティブづくりが効果的である。
- 動機づけのアイデアとしては、たとえば次のようなものが挙げられる。
- ▶ 市民が自ら進んで健康づくりや介護予防に取り組みたくなるようなポイント制度の創設
- ▶ 行政が行う入札や指定管理者制度等の選定において、事業者の行う健康増進・予防の取組を指標化し、評価することで、事業者の取組を促進
- ▶ 地域の公園や小学校でのラジオ体操などを実施し、「そこへ行くのが当たり前」と思ってもらえるような仕掛けづくり(子供たちが来ると、その親が来て、また地域の人たちも出てくるようになる)
- 「健康づくり」を活用し、他世代と楽しみながら交流することは、地域の つながりづくりや、若年層の地域参加などにもつながる。

### 視点② 健康政策の効果を高める

- 生活習慣病予防対策をはじめとする健康政策の効果を高めるためには、ポピュレーションアプローチ\*\*1とハイリスクアプローチ\*\*2のそれぞれの観点から、両者を適切に組み合わせることが重要である。
- ※1、※2 危険度が高い者に対して、その危険度を下げるよう働きかけをして病気を予防する方法をハイリスクアプローチと呼び、集団全体に対して働きかける方法や環境整備をポピュレーションアプローチと呼ぶ。

# (2) 共助の領域のあるべき方向性 ~地域主体の領域~

人々の協調行動を活発にする「信頼性」「互酬性」「市民参加のネットワーク」 といったソーシャル・キャピタル(社会関係資本)が充実している地域では、地 域経営が効率的に機能するほか、人々の安心感を醸成する可能性があるとの研究 成果も多数報告されている。

自治会町内会への加入率は逓減傾向にあるが、このまま地域における協力関係が弱まっていけば、地域経営は困難となり、不安感は高まっていく恐れがある。 少子高齢化が進む中で、地域社会が自らソーシャル・キャピタルを充実させ、自前の知識や資源で問題を解決していくことが重要である。

近年、長寿化や子育て、環境、まちづくりなどの社会的な課題をビジネスの手法で解決する「社会的企業 (ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス)」が注目を集めている。持続可能な福祉社会構築のためには、事業として地域で公共的サービスを提供し、その対価を受領するという形態も、今後の共助を考えていくうえで大切な役割を担っていくと考えられる。

【**方向性**①】地域への愛着をもった市民が、それぞれの得意な分野を生かし、地域の活動に積極的に参加する意識が醸成されている。

近年、地球環境への関心をはじめとして、市民の社会貢献に対する意識は高まってきている。こうした関心の対象が、環境問題にとどまらず、福祉社会への貢献にも向けられ、地域への愛着をもった市民が、それぞれの得意な分野を生かし、地域活動に参加する意識が醸成されていることが、共助を育むうえで何よりも必要である。

### 視点① 参加したくなる「きっかけ」をつくる

- 例えば学生に「地域活動をやらないか」とか「商店街活性化を一緒にやろうか」と言っても誰も反応しない。おもしろい機能をつけるとか、職員やコーディネーターの発想、着眼点を変えるような機会を与えることで、大きく変わっていくと考えられる。
- 地域活動=ボランティアというのではなく、「互酬性」を担保することで、 一定の収入を確保し、活動を促進するということも効果的である。

### 視点② 多様な参加の仕方を作る

- これまで地域活動に参加したことのない人が、活動に参加するには、越えなければならない高いハードルが存在する。しかし、現在の仕事の延長上に、地域活動への参加という道があれば、比較的ハードルが低いのではないか。最近では、プロボノ(pro bono)という形の社会貢献の動きも見られる。これは、自分の職能と時間を提供して社会貢献を行うことである。
- 金銭的な支援は難しくても、個人が業務で習得したスキルを生かして、その一部を社会に還元したり、遊休化している資産を貸し出したりするなど、 画一的でない、多様な参加の仕方を示すことも重要である。

### 視点③ 学校教育と連携する

- 地域活動を活性化するうえでは、経済的(金銭的)な価値のみならず、地域活動が活性化することへの価値を認めるなど、新たな価値観の醸成が重要である。しかし、新たな価値観の醸成は一朝一夕にできるものではなく、学校教育との連携など、引き続き地道な取組が必要である。
- 横浜市では、横浜(まち)の特色(自然、歴史、文化)や毎日の生活の中から問題を見つけて解決していく学習として、多くの人とかかわりながら体験を通して学習する『横浜の時間』が推進されている。例えば、こうした時間を活用して、横浜を教材にした学習を推進し、横浜(まち)に誇りや愛着を感じ、地域や社会に貢献しようとする広い視野を育むことも効果的である。

### 【方向性②】市民の地域活動を支える組織や仕組みが効果的に機能している。

自治会町内会など地域に根差した組織(地縁組織)は、地域活動の担い手として非常に重要な役割を果たしているが、情報化やネットワーク化により、旧来の社会システムを凌駕するスピードと量で公共に対する需要が出てきている。こうした需要に対して柔軟に、迅速に応えていくためには、NPO法人をはじめとした様々な団体と連携していくことが必要である。

また、地域活動は相互の信頼によるところが大きく、新しい団体が、一朝一夕に地域で活躍できるわけでもない。地縁組織の活動と、志縁組織(NPO法人、ボランティア団体等)の活動が連携、時には融合し、地域における「共助」が効果的に機能していることが大切である。

### 視点① 地縁組織と志縁組織の強みを生かす

- 家族の変化や、自治会町内会の加入率の状況、NPO法人数の伸びなどを 勘案すると、地域活動の担い手も変わっていくことが考えられる。
- 地縁組織と志縁組織(NPO法人、ボランティア団体等)には、それぞれ 強み・弱みがある。「連携ありき」ではなく、それぞれが目標を共有し、互 いの有する強みを活用して弱みを補完するような連携(Win-Win の連携)を 進めることができれば、地域活動の担い手として非常に高い効果が期待で きる。

### 視点② ICT (情報通信技術) により「顔の見える関係」を補完する

- 最近では、ICTを活用して、インターネット上のバーチャルなコミュニティも築かれつつある。ICTのコミュニケーションツールを活用して失われた地域の絆を再生・再構築し、疲弊した地域社会を回復する効果については、総務省の情報通信白書でも検証されている。
- あくまでも顔の見える関係がないと、なかなか地域コミュニティの「主役」にはなれないと考えられるが、今後の暮らしの中でICTの与える影響が大きくなることは確実であり、顔の見える関係を補完するものとして、活用していくことが重要である。

### 視点③ 人材育成など、組織の活性化策を組み込む

- 子育て世代、小学校や中学校のPTA関係の集まりの人たちが活気づくと、 地域が活気づくことが多い。
- 地域の取組は往々にして「次に続く人がいない」という課題に直面する。地域活動を通じて、「成長する(させる)」という観点を常に持つことで、次の世代の育成にもつながる。
- 多世代の交流促進や、活動を通じて成長する仕掛けなど、組織の活性化策 をあらかじめ組み込んでいくことが重要である。

### 視点④ 地域ケアプラザなどを中核に、様々な活動をブランチ化する

- 横浜市の地域ケアプラザは、横浜市独自の施設として地域の福祉・保健活動を支援し、サービスを身近な場所で総合的に提供しているが、中学校区のエリア全般をカバーするのは難しい。
- 地域ケアプラザに地域包括支援センターと地域活動交流部門を併設し、コーディネーターを配置しているという強みを生かし、福祉保健の拠点とし

てさまざまな活動をブランチ化し、つないでいくような姿が望ましい。

### 視点⑤ 事業・ビジネスとして成立させる

- 多様化、複雑化する地域ニーズに対応できる担い手の一つとして、社会的 企業への期待は大きい。地域で必要とされるサービスを提供し、地域で運 営する事業・ビジネスとして成立させることができれば、人材や財源の観 点から、より継続的な展開がしやすくなる。
- 社会的企業が地域で活躍し、地域とともに発展することができれば、その 地域におけるソーシャル・キャピタルを充実させることにもつながる。
- さらに、行政との連携や地縁組織との連携が進めば、互いの資源や知恵が効果的に結びつき、さらなる力が発揮され、地域の実情に応じたきめ細かいサービスや新しい価値・魅力の創造が期待できる。

# 【**方向性③**】地域の支え合いにより、これまで家族が担ってきた部分(サービス)が補完されている。

単身または夫婦のみ世帯の増加にともない、家族で支え合う力を失っていく中で、生活支援(買い物支援・移動支援など)など、これまで家族が担ってきた部分(サービス)を支える必要がある。

すでに一部の地域で、家族に代わってこうした需要を支える取組が行われつつ あるが、地域や行政の役割を整理しながら、さらに多くの地域で展開していく必 要がある。

### 視点① 既存の活動を奨励・促進する

- 家族機能が弱っていく中で、見守りネットワークや買い物支援サービスなど、実際に動いている活動がたくさんある。前向きなコミュニティ支援、家族支援という活動の芽をより一層奨励して引き上げていくことも有効である。
- こういった活動が新しい福祉社会を築くというような側面援助を行い、支 えていくという姿勢が重要である。

### 視点② より小さい単位で、集える場を創出する

● 地域の人たちが世代を超えて実家のように集える「場」を普及させること も、解決の1つの方法である。

### 視点③ 住まい方を工夫する

● 国土交通省が実施した「長期優良住宅先導的モデル事業 (2009 年度)」において、ホームシェアプログラムが研究されているが、今後の高齢者向け住宅との連携や、市内に30 校ある大学の学生と高齢者の同居推進など、住まい方と家族機能の補完を一体的に考えることも大切である。

# (3)公助の領域のあるべき方向性 ~行政主体の領域~

今後財政状況がさらに厳しくなってくれば、「命を守る」ための予算を優先し、「よりよい生活を送る」ための生活支援は後回しになる恐れがある。実際に、平成24年度の介護保険制度改正に向けた国の審議会においても、生活援助を絞り込む方向での議論が行われている。

しかし、財源がないからサービス(歳出)を絞りこむと、不安の連鎖がとまらず、長期的に見て負担増につながっていくという悪循環に陥りかねない。歳出の抑制は避けては通れないが、同時に、市民が安心感を持てる具体的な成功事例を創出していくことが求められる。

また、経済的問題に限らず、認知症や精神疾患など複数の要因が重なり、自力で必要な制度・サービスを利用して課題解決を図ることが困難な市民の増加が見込まれる。今後の福祉を考えるにあたって、こうした方々への支援は非常に重要な課題である。

社会保険などの社会保障は、国の制度によるところが大きく、一自治体である 横浜市がこれらの制度を直接的に改正することはできないが、今後、地方分権が 一層進展していく中で、地域の活性化を図り社会保障制度の安定的運用につなげ ていくために、横浜市が果たすべき役割は大きい。

特に、地域・市民に一番近い基礎自治体として、地域や市民の力をいかに引き出すか、横浜市の力量が大きく問われるところである。

### **【方向性①**】地域の活性化を通して福祉社会の支え手が増加している。

市の基盤を強化していくためには、2025年の福祉社会の問題を高齢者の問題として特化するのではなく、ワーク・ライフ・バランスやディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)など、若い世代が過ごしやすいということをアピールすることが重要である。そのことは、全国から意欲のある活動的な方々を横

浜に引き寄せ、地域の活性化、引いては財政の安定化にもつながる。

#### 視点① 地域経済の活性化による歳入増加策を考える

- 横浜市の経済成長に向けた戦略的な視点を持って、地域における雇用を創出し、地域の人材を供給することで、地域の労働市場を拡大するという視点がまず大切である。
  - こうした地域経済の基盤強化が、行政の歳入の基盤づくりにつながってい くのである。
- 今後、介護従事者の人員不足が懸念されているが、横浜市では、訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程を修了し、市内の福祉施設等で3か月以上就業した市民に受講料を助成している。この助成を通じて、これまでに市内で2,000人以上の方が就業した。こうした支援策を長期的に進めていけば、福祉のみならず、雇用・地域経済の活性化に資する。
- 市民全体が一様に担税力を持った支え手ではない。福祉社会の支え手増加 策の具体的な検討にあたっては、どのような支え手をどのように増やして いくのか、きちんと対象を明確にしておく必要がある。

## 視点② 生産年齢人口の割合を高める

- 福祉社会の担い手を増やす方策として、いわゆる生産年齢人口の割合を高めることも重要である。例えば、子育て支援や小児医療費助成など、若年世代が引っ越し先を検討する際に、横浜市を選択するような、魅力的な制度を打ち出すことができれば、いわゆる生産年齢人口の増加策として効果的である。
- 市内への流入もそうであるが、市外へ「流出させない」努力も必要である。

#### **【方向性②**】満足度を下げずに行政サービスの提供方法が見直されている。

市の財政を取り巻く状況は厳しく、従来の行政サービスを今後も幅広く提供していくだけの体力は期待しにくい。

行政サービスの選択と集中、また、長期的な視点で行政負担を抑制する仕組みづくりを進め、負担を抑制しつつもサービス水準を維持していく、あるいは、同じ人材・財源を投入するのであればより高い施策効果をあげられるような工夫をすべきである。

## 視点① 根本に立ち返って行政サービスの対象者や提供方法を見直す

- 高齢者支援といっても、比較的裕福な高齢者も多く存在する一方、生産年齢人口として福祉社会の支え手となるべき若年層の疲弊も見られる。最小限のサービスは保障しつつも、選択と集中により行政サービスのメリハリを利かせるために、年齢要件で一律的に提供している行政サービスの見直しなど、真に必要としている人にサービスが提供されているのか、また、受益者負担の在り方などを含め、改めてサービスの対象者や提供方法を見直すことが重要である。
- 限られた財源の中で、市民が必要としている効果が得られるよう、行政サービスの提供方法を見直すことも有効な手段である。 その一つの例として、「在宅心身障害者手当」の見直しが挙げられる。横浜市では、障害者の在宅福祉施策がほとんどなかった 1973 年につくられた在宅心身障害者手当のあり方について、障害者やその家族、学識経験者も含めて検討を重ね、個人に支給する手当を、多くの障害者やその家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」などの必要な施策に転換すべきとされたことを受け、手当を廃止し、その
- 行政サービスの見直しには、市民の理解は欠かせない。横浜市の置かれた 財政状況をきちんと行政が説明し、市民の協力が得られるよう努めること が重要である。

#### 視点② 市全体の負担を抑制する観点(全体最適)で考える

財源を活用し将来にわたる安心のための施策に転換した。

- ある行政サービスを単体でみるとこれ以上の歳出削減が困難な場合でも、 他の行政サービスとの連携や、他の予防的施策の展開によって、市全体で みると歳出が抑制されるという視点も大事である。
- 例えば、高齢者の住宅施策と介護施策を一体的に展開することで、効率的に行政サービスを提供したり、健康づくりを推進して医療費や介護給付費を予防・抑制したりすることなどが挙げられる。
- 横浜市の 2010 年度の生活援護予算額(生活保護費、援護対策費)は、前年度から 160 億円以上増加し、1,100 億円を超えた。生活保護の対象になるまで支援ができないというのではなく、生活保護の受給対象とならないような予防的方策があれば、行政の負担抑制効果も期待できる。
- 予防等の取組を推進していくためには、その施策効果を例えば経費削減額 のような形で可視化することが重要である。

#### 【方向性③】自助や共助の力を引き出す環境が整っている。

近年、これまで行政が主体的にサービスを提供してきた分野においても、地域で様々な民間セクターによりそれらのサービスが提供されるようになってきている。横浜市もこれまで、市民、自治会町内会、企業、NPO法人など様々な主体と地域の課題解決に向けて協働する環境づくりを進めてきた。今後もこうした自助・共助の力を引き出し、地域の課題を地域で解決するために、必要とされる支援を行政が行っていくことが重要である。

## 視点① 行政の役割と事業実施主体を分けて考える

● 行政は、地域活動のコーディネートや、活動を開始するきっかけ作りなど、 自助や共助を支援する役割を担い、事業実施主体は地域や市民であるとい うことを認識して協働の環境づくりを進めることが重要である。

#### 視点② 行政の縦割りをつなぐ仕組みをつくる

- 自助や共助を支援する際、しばしば行政の縦割りが問題となる。専門性が 求められるという行政の性質上、縦割りをなくすことは現実的ではないが、 縦割りの現状を認識しつつ、各制度をつなぐ機能やシステムをつくること が必要である。
- 例えば、専門的で縦割りの社会保障制度の狭間で孤立し、生活困難な状況 に陥っている人に対し、本人の意向を尊重しつつ課題解決に向けて共に動 く、いわば「伴走者」のような機能や、複数の支援者間の「司令塔」機能 の整備などが効果的である。

#### 視点③ 「新たな助け合い」の姿を模索し続ける

- これまで、自助・共助・公助の領域で検討を行ってきたが、2025 年までの期間で考えると、これらの領域の垣根はより流動的になっていくと考えられる。
- 時代の状況を敏感に察知し、試行錯誤を続けながら、市民・地域・行政などの各主体が関与すべき度合いを常に見直し、「新たな助け合い」の姿を模索し続けることが重要である。

## 3 2025 年への提言

この答申で示す方向性は、多岐に渡り、それぞれが困難度の高い課題を有している。課題の解決に向け効果的に取り組んでいくため、本分科会での議論を踏まえ、カギとなるいくつかのコンセプトと取組の進め方を提示する。

## (1)人口減少・超高齢社会に向けて今後取り組むべき課題

持続可能な福祉社会の構築に関して、一番根本的な課題は、年齢構成の変化であろう。しかし、年齢構成を戻すことは容易ではない。子育て支援の取組はもちろん重点的に進める必要があるが、2025年には26.8%という高齢化率が見込まれる中で、どうすれば安心して老いることができるのか、早急に検討することが重要である。

そこで、今後取り組むべき課題として、安心して高齢期を迎えることができる ための3つの要素、「つながり方」「働き方」「住まい方」を提示する。

安心して高齢期を迎えられるということは、結果として、安心して子供を産めるということにもつながっていくだろう。

### ①2025年に向けた「つながり方」 — 新たな「おせっかい」の提案

市内で単独世帯が増加し、近所付き合いが希薄化する中で、万が一の場合でも「助けて」と言い出せない社会になりつつあるが、一方で、新しい「つながり方」の模索が、様々な地域で始まっている。実家のように集まれる場の提供や、地域サロンの取組などは、従来の家族機能を補完する新たなつながり方を指し示していると言えるだろう。

これらの取組を広めるため、楽しみながら社会とつながるインセンティブをつくったり、施設の運営や地域コーディネーターへの支援措置を充実したりすることが求められる。また、共助に必要な要援護に関する情報を、これまでより積極的に地域に提供することも検討すべきである。

さらに、共助による「つながり」を期待できない地域は、ICT(情報通信技術)の活用による見守りや、地域包括支援センターによる伴走的取組などを、地域特性に合わせて行政が積極的に支援していく必要がある。

地縁・志縁にとどまらない新たな「つながり」は、地域における自分の居場所 を確保し生き生きと暮らすための基盤ともなるであろう。

#### ②2025年に向けた「働き方」 — 新たなワークスタイルの提案

日本経済の長期低迷から抜け出すために、その活路を海外進出に見出すとともに、新たな成長分野の創出が求められているが、高齢化が一層進む中、介護・医療分野が今後の雇用の大きな受け皿となるのは明らかである。

また、子育て支援策との連携、農業分野との連携などにより、地域の雇用ニーズを創出し、地域の人々が働く"地産地消"型の労働市場をつくることも検討すべきである。

さらに、シルバー世代も含め、誰もがより長く楽しみながら労働できるような環境の整備、従来の労働とは違った価値観の醸成なども重要である。介護ボランティアポイント制度の急速な普及は、こうした潜在的担い手が多く存在することを示している。

超高齢社会に対応した新たな働き方は、経済活動の活発化に資することに加え、共助によりサービスの提供がされるほか、公助の基盤強化にもつながるであろう。

#### ③2025年に向けた「住まい方」 ― 多様な住宅ストックの活用提案

生活の基盤となる住まいのあり方は、非常に重要なテーマである。

地域で住み続けるためには、住宅そのものの居住性はもちろん、買い物など日常生活に必要なサービスや、いざというときの医療・介護等のサービスを確保し、 そのうえさらに、年金を中心とする自らの収入の範囲内で収めることが求められる。

横浜には集合住宅、戸建住宅など多くの住宅ストックがあるが、超高齢社会への備えは十分ではなく、最近は空き家や空住戸が目立つ地域も出てきた。これからの高齢者の住まいのニーズに対応するためには、高齢者向けの新たな住宅整備に加え、空き家や空住戸も積極的に活用することが重要である。

また、最近では住まいを通じたコミュニティづくり、つまりホームシェアリングなどにより世代間の交流を促進する事例も見られるようになってきた。

生活に必要なサービスと収入に見合った負担額、さらには社会とのつながりが持てる住まい方 — そんな住まい方への処方箋を示すことができれば、市民にとって大きな安心材料となるであろう。

## (2)取組の進め方

#### ①先進的な事例・プロジェクトを積み上げる

超高齢社会に向けて、横浜市ではすでにたくさんの先進的な取組が進められて おり、全国に向けて情報発信されている取組も数多い。

このような様々な取組を行政が組織横断的に支援し、その成果を例えば「中心市街地での事例」、「郊外大規模集合住宅での事例」、「郊外の小規模戸建住宅」などのカテゴリー別に積み上げ、整理・評価して、制度として普遍化できるのであれば、制度化し拡げていけばよい。

#### ②既存資源を最大限に活かす

ひと(横浜の特徴として高学歴の中高年のボランティア等)、もの(多様な住宅ストック、地域ケアプラザなどの本市独自施設等)、かね(高所得者や篤志家の寄付)、情報(福祉保健医療の様々なネットワーク)など、ソフト・ハードを問わず横浜市には誇るべき社会資源が数多くある。これらの社会資源を総動員して、本格的な高齢社会に備えるべきである。

#### ③様々な主体とともに、解決策を考える

企業、大学、NPO法人など、様々な主体が高齢化対策に取り組んでいる。

こうした中行政は、社会が抱えている課題を広く提示し、アイデアを募り、課 題解決に向けてコーディネート機能を発揮していくべきである。

さまざまな主体の「想い」がつながり始めれば、加速度的に連携が進み、思い もよらない創造的な副産物が生まれ、超高齢社会を乗り超える切り札となるかも しれない。

# 関連資料

諮問文 (資料1)

分科会委員名簿(資料2)

分科会開催経過(資料3)

関連データ (資料4)

## 資料 1

健企第 205号 平成22年8月13日

横浜市社会福祉審議会 委員長職務代理者 橋本 泰子 様

横浜市長 林 文子

横浜における持続可能な福祉社会の構築について(諮問)

我が国では、世界に例のないスピードで高齢化が進んでいます。本市も例外ではなく、団塊の世代が75歳を迎える平成37年(2025年)には、65歳以上の高齢者人口は市内で約100万人となり、高齢化率は26%を超えると見込まれています。

こうした中、地域では、単身高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加などに加え、若年層の転出等により、地域コミュニティの維持が困難な限界集落的地域の出現が予測されるとともに、地域とかかわりを持たない市民が増加し、民生委員のなり手の減少や、自治会・町内会への加入率の減少など、支えあいの基盤となるべき地域の人材不足や、地域の疲弊感も徐々に生じています。

また、本市の財政面では、高齢者人口の増加等に伴い扶助費の増加が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少により個人市民税は大きく伸びず、平成 23 年度以降も大幅な税収の増加は見込めない状況にあります。

このように、様々な要因が複合化した超高齢社会の到来を前にして、平成 21 年度 の横浜市民意識調査では、心配ごとの上位に「自分の病気や老後のこと」「家族の健康や生活上の問題」が挙がるなど、市民の先行き不安が増大しており、将来にわたって安心して横浜で暮らしていくための持続可能な福祉社会の構築について改めて検討する時期に来ていると認識しています。

そこで、団塊の世代が 75 歳に達する 2025 年を見据え、行政や地域が果たすべき役割や、高齢社会における支え合いのあるべき姿など、横浜における持続可能な福祉社会の構築について諮問します。

# 横浜における持続可能な福祉社会の構築に関する 専門分科会委員

(敬称略 50 音順)

〇大江 守之 慶応義塾大学総合政策学部教授

○斉藤 保 株式会社イータウン 代表取締役

中野 しずよ NPO法人市民セクターよこはま 理事長

★橋本 泰子 大正大学 名誉教授

堀越 ひろみ 社団法人認知症の人と家族の会神奈川県支部 世話人

〇矢野 聡 東京大学社会科学研究所私学研修員 教授

## ★は分科会会長

○は社会福祉審議会臨時委員

# 横浜における持続可能な福祉社会の構築に関する 専門分科会 開催経過

## 第1回(平成22年8月23日)

- ・市を取り巻く状況について
- ・検討の進め方について

## 第2回(平成22年10月19日)

- ・自助の方向性について
- ・共助の方向性について

## 第3回(平成22年12月21日)

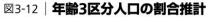
- ・公助の方向性について
- ・今後の取組方法について

## 第4回(最終回:平成23年1月11日)

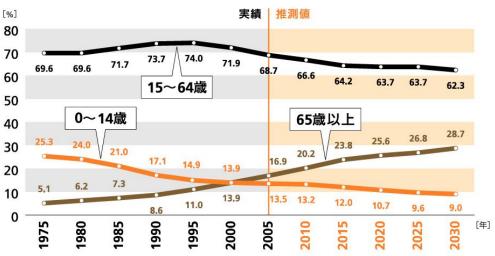
・ 答申案について

#### 超高齢社会の到来

○横浜市においても少子高齢化は急速に進行し、2025年には市内人口の26.8%、4人に1人以上が65歳以上の高齢者となる見込みである。



(出典:横浜市市民生活白書 2009)



資料:人口動態と年齢別人口 横浜市行政運営調整局、横浜市将来人口推計 横浜市都市経営局

80/000/ 10 N 80/000/00000000000000000000000000000				
	2010年		2025 年	推計
総人口	367 万人	_	374 万人	_
65 歳以上(高齢人口)	74 万人	20. 1%	100 万人	26.8%
15~64 歳(生産年齢人口)	245 万人	66. 7%	238 万人	63.7%
15 歳未満(年少人口)	48 万人	13. 1%	36 万人	9.6%
(参考) 75 歳以上	33 万人	9.0%	60 万人	16.0%
従属人口指数	49. 7		57. 1	_

<sup>※</sup>生産年齢人口 100 人に対する高齢人口の数+生産年齢人口 100 人に対する年少人口の数

## 平均寿命の延伸

○各種社会保障・福祉制度の設計時点と比べ、男女とも大幅に寿命を伸ばしている。

	男(全国)	女(全国)
1961年(国民皆保険・皆年金制度発足時)	66.03歳	70.79歳
1973年(福祉元年)	70.70歳	76.02歳
2009 年 (簡易生命表による)	79.59 歳	86.44 歳

【参考】本市の平均寿命(2005年の厚生労働省データ): 男性 79.8 歳、女性 86.2 歳 (青葉区: 男性 81.7 歳、女性 88.0 歳)

## 単身および夫婦のみの高齢者世帯の増加

○65 歳以上の高齢者のいる世帯において、単身及び夫婦のみ世帯の割合は一貫して増加している。

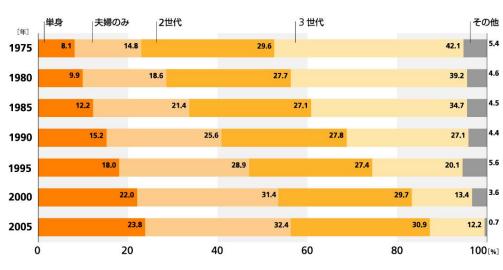


図1-34 | 65歳以上の高齢者のいる世帯の家族類型別世帯数の割合

(出典:横浜市市民生活白書 2009)

資料:国勢調査

○単身及び夫婦のみ世帯数は増加しており、このペースで増加を続けると、2025年には高齢者の70%程度が単身又は夫婦のみ世帯となる可能性がある。

#### 【横浜市内の一人暮らし高齢者・高齢夫婦のみ世帯数の推移】

(国勢調査)

古粋老の世世様代		実績			見込	<u></u>	
高齢者の世帯構成	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025 年
一人暮らし	47, 448	73, 990	97, 621	123, 000	148, 000	173, 000	198, 000
5年間の増加数	_	26, 542	23, 631	約 5,000 世帯/年の増加と仮定			仮定
夫婦のみ	68, 943	96, 440	194 991	152 000	100 500	227, 000	254, 500
(男性 65 歳・女性 60 歳以上)	00, 943	90, 440	124, 331	152, 000	199, 500	221,000	204, 000
5年間の増加数	_	27, 497	27, 891	約5,500世帯/年の増加と仮定			仮定

※2025年の65歳以上高齢者数の見込み:100万人

一人暮らし 198,000 人+夫婦のみ世帯(254,500×2=509,000 人) =707,000 人

70.7万人÷100万人=70.7%が単身または夫婦のみ世帯

## 高齢化が進み、若年層の流出が起こっている地域

○主に 1960 年代後半から 1970 年代にかけて開発された郊外部の団地において、若年層の転出と高齢者の増加が同時に進んでおり、地域コミュニティの次世代への継続や高齢者の福祉についての取組みが必要となっている。

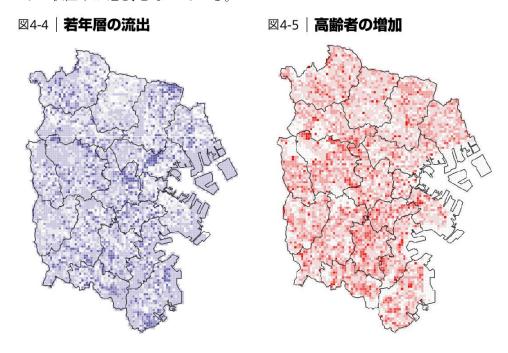
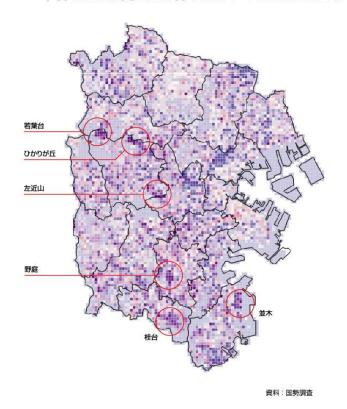


図4-6 | 若年層の流出と高齢者の増加の重なり合った地域

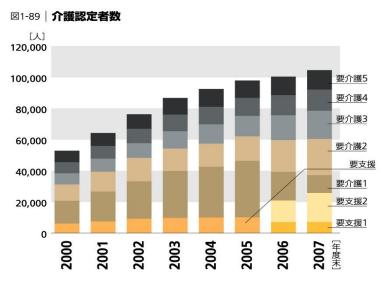


(出典:横浜市民生活白書 2009)

資料-6

## 要介護認定者数の増加

○2000年の介護保険導入以降、要介護認定者数は年々増加している。



(注)要介護度は、2005年度までは要支援、要介護1~5、2006年度から要支援1、2、要介護1~5 資料:横浜市の介護保険実施状況 横浜市健康福祉局

【平成21年12月末時点】

要支援1	8,753人
要支援2	18,744人
小 計	27,497 人
要介護1	13,969 人
要介護2	24,073 人
要介護3	18,084人
要介護4	14,735 人
要介護 5	13,650人
小 計	84,511 人
合計	112,008人
	要支援 2 小 計 要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5 小 計

○2025 年には、19.6 万人が要介護の認定を受けると推計され、これは平成 22 年 1 月 1 日時点の 1.75 倍である。

	22年1月1日時点	2025 年推計
高齢者人口	72.1 万人	約 100 万人
うち 75 歳以上人口	31.0万人	約 59 万人
要介護認定者数(※)	11.2万人	19.6万人
	(21年12月末時点)	(認定率 20.0%)
うち 75 歳以上	9.1 万人	17.6万人
(要介護認定者数に占める割合)	(要介護認定の約8割)	(要介護認定の約9割)

- ※ 2025年の要介護認定者数は、20年3月の認定率 (65歳から74歳は約5% (20人に1人)、75歳以上は約30% (3.3人に1人)) をもとに推計
- ○介護保険の要介護認定率を年齢別に見ると、65~74歳(前期高齢者)では約5%、75歳以上(後期高齢者)では約30%となっている。つまり、前期高齢者の大半は「元気高齢者」であり、本当の「介護問題」は後期高齢者の課題である。したがって、団塊の世代が75歳以上となる2025年頃に、介護ニーズが飛躍的に高まることが予想される。

### 今後も増加し続ける認知症高齢者

○これまでの経験値から、要介護認定を受けた高齢者の約半数に、認知症の何らかの影響が 見られることがわかっている。2025年には、少なくとも19.6万人×50%=9.8万人が認知 症高齢者になると推定される。

## 厳しさを増す本市財政状況

○23 年度以降も大幅な税収の増加は見込めない。向こう 4 年間の財政見通しでは 660 億円の収支不足が見込まれる。(出典:横浜市の中期的計画の方向性)

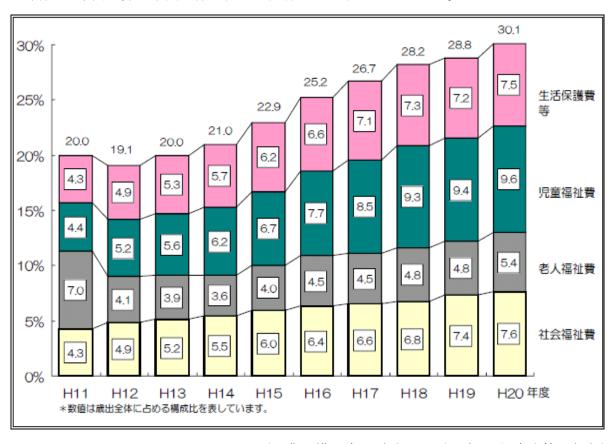
【図19】本市の財政見通し

(単位:億円)

	平成21年度 予算	平成22年度 予算	平成23年度 推計	平成24年度 推計	平成25年度 推計
歳入	13,720	13,610	14,420	14,600	14,650
一般財源	8,360	<b>▲</b> 390 <b>7,970</b>	7,960	8,020	8,070
うち市税	7,260	6,870	6,860	6,940	7,040
歳出	13,720	13,610	14,600	14,820	14,910
義務的経費 (人件費·公債費·扶助費)	6,710	7,380	8,300	8,480	8,540
うち扶助費	2,730	3,480	4,360	4,590	4,680
差引 : 歳入一歳出	0	<sup>750</sup> 0	▲ 180	▲ 220	▲ 260

## 福祉経費は一貫して増加

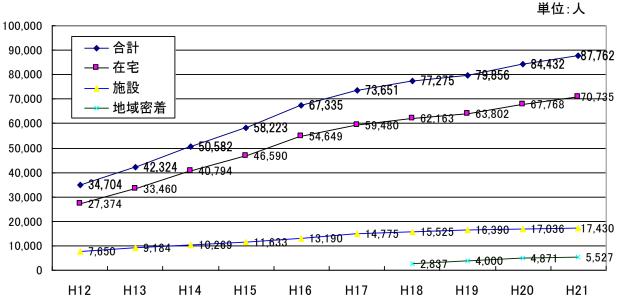
○個人市民税が伸び悩む中で本市の決算額は縮小傾向にあるが、福祉経費は一貫して増加し、 平成20年度決算で歳出全体に占める割合は30.1%となっている。



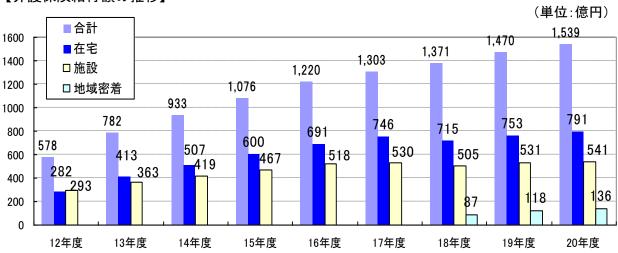
(出典:横浜市の財政状況(平成20年度決算詳細版)

## 介護保険サービスに対するニーズの拡大

#### 【介護保険サービス利用者数の推移】



#### 【介護保険給付額の推移】



## 【平成22年度横浜市当初予算の概要】

会 <b>計</b>	予算額		備考
一般会計	健康福祉局	3,423 億円	全体の 25%
(総額1兆3,604億円のうち)	こども青少年局	1,973 億円	全体の 15%
	計	5,396 億円	全体の 40%
国民健康保険会計		3, 152 億円	
介護保険会計		1,915 億円	
後期高齢者医療会計		517 億円	
その他会計(母子寡婦福祉資金等)		15 億円	
福祉分野の合計(総額3兆998億円のうち)	1	兆 995 億円	全体の 35%

## 今後、社会資本ストックも一斉に老朽化を迎える

〇本市では膨大な施設を保有しているが、昭和 40 年代以降の人口急増期に集中整備した施設が老朽化を迎えるため、今後、保全費の増加が見込まれる。

■建築物:約2,300施設

・地区センター等:約740施設

・学 校:約530施設 など

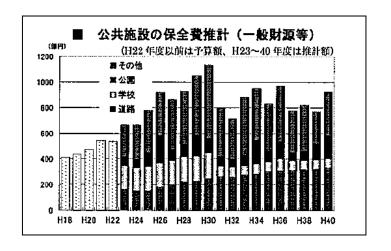
■都市基盤系施設:約6,000施設

・公 園:約2,500施設

• 道路橋:約1,700橋

・岸壁等:約130施設 など

■道 路:約7,500km 水 道:約9,000km 下水道:約11,000km



#### 地域に対する意識の希薄化

○隣近所の「顔も良く知らない」という市民が増加する一方で、「困ったときに相談したり、 助け合ったりする」割合は減少し続けている。

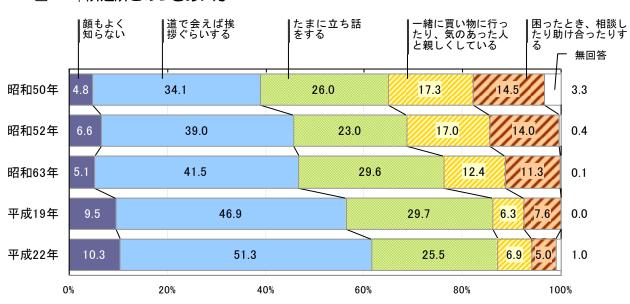


図 2-1 | 隣近所とのつきあい方

資料:横浜市都市経営局

## 市民活動への参加意向の低下

○2006 年時点で「市民活動に参加してみたいとは思わない」と回答した市民は約3分の1となっており、1995 年の調査と比較して、参加を希望しない市民が増加している。

無回答 してみたいが今はできない してみたいとは してみたいと思う 1995年 思わない (n=1,147)34.0 44.1 19.4 2006年 (n=2,242)237 42,6 33.3 0.4 20 40 60 80 100 [%]

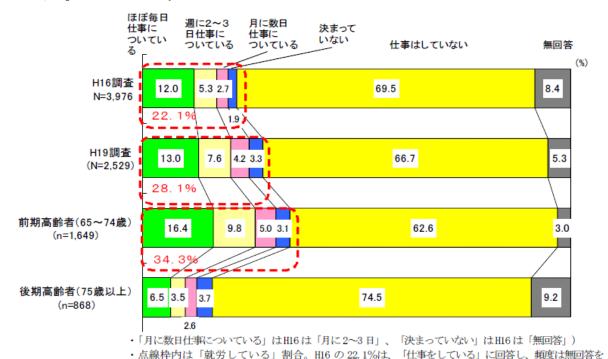
図2-6 | 市民活動への参加意向

資料:横浜市民意識調査 横浜市都市経営局

※平成22年度の市民意識調査では、「市民活動に参加してみたいと思う」が21.5%、「してみたいが今はできない」が36.1%、「してみたいと思わない」が41.8%を占めている。

#### 高齢者の就労割合が増加

○高齢者の就労の状況をみると、平成16年度の調査に比べて、仕事についている割合が増加し、特に前期高齢者(65~74歳)では34.3%が仕事についており、そのうちの16.4%は「ほぼ毎日」となっている。



資料: 平成 16 年度·19 年度横浜市高齢者実態調査(高齢者一般調査)

含んだ割合

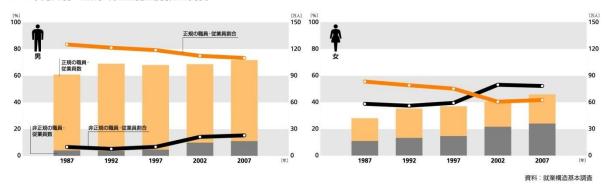
## 非正規雇用と賃金格差の拡大

○バブル崩壊後の不況や経済のグローバル化に対応するために、おもに人件費抑制を目的として、正規雇用から賃金の低い非正規雇用へシフトした企業が多くあったため、男女ともに非正規雇用者数と割合が増加している。

正規職員・従業員と非正規雇用者の仕事から得る年収には大きな差があり、非正規雇用者では300万円未満が9割、100万円未満も4割を超えている。

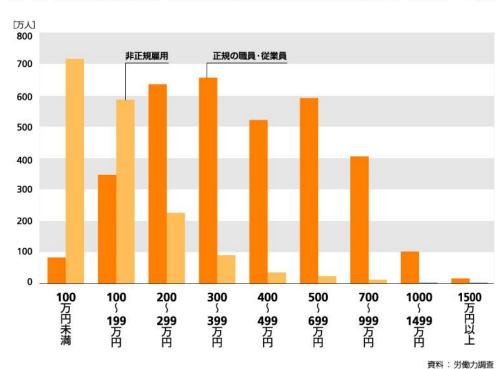
#### 【参考】正規・非正規雇用者数と割合

図1-25 | 男女別 正規・非正規雇用者数と割合



#### 【参考】仕事からの収入別、正規と非正規の雇用者数

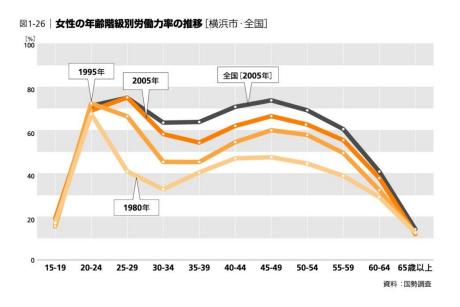
図1-28 | 仕事からの収入 [年間] 別、正規と非正規の雇用者数 [全国 平成20年平均]



具件 · 万国/万两三

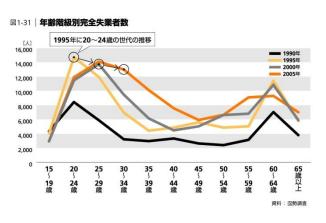
## 女性の労働力率の向上

○雇用者として家庭の外で働く女性が増え、雇用市場は大きく変化している。1980 年以降、 ほぼ全年齢階級で労働力率が高くなってきているが、特に20代後半の伸びが大きい。



## 失業率の上昇と就職氷河期世代の完全失業者

○横浜市の完全失業率は、男女とも上昇傾向にある。 また、年齢別の完全失業者数の変化を見てみると、60 代前半を除いた各年代で完全失業者 数が増えているが、特に20代~30 代前半で増加が著しい。



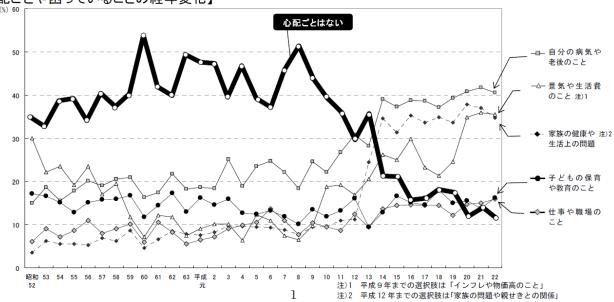


(出典:市民生活白書 2009)

## 市民の先行き不安の増大

○横浜市民意識調査では、心配ごとの上位に「自分の病気や老後のこと」「家族の健康や生活 上の問題」が挙がるなど、福祉保健分野における市民の先行き不安が増大している。

#### 【心配ごとや困っていることの経年変化】



## 国の状況

## 新成長戦略(ライフイノベーションによる健康大国戦略)

○国において閣議決定された成長戦略では、医療・介護・健康関連サービス産業を「成長産業」として捉えており、経済のけん引役が期待されている。

#### 【参考】新成長戦略(基本方針)について

(平成 22 年 6 月 18 日 閣議決定)

#### ライフイノベーションによる健康大国戦略部分抜粋

【2020 年までの目標】 医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用の創出、新規市場約50 兆円、新規雇用約284万人

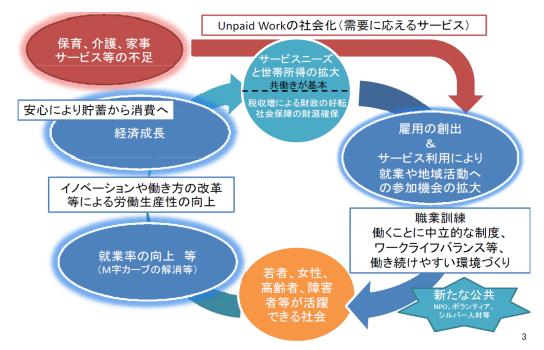
#### 【主な施策】

- 医療・介護・健康関連産業を成長牽引産業へ
- 日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進
- アジア等海外市場への展開促進
- バリアフリー住宅の供給促進
- 不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化
- 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

#### 【参考】厚生労働分野における新成長戦略について

(新成長戦略、成長戦略実行計画(工程表)のうち、厚生労働分野の施策を体系的にまとめたもの。)

#### 【人口減少社会における新成長サイクル】



#### 【人口減少社会における新成長戦略】

#### 目標: 1人あたりGDPを上昇させる

- ①就業率を上昇させる
  - ⇒働ける環境の整備(若者・女性・高齢者・障害者の就業率向上、就労支援など)
- ②マーケットと雇用を創出する
  - ⇒地域に密着したサービスによるマーケットを雇用の創出
    - ・介護、保育、家事等のアンペイドワークを社会化してマーケット創出
    - ・高齢者の住まい、配食、健康づくり、見守りなど生活周辺領域も拡大
    - ・自宅周辺、出身地周辺の雇用の場の創出 など
- ③生産性を上げる⇒良質な医療サービスの提供、介護機器(福祉用具)開発の促進、 医療等の海外への展開 など

#### 介護保険制度の見直し

○厚生労働省で、2012 年度の診療報酬・介護報酬改定に合わせた制度改正論議がスタートしており、介護保険の公費負担増や被保険者などの対象拡大の是非といった財源問題や地域包括ケアの実現の方策が焦点となっている。

#### 【主な論点】

- ・給付のあり方(施設・住まい/在宅・地域密着)
- ・給付と負担の在り方

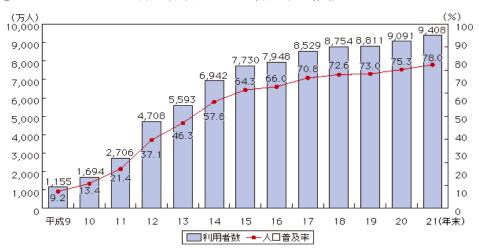
・保険者の果たすべき役割

介護人材の確保と処遇の改善策

#### インターネットの普及

○平成21年末のインターネット利用者数は、平成20年末より317万人増加して9,408万人 (対前年比3.5%増)、人口普及率は78.0%(前年から2.7ポイント増)となった。

#### 【参考】インターネットの利用者数及び人口普及率の推移



- ※①平成9~12年末までの数値は「通信白書(現情報通信白書)」から抜粋

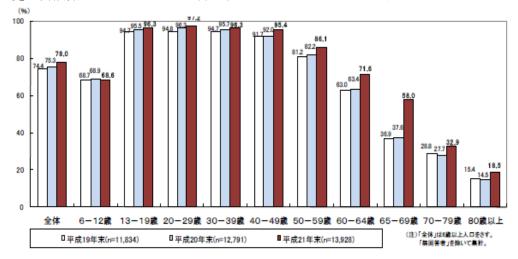
  - ③平成13年末以降のインターネット利用者数は、各年における6歳以上の推計人口(国勢調査結果及び生命表等を用いて推計)に通信利用動向調査で得られた6歳以上のインターネット利用率を乗じて算出
  - ④平成13年末以降の人口普及率(推計)は、③により推計したインターネット利用人口を国勢調査及び生命表を用いて 推計した各年の6歳以上人口で除したもの
- ⑤調査対象年齢については、平成11年末まで15~69歳、平成12年末は15~79歳、平成13年末以降は6歳以上

(出典)総務省「平成21年通信利用動向調査」

○高齢者 (65 歳以上) のインターネット利用率は全体に比べると低いが、60~64 歳では 71.6% と対前年比 8.2 ポイント増、65~69 歳代では 58.0%と対前年比 20.4 ポイント増と、大幅 に増加している。

## 【参考】年齢層別ブロードバンド利用状況

(出典)総務省「平成21年通信利用動向調査」

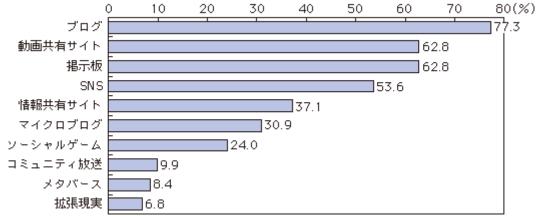


#### ICTを活用したコミュニケーションの活発化

○総務省の「ソーシャルメディアの利用実態に関する調査研究」(平成22年)によると、IC T(情報通信技術)を利用したソーシャルメディアのうち、ブログの利用率は8割近くとなっているほか、動画共有サイト、掲示板やSNSの利用経験率が高くなっている。

#### 【参考】これまでに利用したことのあるソーシャルメディア(性別・世代別)

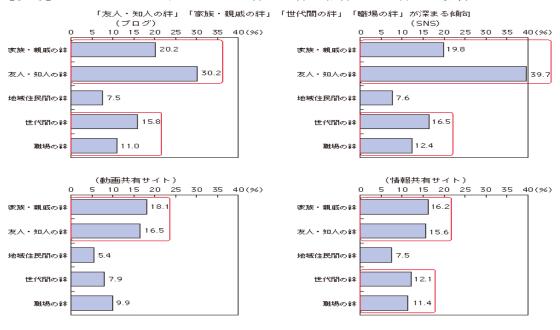




ソーシャルメディアとして、「ブログ」「動画共有サイト」「掲示板」「SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)」「情報共有サイト」「マイクロブログ」「ソーシャルゲーム」「コミュニティ放送」「メタバース」「拡張現実」の10種類を例示し、これまでに利用したことがあるものを複数回答を得た。

○近年絆が薄れてきていると感じる人が、ソーシャルメディアにより「絆が深まった(「非常にあてはまる」と「あてはまる」の合計)」と回答した割合は、ブログやSNSを中心に3~4割存在し、絆を深めるという点において一定の効果が見込まれる。

#### 【参考】ソーシャルメディアによる地縁・血縁・職縁などの絆への影響



(出典) 総務省「ソーシャルメディアの利用実態に関する調査研究」(平成22年)

## 新たなテクノロジーの進歩・様々な民間サービスの登場

○少子高齢化が進展する中、民間企業等による新たなサービスの開発も活発化している。

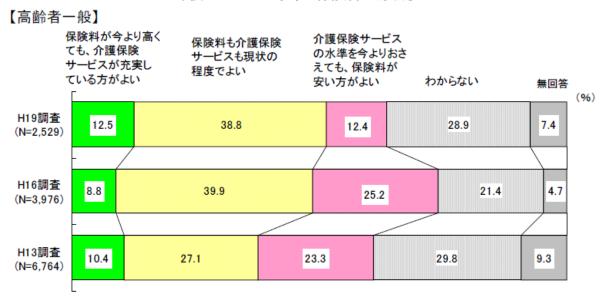
#### (参考例)

- スーパーマーケットの宅配サービス
- ・月額数千円程度で、急病時の緊急通報や安否確認、医師らが 24 時間体制で電話による 健康相談など提供するサービス
- ・最近では、庭木の手入れや清掃などの生活支援メニューも加わっているものも見られ る
- ・センサーや I Tを活用したり、電気やガス・水道などの利用状況などから異常があった場合に通知するサービス
- ・ 高齢者の住み替え支援サービス など

#### 【参考】サービスの質に対する意識の高まり

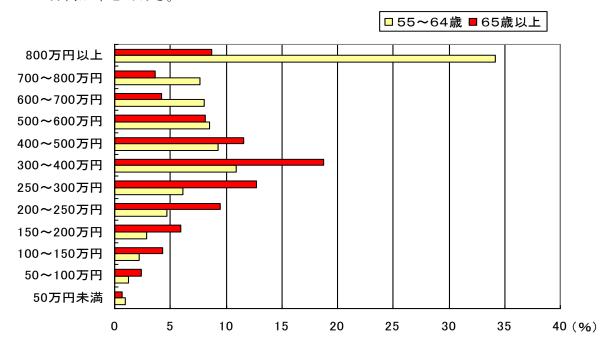
横浜市が平成19年度に実施した横浜市高齢者実態調査によると、「保険料が今より高くても、介護保険サービスが充実している方がよいと答えた割合が増加している。

#### 今後のサービス水準と保険料のあり方



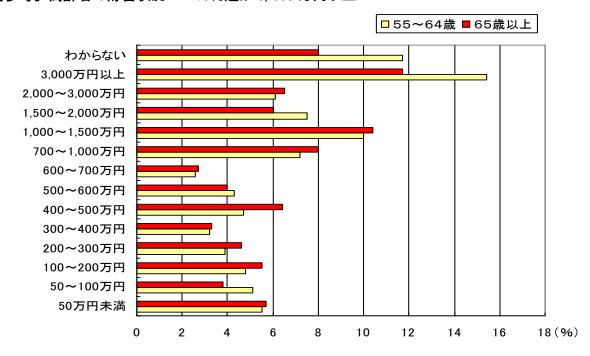
#### 【参考】高齢者世帯年収は300~400万円が中心

新たなサービスの購入層と考えられる高齢者がいる世帯の年間収入の分布をみると、300~400万円が中心である。



(平成19年度横浜市高齢者実態調査)

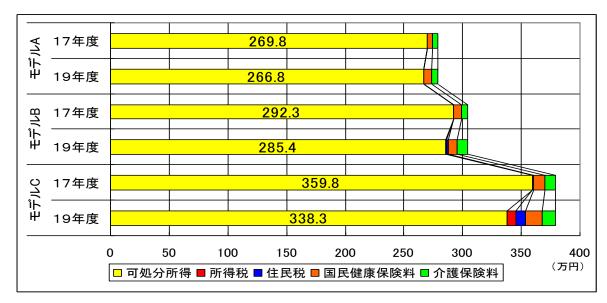
#### 【参考】高齢者の貯蓄状況 ~10%超が3,000万円以上~



(平成19年度横浜市高齢者実態調査)

資料-19

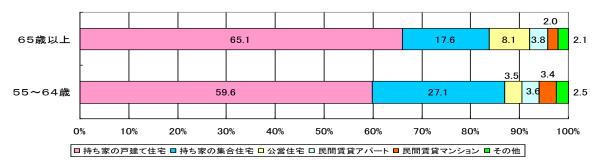
## 【参考】高齢者のモデル年金世帯の可処分所得の変化(17→19年度)



モデルA: 夫 200万円(厚生年金)・妻 79.2万円(基礎年金のみ)・合計279.2万円の年金収入のみの世帯 モデルB: 夫 225万円(厚生年金)・妻 79.2万円(基礎年金のみ)・合計304.2万円の年金収入のみの世帯 モデルC: 夫 300万円(厚生年金)・妻 79.2万円(基礎年金のみ)・合計379.2万円の年金収入のみの世帯

#### 【参考】高齢者の住まい

現在居住している住宅の種類(平成19年度横浜市高齢者実態調査)



#### 【参考】地域の共助により提供が期待されるサービス

○ある地域のアンケートによると、地域に期待するサービスとして、次のようなサービスに 対するニーズが寄せられている。

▶ 定期的な見守り活動

▶ その他の食事支援

▶ 病院や駅等への送迎

▶ 話し相手

▶ 買い物の代行

▶ ゴミ出し

> 室内の小さな修繕や電球の取替え

▶ 訪問理美容

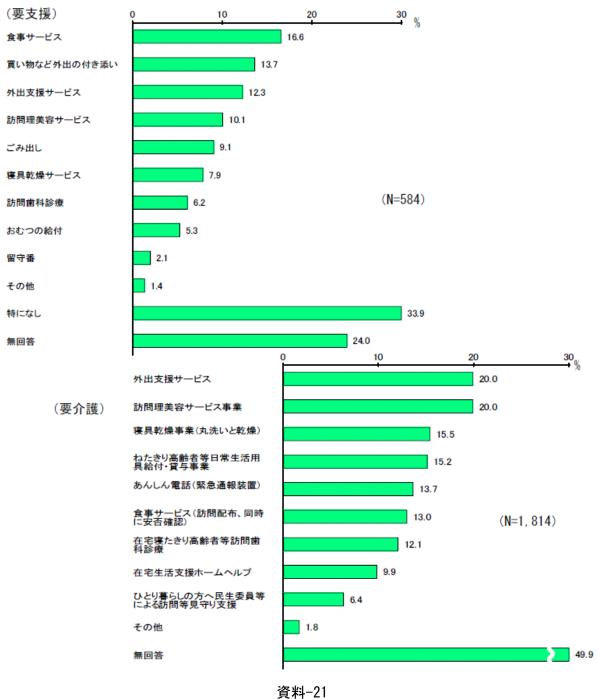
▶ 食事の定期的な配達や食事作り

#### 【参考】在宅サービス利用者の今後の介護保険外サービスの利用意向

(平成19年度横浜市高齢者実熊調査)

- ○今後の利用意向をみると、要支援高齢者では、「食事サービス」が16.6%、「買い物など 外出の付き添い」が13.7%、「外出支援サービス」が12.3%の順となっている。
- ○要介護高齢者では、「外出支援サービス」及び「訪問理美容サービス」が20%でもっとも 高く、次いで「寝具乾燥事業」が15.5%、「寝たきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事 業」が15.2%の順となっている。

在宅サービス利用者の今後の介護保険外のサービスの利用意向(複数回答)



#### 集える「場」がある ~地域ケアプラザ等の存在~

- ○横浜市では、以前から高齢者を含む要援護者を地域で支えるシステム作りを進めてきており、こうした取組は、国において地域包括支援センター構想を構築する際のモデルとなるなど、高く評価されている。
- ○地域ケアプラザを中心とした取組みを通じ、地域資源のネットワーク化や新たなインフォーマルサービスの開発・普及等が進められ、具体的には、各団体間で情報交流する場作り、介護予防活動に資するものとして「ふれ合いサロン」、高齢者パソコン教室や認知症高齢者ボランティア養成講座といった取組みなどが行われている。

#### 【参考】地域ケアプラザ(市内 119 箇所:中学校区(145 地区)に1館を目標に整備中)

・主な機能:高齢者デイサービスセンター

居宅介護支援(ケアマネ)事業所

総合相談窓口、地域包括支援センター

ボランティア等の地域活動支援(配食活動向け調理室、多目的ホール、

会議室、団体専用貸しロッカー等)

・会館時間:月~土曜 9:00~21:00、日曜・祝日 9:00~17:00

## 多数のNPOの存在

- ○横浜市には 1,200 を超える多数のNPOが存在しており、約 6 割が保健医療・福祉分野で活動している。
- ○また、訪問介護の事業主体として、NPO法人が全体の 13%を占めている。(平成 22 年 1 月時点)

#### 図 2-7 | NPO 法人登録数推移

## 1400 1200 1000 800 600 400 200 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21

■市内所在の事業主体別介護保険事業者数

(訪問介護の例)

法人種別	事業所数
NPO法人	83 (13.1%)
株式会社	256 (40.3%)
有限会社	170 (26. 7%)
社会福祉法人	64 (10.1%)
その他(生協、医療法人等)	63 (9.9%)
合計	636

かながわ福祉情報コミュニティ「介護情報サービスかながわ」掲載ベース

資料:横浜市都市経営局

## 地区社協の活動状況

- ○地域の中の様々な会員が、自分たちの地域の福祉のまちづくりを目的に協力しあう総括的な団体として、横浜市には市内に約250の地区社協があり、平成20年度決算ベースで、約3億円規模の事業を行っている(次年度繰越金を除いた支出額ベース)。
- ○町内会館を中心に、地区センター、地域ケアプラザ、学校など公的施設を活用しながら、 高齢者交流会や、子育て支援・親子交流、地域祭りなどの活動を行っている。
- ○また、高齢者会食会、配食活動、ミニデイサービス、地区リハビリ教室や見守り訪問活動 などの地域福祉・在宅福祉活動も行っており、一部ではあるが、実費を受け取って行う有 償個別支援(送迎・家事援助)を行っている地区もある。

#### 【参考】地区社協 有償個別支援システムの活動実績

(地区社会福祉協議会データ集より抜粋)

		H17	H18	H19	H20
有償個別支援を実施した		30 団体	29 団体	27 団体	20 団体
	送迎	9,449件	4,731件	2,829件	231 件
	介助	427 件	656 件	769 件	381 件
	家事援助	2,813件	3,053件	2,840件	7,698件
	その他	501 件	3,408件	3,744件	2,731件
	合計	13,450件	11,848件	10, 182 件	11,041件
しなか	いった	211 団体	214 団体	222 団体	231 団体
無回答	Ţ	9 団体	7 団体	1 団体	_

### 自治会・町内会への加入率は比較的高いが、減少傾向

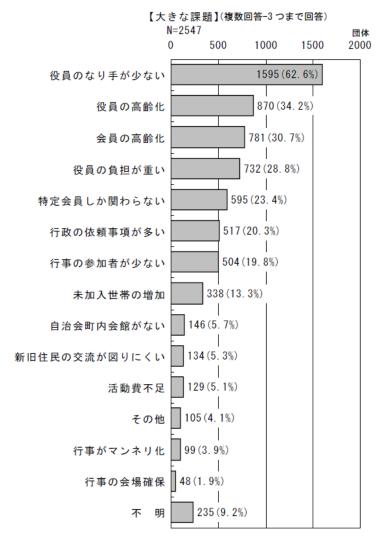
- ○自治会町内会の加入率は、8割弱となっており、大都市の中では高い水準である。
- ○一方で、加入率は年1%程度のペースで、年々減少している。

## 【参考】 自治会町内会加入世帯数、加入率の推移(横浜市民生活白書 2009 より)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
世帯数	1, 472, 236	1, 495, 207	1, 489, 266	1, 514, 847	1, 542, 127
加入世帯数	1, 269, 474	1, 272, 928	1, 195, 951	1, 202, 243	1, 209, 670
加入率	86. 2%	85. 1%	80. 3%	79.4%	78. 4%

#### 【参考】役員のなり手不足と高齢化が進む自治会町内会

○横浜市自治会町内会・地区連合町 内会アンケート調査(平成20年度 に実施)によると、大きな課題と して「役員のなり手が少ない」「役 員・会員の高齢化」「役員の負担が 重い」などが挙がっている。

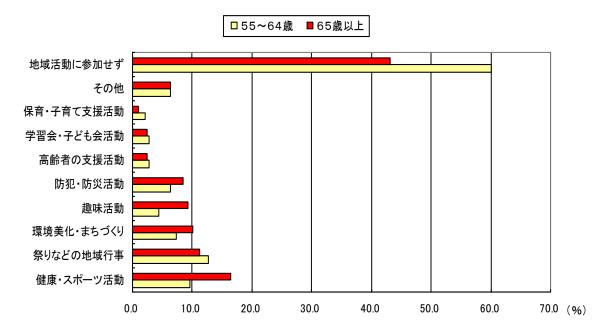


#### 【参考】自治会町内会長の「シニア度」

	平成 15 年度	平成 20 年度
自治会・町内	60 歳代 : 33.5%	60 歳代 : 34.0%
会長の属性	70 歳代 : 30.8%	70 歳代 : 37.4%
	80 歳以上: 3.3%	80 歳以上: 6.3%
	★60 歳以上の合計:67.6%	★60 歳以上の合計:77.7%

(横浜市自治会町内会・連合町内会アンケート調査)

#### 【参考】高齢者の地域活動への参加状況 (19年度横浜市高齢者実態調査)



#### 【参考】幅広い分野で活躍する高齢者

**○民生委員・児童委員**(平成 19 年 12 月一斉改選時) 総数 3,794 人中、60 歳以上が 2,555 人 (67.3%)

#### 〇体育指導委員(平成20年度)

総数 2,761 人中、60 歳以上が <u>724 人(26.2%)</u> ※平成 19 年度の 22.7%から 3.5 ポイント増加

#### 〇友愛活動推進員(平成20年度)

総数3,563人(237 チーム)が一人暮らし高齢者定期訪問等に取り組んでいる (概ね60歳以上が会員の老人クラブ活動の一環)。

#### 〇その他

家庭防災員(20年度委嘱分(6月末現在)4,256人)、

青少年指導員(2,649人)、

保健活動推進員(4,961人)、

食生活等改善推進員(2,427人)

等でも、多くの高齢者が参加し、各地域で活躍している。

## 地域ごとの多様性

○横浜市内18区の状況は一律ではなく、地域ごとに多様性が見られる。

社会動態 3.5 自然減·社会増 自然増・社会増 3.0 ● 都筑区 ● 中区 2.5 都筑区 2.0 西区 1.5 ● 青葉区 ● 神奈川区 ● 中区 1.0 ● 緑区 区 横浜市 栄区 緑区 瀬谷区 き北区 静見区 神 原原区 ● 南区 0.5 横浜市 鶴見区 戸塚区 ●泉区 金沢区 ●港北区 保土ヶ谷区 ● 栄区 ● 旭区 ●保土ヶ谷区 -0.4 -0.2 0.0 港南区● 0.2 0.4 0.8 1.0 磯子区
● 港南区 金沢区 ● 青葉区 自然減·社会減 瀬谷区 自然增·社会減 磯子区●旭区 -0.5

図4-23 | 自然増減率、社会増減率

● 2008年 ● 2001年から2006年の平均

【参考】2025年の高齢化率見込み(上位3区、下位3区)

		2010年1月1日現在	2025 年見込み	増加
上	旭区	24.1%	34.0%	+9.9%
位	栄区	23. 3%	32.1%	+8.8%
	港南区	21.7%	31.5%	+9.8%
下	都筑区	12.5%	18.8%	+6.3%
位	港北区	16. 2%	20.4%	+4.2%
	西区	19.0%	22.3%	+3.3%

(横浜市将来人口推計より)

## 身近な地域・元気づくりモデル事業の取組み

○平成 19 年度から始めた「身近な地域・元気づくりモデル事業」は、日常生活圏において、 自治会・町内会などの地域の団体が集まって、話し合いをしながら課題解決を図り、地域 の方々が、自分たちが望む地域をつくっていく取組を支援する事業で、希望する地域をモ デル地区に指定して、取組を進めている。

#### 【参考】モデル事業の事例(41地区の一部)

港南区 野庭団地 地区	地区連合自治会、地区社会福祉協議会、区役所の協働により、住民の意向を把握するためのアンケート調査を行うとともに、集合団地における高齢者福祉のための共助のしくみづくりを検討しています。
旭区旭北地区	地区連合自治会を中心に、地区社会福祉協議会、地区の防災防犯委員会、子育 てボランティア等が連携して、高齢者関係事業、子育て支援、防犯などの取組 を進めており、誰もが住み続けたい「ふる里づくり」に取り組んでいます。 平成21年5月、空き店舗を活用した「ふる里づくり事業拠点」がオープンし、 子育て世代の親子の居場所や防犯防災活動、福祉サービスの拠点などとして活 用されています。また、「旭北まちぐるみ福祉推進会議」を立ち上げ、「高齢者 が活動しやすいまちづくり・一人暮らし高齢者等の見守り支援体制づくり活動」 の仕組みづくりなどの課題に取り組むほか、中堀川プロムナードの愛護活動の 取組も始まっています。
都筑区かちだ地区	地区連合町内会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携しながら、 地域の高齢者の見守り活動に取り組んでいます。今後は高齢者への緊急連絡カ ードの配布、閉じこもり防止のための体操教室を開催するほか、高齢者サロン の開催や、ちょっとしたボランティアの育成や仕組みづくりに取り組みます。
戸塚区 ドリームハ イツ及びそ の周辺地区	自治会とNPO等が連携して「ドリームハイツ地域運営協議会」を設立。住民ニーズの把握のため、全戸アンケートを実施し、一人暮らし高齢者の見守り体制の確立、福祉団体同士の連携による事業の統廃合や講座の開催、長期ビジョンの策定に取り組んでいます。
栄区 公田町団地 地区	自治会と地域ケアプラザが連携して、公田町団地とその周辺地域を対象とした 見守り活動を強化するため、「お互いさまねっと公田町団地」を発足しました。 「あおぞら市」の開催や独居高齢者を中心とした見守りネットワークの仕組み づくりを推進します。また、ニーズ把握等の調査を地域と共同で取り組み、多 目的拠点の整備に向けて、安心住空間創出協議会を立ち上げ、拠点整備に取り 組んでいます。
泉区 富士見が丘 地区	富士見が丘連合自治会や地区社協、民児協、青指、体指、その他の地域の各種活動団体が連携して、「富士見が丘地区課題検討委員会」を設立し、地域交流拠点の整備・運用や災害時要援護者の地域支え合い体制整備に取り組んでいます。

## 【参考】市の取組事例

## 〇地域福祉分野における事例

地域福祉保健計画	・身近な地域における福祉・保健の取組を進めるため、地域住民の参
の「地区別計画」策	画により、市内全域で「地区別計画」の策定を推進(策定単位の「地
定	区」は中学校区よりやや小さい「連合町内会」程度の地域が基本)
後見的支援機関	・認知症高齢者、知的障害者など判断能力の低下した方に対する後見
「横浜生活あんし	的支援、権利擁護を推進するため、平成 10 年に、横浜市社会福祉
んセンター」	協議会に「横浜生活あんしんセンター」を開設
	・各区社会福祉協議会に権利擁護事業の窓口を設置(H15 年 10 月~)
	・福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書
	類等預かりサービスを実施 (契約による有料サービス)
	・法人後見人としても活動
地域福祉•交流拠点	・地域で高齢者・障害者・子ども・子育て世代など多世代が交流でき
のモデル整備	る住民サロン等の拠点を整備する民間団体を支援【国交付金を活用
	し整備費 3,000 万円を補助】

## 〇高齢福祉分野における事例

小規模多機能型居	・18 年度に介護保険に導入された小規模多機能型居宅介護事業所を積		
宅介護事業所(44	極的に整備【整備費補助 1,500 万円 (国費、21 年度から 2,625 万円:		
か所)	県費)、初年度運営費補助 700 万円(市費)】		
	・特別養護老人ホーム等の施設利用では混乱する認知症高齢者も利用		
	・医療ニーズのある利用者を支援し、自宅での看取りを推進する事業		
	者も存在		
夜間対応型訪問介	・在宅の一人暮らし高齢者等の夜間の安心を確保するため、18年度に		
護事業所(9か所:	介護保険メニューとされた「夜間対応型訪問介護」事業所を民間事		
2行政区1エリア	業者から公募し設置		
で事業展開)	・ 9 事業所( 5 社)で「横浜市夜間対応型訪問介護連絡協議会」を組		
	織し、ケアマネジャー、介護家族、行政等を対象にサービスの普及		
	促進・広報周知活動を実施		
療養通所介護事業	・ねたきり等の方のためのデイサービスで、ストレッチャーのまま入		
所 (5か所)	浴やレクリエーションなどを利用できる。		
	・開設時の設備費として、市費で 450 万円を補助		
ヘルパー増加作戦	・慢性的な介護人材不足を緩和するため、ヘルパー2級養成講座の受		
	講料の半額(4 万円限度)を補助(21 年度~)		
	・目標値1,000 人を達成し、21 年 12 月にさらに 500 人分を追加(補		
	正予算成立)		

介護付有料老人ホ	・東京・川崎に近い区に偏在する傾向の介護付有料老人ホーム(特定
ームの立地誘導	施設)開設の際の県知事への意見書を活用し、現状で立地の少ない
	区へ誘導
在宅療養拠点のモ	・介護と医療ニーズを併せもつ一人暮らし高齢者等が、サービスを利
デル整備	用しながら生活継続できる住まいをモデル整備【国交付金を活用し
	整備費 3,000 万円を補助】

# 行政運営 ~共感と信頼のある市政を推進します~

#### 1 而是力器指定ささえる前径所

市民満足の向上を目指し、市民の視点に立って市民ニーズに柔軟に対応していくために、市民と接する第一線である区役所が地域の総合拠 点としての機能を果たすとともに、様々な公共の担い手の力が発揮されるよう市役所全体として、コーディネート型の行政を推進します。

- (1)様々な担い手とつくる公共 ◇総合的な地域運営情報の提供、公民連携窓口機能の充実 など
- (2)市民の皆さまとともに歩む区役所 ◇区役所の地域支援機能の強化、より快適な窓口サービスの提供 など

#### 2 最適で確認は市政の指進

市政運営の最適化を目指した不断の見直しを行うとともに、単なる法令遵守にとどまらないコンプライアンスの推進を図るなど、市民満足 の向上を目指し、市民に信頼される最適で確実な市政運営を行います。

- (1) 行政改革と適正な事務処理の推進 ◇民営化·委託化の推進、適正な事務処理と実務に即した制度等の見直し など
- (2)満足度の高い情報化の推進 ◇行政手続の電子化の適正化と拡大 など
- (3)外郭団体改革の推進 ◇特定協約団体マネジメントサイクルによる経営改善 など
- (4)公営企業の自立的な経営改革の推進 ◇水道・交通・病院事業の経営改革の推進

#### 3 職員の能力発揮による市民サービスの向上

職員が意欲と能力を発揮し職務に対する満足度を高めるとともに、職員一人ひとりの力や市役所の総合力が向上することにより、市民満足 の向上に結びつけます。

- (1)職員の意欲と能力を高める新たな人材育成の取組 ◇新たな人材育成体系による、組織的・継続的な職員の育成とキャリア形成支援 など
- (2)職員が働きやすい職場環境と効果的な組織体制の整備 ◇ワーク・ライフ・バランスの推進、市民ニーズを踏まえた効率的・効果的な執行体制づくり など

# 財政運営 ~持続可能な財政運営を推進します~

## 1 財政健全化の取組(市全体の借入金の縮減)

将来の世代に過度な負担を残さないよう、一般会計の市債残高、特別会計・企業会計や外郭団体の借入金のうち市(一般会計)が対応する残 などを確実に減らします。

### 2 保有資産の戦略的な有効活用

資産経営の視点に立って資産活用を検討し、市が保有する土地や建物の有効活用を図ります。

期间中の財政	見通し(一	<b>般会計 22</b>	~25年度	) <単位:
(A)				57,300

藏	እ(A)	57,300
歳	<b>出(B)</b>	57,850
	人件費	8,000
	公債費	7,500
	扶助費	17,110
	その他の経費	25,240
差	引:歳入-歳出(A-B=C)	<b>▲</b> 550
取	組事業 <sup>(*)</sup> の実施に伴う追加必要財源(D)	200
収	支不足額合計(C-D)	<b>▲</b> 750

<sup>※</sup>施策毎の達成指標を実現するための具体的事業

#### (計画期間中の収支不足への対応)

BI EMBRUT WAXE I'VE WASHIN	(T- 10)		
任意的経費內訳	23年度以降縮減率	縮減効果額	
繰出金(任意的) 特別会計等への任意の繰出金	→ 対前年度▲4%程度	180	
行政運営費(行政内部経費) 行政内部の管理事務費、庁舎管理費など	列削牛及■470柱及		
行政運営費(行政推進経費) 市民利用施設の管理運営費や業務委託費など	対前年度▲2%程度	270	
施設等整備費	対前年度▲3%程度	300	
合 計		750	

#### (参考)前計画の縮減率

繰出金(任意的)及び行政運営費(行政内部経費)▲3% 行政運営費(行政推進経費)▲1% 施設等整備費▲3%

> - 中期4か年計画の詳細については、ホームページをご覧下さい。~ http://www.city.vokohama.lg.ip/front/welcome.html

> > 検索、

<単位:億円>

# 横浜市

~市民と歩む「共感と信頼」の市政~



#### 計画の構成

本市の未来図、横浜版成長戦略、基本政策、行財政運営の4つから構成されています。

将来を見据え、今から着 手する2013年度までの 計画期間を超えた政策 **HINTENS** 



現在の様々な課題に4か年 で取り組む政策 基本政策

> 政策を進める土台 行改建营、对改建营

本前の未来国

~計画において目指す概ね10年後のま

#### 「つながるしあわせ」

一安心と活力があふれるまち・横浜~

長い歴史の中で蓄積された多くの 財産(市民活動、港や都心部の景観、 企業の集積など)が、互いの強みを いかし、新しい「つながり」を創るこ とにより、大きな相乗効果を生み出 し、社会的課題の解決や、新しい価 値の創造を促し、「安心と活力」を生 み出していきます。

#### 精满版式長腳略

### 成長産業の 強化

低炭素社会の実現に向けた環境分野 の新たな需要創出により、市内経済 活性化を目指します。

[第光·創造都市戦略]

アジアからの誘客、MICE(3頁参照) の誘致などに取り組み、にぎわいの 創造、経済の活性化を目指します。



#### 地域で暮らす 人々の 活力づくり

成長を支える

基盤づくり

『未来の人材』子ども戦略』

横浜港のハブポート化、

羽田空港の国際ハブ空

港化などにより、国際競

争力の強化、地域経済の

活性化を進めます。

大人が子どもに積極的 に関わる仕組みをつく り、社会全体で子どもの 成長と自立を支えるま ちを目指します。



高齢者の健康づくりや社会 貢献活動への参加支援を進 め、誰もがいつまでもいき いきと活躍できる地域社会 をつくります。



(女性による市民力 アップ戦略

女性の活躍支援などに より、経済の活性化と 豊かな市民生活の両立 を目指します。



野鶴7 [海と空のハブ戦略]

[中小企業の技術・経営 TETERIS)

市内中小企業の技術・経 営革新の促進や、経営基 盤強化のための基礎的 支援を充実します。

[海外ビジネス展開戦略 市内企業の海外ビジネ ス展開支援、都市インフ ラ技術の海外展開など により、市内経済の活性 化につなげます。



<22年12月発行> 編集・発行 横浜市都市経営局政策課 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話:045-671-4326 FAX:045-663-4613

または、横浜市中期計画

# 基本政策 ~様々な課題の解決に向けて取り組みます~

#### 基本政策 1 子育で安心社会の実現 ~つはがりが、子どもたちの明るい未来をつくります~

\*\*\*\*\*\* 子どもが生まれる前から乳幼児期の子育て家庭を支援します。

◇奸婦健康診査の定期的な受診の推進、こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施、地域子育て支援拠点の設置・運営など

(特権児童の解消などを進め、未就学期の保育と教育を元実します。

◇保育所等の定員枠の拡充、一時預かりの拡充による短時間就労や多様な保育ニーズへの対応、保育の質の向上と幼稚園・保育所・小学校の連携の強化 など

学齢期の子どもや、青少年の育成を進めます。

◇小学生の放課後の居場所や青少年の活動拠点づくり、職場体験を中心とするキャリア教育の推進 など

この きめ細かな教育を推進します。

◇横浜型小中一貫教育などの推進、小学校への児童支援専任教諭の配置、地域の教育力を生かした学校 運営の支援、教室への冷房設備等の設置 など

児童虐待・DV被害を防止し、社会的養護体制を充実します。

◇児童虐待防止に向けた啓発や地域との連携の実施、横浜型児童家庭支援センターの設置・運営、母子生活支援施設退所者への支援の充実 など

## 基本政策2 市民生活の安心・充実 ~つながりが、身近な暮らしの安心・充実を実現します~

災害(ゲリラ豪雨、がけ崩れ、地震など)への備えを強化し、災害に強いまちづくりを進めます。

◇消防活動体制の充実・強化、狭あい道路拡幅、浸水対策、がけ地防災対策等の推進、建築物の耐震対策推進、密集市街地の改善、地域 防災の担い手育成 など ※施策6(1)、(2)の内容を合わせて記載しています。

**防犯活動や交通安全などに取り組み、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。** 

◇地域防犯活動や啓発の実施、子どもの事故予防の啓発推進、消費者トラブルへの対応充実など

暮らしを支えるセーフティネットの確保を進めます。

◇生活保護受給者への就労支援、困難を抱える若者の自立支援プログラムの実施、母子家庭等への就労支援 など

地域ケアを支える在宅サービスや介護施設を充実します。

◇地域包括支援センター(地域ケアプラザ)の運営、小規模多機能型居宅介護事業所や特別養護老人ホームの整備、介護人材確保の推進 など

障害児・者福祉を充実します。 施策10 ヘルポス帯のオースの作品が

◇地域で暮らすための後見的支援の推進、医療的ケアを要する障害児·者の地域生活を支援する多機能型拠点の整備、学齢障害'放課後や夏休みを過ごす障害児の居場所づくり など

市民の健康づくりや、感染症・食中毒予防等を推進します。

◇市民の健康づくりの推進、よこはま市民健康ポイント、衛生研究所の再整備・機能強化など

\_\_\_ 産科・小児医療や救急医療など、医療環境を充実します。

◇産科拠点病院の整備、救急医療情報・相談センター(仮称)の整備、先端医科学研究センターを中心とした先端医療の提供 など

スポーツや学びの環境を整え、豊かな暮らしを実現します。

◇市民参加型スポーツイベントの充実、大規模スポーツイベントの誘致・開催、スポーツ等による市民の健康づくりの推進など

子育て世帯や高齢者などの、多様な居住ニーズに対応した住まいづくりを推進します。

◇子育て世帯に配慮した住まいや、高齢者向け優良賃貸住宅の供給、高齢者・子育て世帯の住み替え支援 など

自治会町内会をはじめ様々な地域の団体等の協働により、地域自治を進めます。 施策15

◇地域課題解決に向けた組織・取組への支援、地域ニーズに沿った施設のあり方検討 など

快適で利便性の高いコンパクトなまちを形成し、持続可能な都市づくりを進めます。

◇人口減少等を踏まえた住環境等の充実、鉄道駅周辺の拠点整備、市民主体の地域まちづくりの推進 など

施第18

施策25

安全確保や利便性の向上のため、公共施設の保全と有効活用を進めます。

◇市民利用施設や学校等の保全の着実な実施、市民利用施設の有効活用の検討、施設保全における民間事業者(市内中小企業等)のノウハウ・資金の一層の活用検討 など

大学と連携した地域社会づくりを進めます。施策19

◇大学の知的資源·研究成果の地域社会への還元、産学連携による中小企業の技術力高度化の支援、大学・地域・行政の連携によるまちづくり など

第20 国際交流・多文化共生のまちづくりを進めます。

◇姉妹·友好都市等とのネットワークを活用した事業の展開、人材の育成·交流、国際交流ラウンジ等での日本語学習の支援、多言語での窓口対応や情報発信 など

男女共同参画社会の実現を目指します。

◇男女共同参画トップセミナー(仮称)の開催、女性の再就職や起業などのチャレンジ支援、DV(配偶者等からの暴力)施策に関する 基本方針、行動計画に基づく支援 など

## 基本政策3 横浜経済の活性化 ~つながりが、横浜経済の活力を生み出します ~

2000 技術·経営革新などの促進により、市内中小企業の活性化を進めます。

中小企業支援や、商店街・市場の活性化などにより、市民生活を支える身近な地域づくりを進めます。

◇経営技術相談等の基礎的支援の充実、中小企業への資金調達支援、商店街の活性化等、安心して暮らせる地域づくり、地域の連携による雇用の保進 など

**『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『』』』』** 国内外の企業誘致に向けた積極的な取組を進め、市内経済を支える企業集積を促進します。

<sup>他死之3</sup> ◇企業立地促進条例による助成、市長のトップセールスによる企業誘致、アジア企業への重点的プロモーション活動 など

図 羽田空港国際化を契機とし、観光・MICE を推進します。

◇MICE全般の誘致·開催支援、海外集客プロモーション、観光資源の魅力アップと活用 など

文化芸術によるまちづくりを進めます。

◇横浜みなとみらいホール等の専門施設をいかした横浜芸術アクション事業(仮称)、 トリエンナーレの開催、個性と魅力あふれる都市空間の形成 など ※MICE (マイス) とは企業等の会議 (Meeting)、企業等の報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関等の学 術会議 (Convention)、イベント・展 示会 (Event/Exhibition) の総称です。

横浜の経済活性化に向けた横浜港のハブボート化を進めます。

◇南本牧ふ頭の整備、既存ふ頭の再編整備、利用者ニーズに即応した港湾経営の推進 など

**第407** 追路や鉄道寺の父趙ネットワークの允実による都市基盤の強化を進めます。

◇横浜環状道路·都市計画道路や神奈川東部方面線整備の推進、羽田空港へのアクセス強化 など

第28 ⇒コハマの活力源となる都心部の構築を進めます。 ◇エキサイトよこはま22の推進、関内・関外地区活性化の推進、みなとみらい21地区 新横浜都心のまちづくりの推進、魅力ある水辺空間の活性化に向けた取組 など

.

「食」と「農」の持つ魅力を活用し、横浜農業の振興を進めます。

◇農業の生産環境整備、市民利用型農園の開設支援事業、地産地消の推進、食と農との連携事業 など

基本政策4 環境行動の推進 ~つながりが、豊かな環境を守り、育てます。

◇横浜スマートシティプロジェクトをはじめとした低炭素都市づくり、再生可能エネルギーの普及拡大、電気自動車の普及拡大と低 炭素型交通の推進 など

豊かな生物多様性を実感できるライフスタイルを実現します。

施策31 ◇環境活動団体の活動支援、市民協働によるきれいな海づくり、市民協働による緑地維持管理、市民参加による生物調査とデータベース化 など

水とみどりにあふれる都市環境づくりを進めます。

◇樹林地の保全推進、民間保育所·幼稚園の芝生化、水辺拠点整備、公園再整備等の推進 など

さらなるごみの減量化・資源化により、資源が循環するまちを推進します。

◇発生抑制の推進、生ごみ等バイオマスの資源化の検討、高齢者等のごみ出し支援 なと

※計画では、基本政策や行財政運営で定めた目標の達成に向けて、様々な事業等を柔軟に組み合わせていきます。「◇」マークで示した事業等は、想定される事業等のうち、主なものの例示です。

œ



中期4か年計画 2010~2013 ~市民と歩む「共感と信頼」の市政~

~市民と歩む「共感と信頼」の市政~

# 予 算 概 要

健 康 福 祉 局

# 健康福祉局予算案の考え方

平成 20 年秋の世界的な金融危機の影響で、わが国の経済は大きな打撃を受けました。 景気回復の足取りは重く、経済や雇用など幅広い分野で厳しい情勢が依然として続いて います。

こうした社会経済情勢による影響を受け、現在もなお**生活保護受給者が前年同月比で 10%の伸び**を続けているなど、生活困窮世帯への支援が深刻な課題です。また、少子高齢化が急速に進む中で、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯が増加するとともに、「無 **縁社会」**とも言われる現代の社会において、こうした世帯が地域で孤立する傾向にあり、「地域のつながり」の再構築に取り組んでいくことも、急務の課題となっています。

22 年度の横浜市民意識調査では、「市政への要望」の1位を「病院や救急医療などの地域医療」が、2位を「高齢者福祉」が占め、同じく「心配ごと」の上位に「自分の病気や老後のこと」、「家族の健康や生活上の問題」が挙がっており、こうした**市民の要望の実現や不安解消**にも、着実に取り組んでいく必要があります。

健康福祉局は、こうした課題に加え、福祉・保健・医療の各分野にわたる数多くの課題への対応が求められ、しかも、税収の伸びは期待できず、**限られた財源の中にあっても施策の充実**が求められる、厳しい状況のもとでの予算編成作業となりました。

そこで、23 年度の予算案作成にあたっては、局所管のすべての事業を例外なく対象 として、あらためて中身を精査し、徹底的な見直しを行いました。

その上で、市民の不安を払しょくし安全・安心の確保を図るために、市民生活の根幹を支える医療・介護などの事業や、大幅な伸びを続ける生活保護費などの扶助費について、まずは優先的に予算を計上しました。併せて、中期4か年計画の目標達成に向け、

「成長戦略4『100 万人の健康づくり戦略』」などの施策にも予算を配分したほか、新たに設置する医療政策室が取り組む医療政策機能の一層の強化を図るために必要な予算も計上しました。さらに、子宮頸がん・ヒブ(インフルエンザ菌 b型)・小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種など、新しい課題にも積極的に対応しました。

その結果、局の一般会計予算は、対前年度伸び率で 10.1%、約 346 億円増の 3,768 億円余となりました。

このように、国制度に基づき本市の負担が定められている扶助費等が大きく伸び、本 市の裁量の自由度が狭まってはいますが、局として優先すべき事業への予算配分を積極 的に進め、「今日の安心 明日の安心 そして 将来への安心に向けて」という、健康 福祉局運営方針の基本目標の実現に向けて、必要な施策・事業を可能な限り予算案に反 映できたと考えています。

健康福祉局は、このような基本的な考え方に基づき、次の6つの柱を立て、各分野の 施策・事業を積極的に進めていきます。

# 1 (地域福祉保健の推進

第2期横浜市**地域福祉保健計画**に基づき、**22 年度までに全区で策定した区計画**を推進し、幅広い市民参加を促しながら、地域の生活課題を、地域・関係機関・行政が協働して解決するための仕組みづくりに取り組みます。

急速な高齢化、単身世帯の増加等により、家族や地域のきずなが弱まりつつある中で、 地域での孤立化が大きな社会問題となっています。そのため、一人暮らし高齢者等を対 象に、**地域の見守り、支えあいのしくみづくり**を推進していきます。

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるようにするための「権利擁護事業」では、新たに市民による社会貢献型の後見人(市民後見人)の養成に向けた検討を進めます。

福祉人材の確保については、引き続きヘルパー資格取得支援や、就労に結びつくための情報提供事業を実施するほか、経済連携協定(EPA)に基づく海外からの介護人材の受入れ及び市内施設での円滑な就労に結びつけるための支援を実施します。

福祉のまちづくりについては、新たな「推進指針」(23 年 3 月改定)に基づき、鉄道駅舎のエレベーター設置など、ソフトとハードが一体となったまちづくりを推進します。地域の福祉保健の拠点である「地域ケアプラザの整備・運営事業」については、着実な整備を進めるとともに、地域と密着した活動を展開します。

# 2 ( 高齢者保健福祉の推進

高齢化が急速に進展する中で、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要になってもその人に合ったサービスを利用して、自分らしく生活できるよう、「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、幅広い施策・事業を展開します。また、いわゆる団塊の世代が高齢期となる 26 年度に向けて、安心で快適な生活を送れる環境づくりを進めるため、第5期計画を策定します。

高齢者の社会参加の促進等を目的とした「介護支援ボランティアポイント事業」に引き続き取り組むほか、元気な高齢者の健康維持から要介護状態になるおそれのある高齢者の介護予防まで一貫性のある健康づくり・介護予防の取組を進めます。

地域で安心して暮らせる環境を整備するため、日常の買い物が困難な高齢者を支援する「高齢者等買い物サポート事業」を拡充するほか、24 時間 365 日の介護サービスを提供する小規模多機能型居宅介護事業所について、引き続き整備費及び初年度の運営費を助成するなど、整備の促進を図ります。

特別養護老人ホームについては、入所の必要性・緊急性の高い高齢者が申込みから概 ね1年以内に入所できるよう、引き続き整備を進めます。また、所得や資産が少ない方 でも個室ユニットの施設に入居できるよう、居住費助成の対象者を拡大します。

このほか、医療的ケアが必要な高齢者の個別ニーズにもきめ細かく対応できる在宅サービス、施設サービスの提供を行います。また、新たに**「高齢者の住まい・生活支援事業」**を実施し、高齢者が安心して生活できる住まいの確保等に取り組みます。

# <mark>3 (</mark> 障害者施策の推進

21 年度策定した「横浜市障害者プラン(第2期)」においては、特に重要で緊急な課題への対応を「将来にわたるあんしん施策」にまとめ、22 年度は施策の具体的な展開の初年度として、後見的支援推進事業、多機能型拠点の整備、精神障害者の家族支援、入院時コミュニケーション支援事業、災害時の障害者支援など新たな事業を実施するとともに、障害者移動支援施策の見直し、障害児・者の医療・受診環境の充実を進めました。

23 年度は、これらの取組をさらに前進させるため、移動に関する情報提供や相談を 行う「移動情報センター」を3区に設置します。また、医療的ケアを要する重症心身障 害児・者等へのサービスを一体的に提供する**多機能型拠点の整備**を2か所で推進します。

「発達障害者支援体制整備事業」を推進し、発達障害者のライフステージに対応した 支援強化を図ります。

障害者自立支援法関連事業では、研修の充実による**ガイドヘルパー等の質の向上**を図るほか、障害者の相談支援従事者のスキルアップ等を行います。

また、障害者の地域生活を支援する拠点施設である社会福祉法人型地域活動ホームや精神障害者生活支援センターの整備・運営を引き続き進めます。さらに、障害者が地域で自立した生活を送る場である障害者グループホームの整備・運営を進めるとともに、**重度化対応グループホームのモデル整備**を推進します。

精神科の救急医療体制については、「精神科救急医療対策事業」により、24 時間 365 日対応を引き続き実施するとともに、病院での深夜帯の受入を土曜日・日曜日も平日と 同様の体制に強化するなど、安定した受け入れ体制を確保します。

# 4 (生活基盤の安定と自立の支援

市民生活を守る最後のセーフティネットである「生活保護事業」においては、厳しい 社会経済情勢を受けて生活保護費の増加が続いており、健康福祉局の一般会計予算額の 3割以上を占める状況となっています。引き続き生活保護制度の適切な運営を図るとと もに、「被保護者自立支援プログラム事業」を拡充し、生活保護受給者の自立に向けた 支援を積極的に行っていきます。

被保護者自立支援プログラム事業においては、**就労支援専門員をさらに増員**し、就労可能な保護受給者に対して求人情報の提供や求職方法についての助言などを行い、就労への支援を実施するほか、対象者の就労意欲を高める「**就労意欲喚起モデル事業」**を新たに実施し、保護受給者の社会的自立を支援します。

また、離職した住宅喪失者等への**住宅手当の支給**を通じて、就職支援や就労機会の確保を図ります。

医療保険制度については、国の動向を踏まえつつ、乳幼児から高齢者まで誰もが安心して医療を受けられる制度を維持していくため、**国民健康保険財政の安定化**や後期高齢者医療制度の適切な運営を図ります。また、「小児医療費助成事業」などの医療費助成事業についても、引き続き実施します。

# 地域医療の充実と救急医療体制の確保

「よこはま保健医療プラン」の4つの重点推進分野(「市民の主体的な健康づくりの推進」「がん対策など主要な疾病や事業ごとの連携体制の構築」「救急医療体制の充実」 「在宅及び終末期における療養環境の充実」)に基づき、引き続き取組を進めます。

本市における医療政策機能の一層の強化を図るため、新たに**医療政策室を設置**します。 医療政策の総合的な企画、市立病院や市大病院との連携強化等に向けた医療政策会議 (仮称)の設置、医療政策を担う人材の育成を進めます。

出産を取り扱う施設が減少し、小児科の二次救急を休止する病院が生じる状況に対応 し、地域で安心して出産・子育てができるよう、**産科拠点病院の整備促進、周産期救急 医療体制の強化、救急医療情報・相談センターの整備、医師等の医療従事者の確保**等に 取り組みます。また、医療機関の適切な利用に向け**「地域医療を支える市民活動推進事業」**を、区や地域の子育て支援団体との協働で引き続き推進します。 救急隊が現場で搬送先医療機関の選定に苦慮する搬送困難な患者について、医療機関の受け入れ促進を図るため、「救急搬送受入病院連携支援モデル事業」を推進します。

市内6方面で整備が完了した地域中核病院をはじめ、医療資源を効果的に活用し、効率的に地域医療の充実を図ります。また、重度の要介護高齢者やがん末期患者などが在宅での療養を継続できる環境の整備に向け、関係者の連携強化に取り組みます。

# 6 健康で安全・安心な暮らしの支援

市民の主体的な健康づくりの支援を目的に、中期4か年計画に掲げた「成長戦略4 『100 万人の健康づくり戦略』」の具体化を図るため、新たに「よこはま市民健康ポイント事業」の制度設計の検討を進めます。市民の健康づくり計画「健康横浜21」の重点取組テーマである『生活習慣病予防の推進』を図るため、引き続き「食習慣の改善」「身体活動・運動の定着」「禁煙・分煙の推進」「メタボリックシンドローム対策の推進」を図ります。

食育への関心が高まる中で、健全な食生活や地産地消の推進、食の安全確保などを図るため、22 年度に策定した「食育推進計画」の具体化に向け、市民団体や民間事業者と協働しながら食育を推進します。

市民の死亡原因の第1位を占める「がん」の早期発見・早期治療を促進するため、引き続き、**女性特有のがん検診事業**を実施するほか、新たに「働く世代のがん検診推進事業」として、**大腸がん検診の推進**に取り組むとともに、**肺がん検診モデル事業の全区展開**など、受診環境の整備を図り、受診率の向上に努めます。

児童の日本脳炎予防接種の積極勧奨を進めるとともに、子宮頸がん・ヒブ (インフルエンザ菌 b 型)・小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用を全額公費で助成します。

健康危機管理については、新型インフルエンザ等の感染症や食中毒等の発生防止等の 取組を充実するとともに、検査・研究機関である**衛生研究所の機能強化に向けた移転再 整備**を進めるため、本年度は実施設計等を行います。また、安全な食の確保、快適な生 活環境の確保について事業を拡充します。

新たに開所する動物愛護センターの運営を通じて、動物の適正飼育の推進、市民への動物愛護意識の普及啓発を図ります。また、市営斎場及び墓地の管理運営を行うとともに、22 年度に取りまとめられた墓地問題研究会報告書を踏まえ、今後の市営墓地整備についての検討を進めます。

## 平成23年度 健康福祉局予算案総括表

(単位: 千円)

(一般会計	<b>-</b> )						(単位:千円)
項	目	本年度	前年度	増△減	増減率	備	考
5款 健康福	祉 費	281, 253, 279	252, 937, 347	28, 315, 932	11. 2		
1項 社 会 福	話祉費	40, 386, 916	39, 516, 232	870, 684	2. 2	社会福祉総務費、社会 年金費、ひとり親家庭	
2項障害者	福祉費	71, 423, 157	63, 106, 045	8, 317, 112	13. 2	障害者福祉費、こころ 運営費、障害者手当費 障害者福祉施設運営費 センター等運営費	、重度障害者医療費、
3項 老 人 福	話祉費	10, 226, 465	10, 445, 079	△ 218, 614	△ 2.1	老人措置費、老人福祉	費、老人福祉施設運営
4項 生活援	竞 護 費	125, 972, 641	112, 940, 516	13, 032, 125	11.5	生活保護費、援護対策	費
5項 健康福 整 備		10, 006, 289	12, 353, 531	△ 2, 347, 242	△ 19.0	健康福祉施設整備費	
6項 公 衆 律	5 生費	21, 316, 378	12, 634, 918	8, 681, 460	68. 7	予防費、健康診查費、 策費、地域保健推進費 対策事業費	
7項 環境 衛	5 生費	1, 921, 433	1, 941, 026	△ 19, 593	△ 1.0	食品衛生費、衛生研究 費、環境衛生指導費、 費	所費、食肉衛生検査所 葬務費、動物保護指導
16款 諸 支	出金	95, 624, 689	89, 393, 836	6, 230, 853	7. 0		
1項 特別会計	十繰出金	95, 624, 689	89, 393, 836	6, 230, 853	7. 0	国民健康保険事業費、 高齢者医療事業費、公 水道事業、自動車事業 院事業会計繰出金	害被害者救済事業費、
一般会	計計	376, 877, 968	342, 331, 183	34, 546, 785	10. 1		
(特別会計 国 民 健 原 事 業 費	東保 険	336, 632, 050	315, 213, 693	21, 418, 357	6.8	健康福祉局一般会	計予算案の財源
老人保修事業費		0	273, 409	△ 273, 409	△ 100.0	本年度 特 (43.4)	前年度 (42. 2)
介 護 事 業 費	保 会 計	198, 346, 152	191, 524, 565	6, 821, 587	3. 6	定 財 財 源 163, 561, 63	
後期高齢事業費		54, 500, 550	51, 711, 800	2, 788, 750	5. 4	一 般 財	(57. 8)
公害被害者業 費	音救済事 会 計	39, 925	38, 429	1, 496	3. 9	源 213, 316, 33d 合 (100)	(100)
新墓園事業	美費会計	623, 984	275, 882	348, 102	126. 2	計 376, 877, 96	
特 別 会	計計	590, 142, 661	559, 037, 778	31, 104, 883	5. 6	( ) 内は構成比	
						I	

#### 目 次

I	地域福祉保健の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			9
1 2 3	福祉人材確保事業 地域福祉保健計画推進事業等 権利擁護事業	4 5	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業 地域ケアプラザ整備・運営事業	
П	高齢者保健福祉の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			13
6 7 8	介護保険制度関連事業の概要 介護保険事業(介護保険事業費会計) 地域支援事業(介護予防事業) (介護保険事業費会計) 地域支援事業(包括的支援事業) (介護保険事業費会計)	9 10 11 12 13 14	地域支援事業(任意事業)(介護保険事業費会計 介護保険外サービス 低所得者の利用者負担助成事業 地域密着型サービス等推進事業 特別養護老人ホーム整備事業 高齢者の社会参加促進	)
Ш	障害者施策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			21
15 16 17 18 19	障害福祉主要事業の概要 将来にわたるあんしん施策 障害者相談支援事業等 障害者居宅介護事業 障害者移動支援事業 障害者の地域生活支援事業 障害者グループホーム設置運営事業	20 21 22 23 24 25	小規模通所施設補助事業 障害者施設整備事業等 重度障害者医療費援助事業 自殺対策事業 精神科医療体制の充実 障害者就労支援事業	
IV	生活基盤の安定と自立の支援・・・・・			31
26 27 28	生活保護事業 小児医療費・ひとり親家庭等医療費 助成事業 国民健康保険事業 (国民健康保険事業費会計)	29 30 31	後期高齢者医療事業等 (後期高齢者医療事業費会計・一般会計) 生活困窮者支援・寿地区対策事業・ホームレスラ 中国残留邦人等支援	支援
V				35
32 33	医療政策室設置による機能強化 地域医療体制の確保		産科・周産期医療体制の充実 救急医療体制の充実	
VI	健康で安全・安心な暮らしの支援・			38
36 37 38 39 40 41 42	予防接種事業 感染症・食中毒対策事業等 新型インフルエンザ対策事業 医療安全の推進 食の安全確保事業 健康づくりの推進 がん検診事業	44 45	公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計) 動物の愛護及び保護管理事業 快適な生活環境の確保事業 斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)	
• <b>外</b>	郭団体関連予算案一覧 · · · · · · · · ·			45

◇冊子中の表記の説明 【中期】「横浜市中期4か年計画」で「目標達成に向けた主な事業」として掲載されている事業です。

# I 地域福祉保健の推進

=		
1	福祉	人材確保事業
本	年 度	千円 586, 688
前	年 度	997, 864
差	引	△ 411, 176
本年	国	3, 600
一度の	県	499, 182
財源	その他	_
内訳	市費	83, 906

#### 事業内容

福祉人材不足解消のため、従事者の確保・定着支援策 を展開します。

1 福祉人材の就業支援

12,482千円

(1) ヘルパー増加作戦事業【中期】

訪問介護員(ヘルパー)養成研修2級課程を受講し、市内福祉施設などに就職した方に対し、受講料を補助します。

対象人数:500人

(2) 福祉人材のマッチング支援

福祉分野就業者の特性を考慮した求職・求人情報 提供の支援を行うことで、就業者数の増加を図りま す。

ア インターネット上で身近な福祉関連施設などの 求人情報の提供

イ 就職フェアの開催

2 福祉人材の緊急確保事業

11,925千円

- (1) 施設職員等キャリアアップ支援事業 特別養護老人ホームを対象に、職員の研修参加費 用及び研修参加に伴う代替職員の雇用経費を助成し ます。
- (2) 介護の仕事のイメージアップ等

介護の仕事に関する正しい理解を促進するため、 中高生向けに啓発資料等を作成・活用し、イメージ アップを図ります。また、介護人材確保を目的とし た就職セミナー等に対して補助を行います。

- 3 障害者就労定着支援員確保事業 28,665千円 障害者の就労・定着を促進するため、障害者就労支援センターに、企業における就労 経験を活かした支援員を確保します。
- 4 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業 422,352千円 市内の介護施設・介護サービス事業所等に対し、介護資格取得を目指す方の新規雇用 や養成機関での受講を委託することにより、介護事業所での雇用の創出を図り、介護人 材の確保・定着を促進します。
- 5 地域包括支援センター相談体制強化事業**【中期】** 48,165千円 地域包括支援センターに対し、事務等を行う職員の雇用を委託することにより、失業者の就業機会の創出を図るとともに、地域包括支援センターの相談体制を強化します。
- 6 海外からの介護福祉人材就労支援事業 63,099千円 経済連携協定に基づきインドネシア及びフィリピンから来日した介護福祉士候補者が 円滑に就労できるよう、受入施設への助成や国家試験対策等を行います。

2		地域福祉保健計画 推 進 事 業 等				
本	年 度	千円 122, 843				
前	年 度	121, 589				
差	引	1, 254				
本年	玉	92, 294				
- 度	県	5, 652				
財源力	その他	30				
内訳	市費	24, 867				

地域社会全体で福祉保健などの生活課題に取り組み支えあう仕組みづくりを進めます。

- 1 地域福祉保健計画推進事業【中期】 3,247千円
- (1) 市地域福祉保健計画の推進

ア 市計画推進状況の検証及び中間評価を実施します。

- イ 幅広い人材の発掘・育成のためのヒント集を発 行し、研修等を通じて、人材の発掘、育成に向け た取組や継続的な活動を推進します。
- ウ 必要な人に的確に支援が届く仕組みづくりを推 進するため、公的機関の業務指針を検討します。
- (2) 区地域福祉保健計画推進の支援 計画従事者研修、研究発表会等を実施します。
- 2 一人暮らし世帯等安心生活支援モデル事業

13,000千円

日常的に家庭の支援が得られない一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるために、市内2地区でモデル事業を実施し、安定的・継続的な見守り体制づくりを進めます。

- ・実施地区 旭北地区(旭区)、公田町団地地区(栄区)
- 3 地域の見守りネットワーク構築支援事業 16,959千円 高齢者の孤立死防止等のため、地域住民及び地域団体、NPO・ボランティア団体、 地域包括支援センター等による見守りネットワークの構築を支援します。
  - ・実施地区 12地区
- 4 災害時要援護者支援事業 27,312千円 災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等に対し、地域の自主的な取組により安否 確認等必要な支援ができる体制づくりを区と連携し推進します。
- 5 区福祉保健センター職員の人材育成

2,325千円

- (1) 福祉保健センター人材育成指針に基づく職員研修や人材育成アドバイザリースタッフの派遣を実施し、地域福祉保健推進を担う職員を育成します。
- (2)22年度に引き続き人材育成検討会を開催し、育成の充実と体系化を検討します。
- 6 地域福祉・交流拠点モデル事業

60,000千円

身近な地域での地域福祉活動を活発化し、高齢者、障害者、子育て世代など幅広い市民の相互交流を促進する拠点等を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用の一部を補助します。

工事費等補助(国費) 上限30,000千円 2か所

3	権利	擁 護 事 業
本	年 度	千円 222, 889
前	年 度	208, 054
差	引	14, 835
本年	玉	86, 744
- 度 の	県	7, 090
財源	1号保険料等	7, 778
内訳	市費	121, 277

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して 日常生活を送れるよう、権利擁護の推進を図ります。

- 1 横浜生活あんしんセンター運営事業 182,239千円 権利擁護の相談や定期訪問・金銭管理サービス、法 定後見の受任等を行う「横浜生活あんしんセンター」 の運営費を助成します。
- 2 成年後見制度利用支援事業 32,959千円 成年後見制度利用が必要な高齢者・障害者で、費用 負担が困難な場合に、申立費用や後見人報酬等を助成 します。
- 3 成年後見制度利用促進事業

6,376千円

(1) 成年後見サポートネット

各区で関係機関や専門職団体が合同で事例検討や 情報交換を行い、制度の適切な活用に向け連携を促 進します。

- (2)権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施職員研修等を実施し、権利擁護が必要な高齢者・障害者等への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。
- 4 市民後見人養成事業**〈新規〉** 1,315千円 市民による社会貢献型の後見人を養成し、市民相互 の共助による権利擁護を推進するため、地域の後見活 動支援の仕組を専門機関・団体と検討します。

4	福祉	にもやさしい のまちづくり 進 事 業
本	年 度	千円 62, 954
前	年 度	118, 408
差	引	△ 55, 454
本年	玉	_
- 度	県	_
財源力	その他	56, 052
内訳	市費	6, 902

#### 事業内容

支えあい (ソフト) と環境 (ハード) の整備を一体的 に進め、すべての市民が安心・安全に行動できる、人に やさしい福祉のまちづくりを推進します。

- 1 福祉のまちづくり条例推進事業 6,780千円
- (1)「福祉のまちづくり推進会議」の開催
- (2) 福祉のまちづくり条例の見直しに向けた検討
- (3) 福祉のまちづくり普及啓発
- (4)条例対象施設についての事前協議・相談等
- 2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業【中期】

56,174千円

市営地下鉄エレベーター(1駅:1基) 蒔田駅

(18年度から継続工事、3基中2基整備済)

	整	き 備	•	運	営	事	業
							<b>₹.</b> Ш
本	年	度			3, 8	549	千円, 919
前	年	度			3, :	101	, 299
差	į	引			2	448	, 620
本	玉						_
年度	県	;				1	, 000
の 財	市	債			8	820	, 000
源内訳	その	他			,	332	, 855
Π/\	市	費			2, 3	396	, 064

地域ケアプラザ

※ 地域包括支援センターの事業費は 含まない。同経費は介護保険事業費 会計に計上。

(P.16の8参照)

#### 事業内容

市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう 地域における福祉保健の拠点として、地域包括支援セン ター及び地域活動交流等の機能を担う地域ケアプラザの 整備・運営を行います。

1 整備事業

936, 157千円

建設等6か所(前年度8か所)

(1)継続建設等 5か所

5か所(累計128か所) しゅん工

1 か所

[生麦、六角橋、芹が谷、川島、恩田]

(2) 新規建設

2 運営事業

2,613,762千円

(1)運営 128か所ア 既設 121か

121か所

イ 新規開所 7か所

[生麦、六角橋、芹が谷、川島、上笹下、恩田、二ツ橋第二]

(2) 施設機能

ア 地域活動交流支援

イ 地域包括支援センター (予算は16ページ8の1に計上)

ウ 福祉保健サービス (デイサービス等)

(3) 地域福祉コーディネーター養成研修

#### 「建設等6か所]

		所在区	名称	しゅん工予定	開所予定		
	1	鶴見区	生麦	23年11月	24年 1月		
	2	神奈川区	六角橋	23年 9月	23年11月		
継続	3	港南区	芹が谷	23年12月	24年 2月		
	4	保土ケ谷区	川島	23年10月	23年12月		
	5	青葉区	恩田	23年11月	24年 1月		
新規	6	旭区	笹野台 (仮称)	24年度	24年度		

\*六角橋は賃貸借による整備

# Ⅱ 高齢者保健福祉の推進

## 介護保険制度関連事業の概要

#### 1 介護保険給付(14ページ:6番) 188, 240, 226千円

# 在宅 (居宅) サービス 91,124.674千円

- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- ·居宅療養管理指導
- 通所介護
- ・通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- · 短期入所療養介護
- ·特定施設入居者生活介護
- ·福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修

介

護

保

険

事

業

費

会

計

·居宅介護支援

- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- · 介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ·介護予防居宅療養管理指導
- ·介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- ·介護予防短期入所療養介護
- ·介護予防特定施設入居者生活介護
- · 介護予防福祉用具貸与
- ·特定介護予防福祉用具販売
- · 介護予防住宅改修
- · 介護予防支援

#### <u>地域密着型サービス</u> 19, 350, 951千円

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- (認知症高齢者グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ·地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)
  - 介護予防認知症対応型通所介護
  - ·介護予防小規模多機能型居宅介護
  - 介護予防認知症対応型共同生活介護

#### 予防給付 <要支援者対象> (再掲) 9,898,281千円

#### 施設サービス(介護保険3施設)

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホー
- · 介護老人保健施設
- · 介護療養型医療施設

#### その他 8,975,935千円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護サービス費
- · 審查支払手数料

#### 地域支援事業(15~16ページ)4,405,994千円

#### 介護予防事業 468, 201千円 (15ページ:7番)

- 介護予防普及啓発活動支援事業
- ・体力向上プログラム
- ・脳力向上プログラム
- ·介護予防推進事業
- ・はつらつシニアプログラム
- 訪問指導事業
- ・介護支援ボランティアポイント 事業

#### <u>包括的支援事業</u> 3,148,379千円 (16ページ:8番)

68, 788, 666千円

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

#### <u>任意事業</u> 789,414千円 (16ページ:9番)

- 介護給付費適正化事業
- ·介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙お むつ) 給付事業
- 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事
- ・ 高齢者食事サービス事業 等

## 3 その他事務費 5,699,932千円

- 保険運営費
- 要介護認定等事務費
- · 職員人件費

# <u>介護保険外サービス(17ページ:10番)1,489,489千円</u>

- ・高齢者ホームヘルプ事業
- 認知症高齢者対策事業
- ・緊急ショートステイ床確保事業
- ·療養通所介護促進事業
- 訪問指導事業
- ・高齢者の住まい・生活支援事業 等
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業
- 在宅高齢者虐待防止事業
- 医療対応促進助成事業
- 中途障害者支援事業
- ・高齢者等買い物サポート事業

## 5 低所得者の利用者負担助成事業(18ページ:11番)75,960千円

- 社会福祉法人による利用者負担軽減
- ・介護サービス自己負担助成

計

般

会

6		介 護 保 険 事 業 (介護保険事業費会計)			
本	年 度	千円 198, 346, 152			
前	年 度	191, 524, 565			
差	引	6, 821, 587			
	田	39, 902, 999			
本年	県	28, 703, 170			
- 度 の	第1号 保険料	38, 669, 482			
財源	第2号 保険料	56, 593, 730			
内訳	基金 繰入金等	5, 858, 736			
	市費	28, 618, 035			

介護保険法、第4期介護保険事業計画等に基づき、被 保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給 付等を行います。

- 1 被保険者 (23年10月見込み)
- (1)第1号被保険者(65歳以上)約74万人(2)第2号被保険者(40~64歳)約129万人
- 2 要介護認定 (23年10月見込み)

介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護 認定を実施します。

要介護認定者数

約13万人

3 保険給付

保険給付費

188, 240, 226千円

- ・(1)在宅介護サービス給付費 91,124,674千円
  - (2) 地域密着型サービス給付費 19,350,951千円
- (3) 施設介護サービス給付費 68,788,666千円
- **し**(4) 高額介護サービス費等 8,975,935千円
- 4 介護保険料 (第1号被保険者)
- (1) 保険料基準額

〈月額換算〉4,500円(21~23年度)

(2) 保険料減免

ア 低所得者減免

イ 住宅譲渡所得減免

#### (3) 所得段階別保険料

所得段階	割合	対 象 者		保険料年額(月額)	
第1段階	0.50	生活保護受給者•老齢福祉	上年金受給者•中国残留邦人等支援給付対象者	27,000円(月2,250円)	
第2段階	0.50	本人、世帯とも	(うち本人年金80万円以下等の者)	27,000円(月2,250円)	
第3段階	0.65	市民税非課税者	(うち第2段階を除く者)	35,100円(月2,925円)	
第4段階	0.95	本人市民税非課税	(うち本人年金80万円以下等の者)	51,300円(月4,275円)	
第5段階	1.00(基準額)	世帯市民税課税者	(うち第4段階を除く者)	54,000円(月4,500円)	
第6段階	1.10		(合計所得金額150万円未満の者)	59,400円(月4,950円)	
第7段階	1.25		(合計所得金額150万円以上250万円未満の者)	67,500円(月5,625円)	
第8段階	1.50	市民税課税者	(合計所得金額250万円以上500万円未満の者)	81,000円(月6,750円)	
第9段階	1.75	门区忧缺忧有	(合計所得金額500万円以上700万円未満の者)	94,500円(月7,875円)	
第10段階	2.00		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者)	108,000円(月9,000円)	
第11段階	2.25		(合計所得金額1,000万円以上の者)	121,500円(月10,125円)	

	※ 6 「介	↑護保険事業」の再掲
	<b>F E</b>	千円
本	年 度	468, 201
前	年 度	398, 372
差	引	69, 829
	玉	101, 383
本年	県	50, 690
- 度 の	第1号 保険料	81, 108
財源力	第2号 保険料	121, 662
内訳	その他	889
	市費	112, 469

地域支援事業

(介護予防事業)

(介護保険事業費会計)

7

#### 事業内容

地域で自立した生活を送ることができるよう、すべて の高齢者を対象に、健康づくりから介護予防まで一貫性 のある事業として実施します。

また、地域において自主的な介護予防の活動が広がり 継続的に実施できるよう支援します。

1 65歳以上のすべての方に対するサービス

366,467千円

(1) 介護予防普及啓発活動支援事業

高齢期の健康づくりや介護予防に関する知識の普及、地域の自主的な活動の支援を行います。

ア 介護予防普及啓発 (イベント・講演会等)

(1,458回)

イ 地域介護予防活動支援(研修会、連絡会等) (669回)

- (2)体力向上プログラム【中期】 (511コース) 高齢者自らが身体状況に応じた介護予防活動を実 践するきっかけづくりとして、運動、口腔ケア、栄 養改善等の具体的な取組を体験できるプログラムを 提供します。
- (3) 脳力向上プログラム(認知症予防事業)

(45コース)

認知機能を鍛える方法を習得し、自立した生活を 維持できるよう認知症予防プログラムを提供します。 また、講演会を実施し認知症予防の普及啓発を図 ります。

(4)介護予防推進事業〈拡充〉【中期】

介護予防を効果的に実施するため、事業の評価や 地域包括支援センターにおける介護予防事業の実施 体制を充実します。

- 2 65歳以上の生活機能の維持・改善が必要な方に対するサービス
- 52,801千円

(1) はつらつシニアプログラム (通所型介護予防事業)

(72コース)

運動プログラム、口腔ケア・栄養改善プログラムを提供することで、心身の機能向 上を目指すとともに、要介護状態となることを予防します。

ア 運動プログラム

(1区2コース:計36コース)

筋力やバランス感覚等の身体をコントロールする能力を高めます。同時にフットケアを行い、足への関心を高め、歩行能力の向上を図ります。

イ 口腔ケア・栄養改善プログラム

(1区2コース:計36コース)

口腔機能の維持・向上や、必要な栄養素を効果的に摂取する知識等の普及を図ります。

(2) 訪問指導事業(訪問型介護予防事業) (延べ訪問回数 1,725回) 介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導 を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。

3 介護支援ボランティアポイント事業【中期】

48,933千円

元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、 ポイントに応じて換金又は寄附することができます。これにより、高齢者の介護予防や 社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。

(登録者数:5,000人 登録施設数:300施設)

8	(包括	地 域 支 援 事 業 (包括的支援事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲			
本	年度	千円 3, 148, 379			
前	年度	3, 109, 291			
差	引	39, 088			
本年	玉	1, 183, 910			
度の	県	591, 955			
財源	1 号保険料	591, 955			
内訳	市費	780, 559			

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等(特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。)に設置し、運営します。

- 1 地域包括支援センター運営事業**【中期】** (設置数 134か所) 3,146,200千円 社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置 し、次の事業を行います。
- (1) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント
- (2) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利 擁護
- (3) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援
- 2 ケアマネジメント推進事業**【中期】** 2,179千円 ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対し て、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保を図ります。

9	( 任	支援事業 意事業) 保険事業費会計) 護保険事業」の再掲
本	年 度	千円 789, 414
前	年 度	842, 244
差	引	△ 52,830
本年	玉	314, 389
- 度	県	157, 192
財源	1号保険料等	160, 347
内訳	市費	157, 486

#### 事業内容

介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を 行います。また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を行います。

- 1 介護給付費適正化事業 29,174千円 利用者に介護サービスの内容や福祉用具の平均価格 を通知するとともに、事業者指導を強化し、不適正請 求を防止します。
- 2 介護相談員派遣事業 23,898千円 介護相談員を派遣し、サービスの質の向上を図りま す。
- 3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 217,974千円

要介護者のうち一定の要件を満たした方に、紙おむつの給付を行います。 (延べ月数 35,283月)

4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業

364,064千円

生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認、緊急時 対応等を行います。 (対象戸数 4,974戸)

5 高齢者食事サービス事業 125,380千円 ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対し、訪問に よる食事の提供と安否確認を行います。

(延べ食数 397,396食)

10		介語	<b>養</b> 保	険 ビ	外ス
本	年	度		1, 48	千円 9,489
前	年	度		1, 48	9, 543
差		引			△ 54
本年	玉		国		3, 274
一度の	ļ	Į.		11	5, 487
財源力	その	の他			753
内訳	市	費		1, 27	9, 975

介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対 象に必要なサービスを提供します。

1 高齢者ホームヘルプ事業

292, 319千円

(1) 在宅生活支援ホームヘルプ

在宅の重度要介護者に、介護保険サービスに上乗 せして必要な訪問介護を提供します。

(2) 自立支援ホームヘルプ

自立と判定されたひとり暮らしの方等に対して生 活援助サービスを提供します。

2 ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業 53.619千円

あんしん電話(緊急通報装置)や火災警報器、自動 消火器等の給付・貸与を行います。

なお、あんしん電話を除く用具については、消防法 の規定により設置期限が到来する火災警報機は5月末 で、他の用具は9月末で給付を終了します。

3 認知症高齢者対策事業 35,862千円 認知症理解への普及啓発を進めるとともに、認知症 サポート医の養成等医療体制の充実を図ります。

また、医療や介護等の相談に応じる認知症コールセ ンターを運営するほか、緊急一時入院の実施など、認 知症高齢者及び家族等への支援を行います。

4 在宅高齢者虐待防止事業

11,531千円

在宅高齢者への虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援 を行うとともに、引き続き緊急時対応に取り組みます。

5 緊急ショートステイ床確保事業

25,000千円

介護者の急病等、緊急にショートステイを利用したい場合に備え、医療的ケアの必要 な方など、多様なニーズにも対応できる受入枠を引き続き確保します。

6 医療対応促進助成事業

242,320千円

特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護(ショートステイ)事業所のうち、医療的 ケアの必要な方の受入れが多い施設へ助成を行います。

7 療養通所介護促進事業

4,500千円

今後、更に増加する医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、療養通所介護 事業を開始する事業所に対し、施設及び設備整備費の補助を行います。

8 中途障害者支援事業

408,219千円

脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途 障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。

9 訪問指導事業

150,388千円

療養上の指導が必要な方等に対し、保健師等が訪問による保健指導を行います。

10 高齢者等買い物サポート事業

82.795千円

日常の買い物が困難な高齢者等を支援するため、買い物代行サービスなどを実施しま

11 高齢者の住まい・生活支援事業 (新規)

3.000千円

高齢者が地域で住み続けられるよう、民間主導で生活支援機能を備えた高齢者の住ま いの確保を進めます。

11		得者の利用者 助 成 事 業
本	年 度	千円 75, 960
前	年 度	78, 177
差	뤗	△ 2, 217
本年	玉	_
- 度 の	県	6, 330
財源	その他	_
内訳	市費	69, 630

- 1 社会福祉法人による利用者負担軽減 8,440千円 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難 な方に対し利用者負担を軽減した場合で、法人が負担 した金額が利用者負担金総収入の1%を超えたとき、 その超えた金額の1/2を助成します。
- (1)年間収入の上限額 150万円(単身世帯)
- (2)預金等の上限額 350万円(単身世帯)
- 2 介護サービス自己負担助成 67,520千円 低所得で利用料負担が困難な方に助成します。 また、23年10月から施設居住費助成の助成対象範囲 を利用者負担第1、2段階まで拡充します。
  - (1) 在宅サービス助成
  - (2) グループホーム助成
  - (3) 施設居住費助成 〈拡充〉

助成項目	対象要件			助成内容
在宅 サービス助成	• 市民税非課税世帯			3%又は5% に軽減
グループ ホーム助成	・収入基準(単身世帯で150万円以下) ・資産基準(単身世帯で350万円以下、	税法上の	3か月以上、 市内に居住	5%に軽減
施設居住費	居住用以外の不動産を所有しない)	被扶養者でないこと	利用者負担 第1、第2段階※	月額5千円
助成〈拡充〉			利用者負担 第3段階	月額1万円

※ 第1段階、第2段階については、収入基準が(単身世帯で50万円以下) になります(23年10月から拡充)。

12		地 域 密 着 型 サービス等推進事業		
本	年 度	千円 963, 041		
前	年 度	1, 050, 328		
差	引	△ 87, 287		
本年	玉	311, 961		
- 度	県	577, 950		
財源力		_		
内訳	市費	73, 130		

#### 事業内容

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。

1 小規模多機能型居宅介護事業所整備事業【中期】

315,260千円

工事費等補助 上限 26,250千円 12か所

2 認知症高齢者グループホーム整備事業

360,711千円

(1) 工事費等補助 上限 26,250千円 3か所

(2) スプリンクラー設置費補助 59か所

3 高齢者在宅療養拠点モデル整備事業

30,000千円

工事費等補助 上限 30,000千円 1か所

4 地域密着型サービス事業所運営推進事業

257,070千円

(1) 小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助

72,000千円 18か所

(2) 施設開設準備経費補助

ア 小規模多機能型居宅介護事業所

76,200千円 21か所

イ 認知症高齢者グループホーム

108,000千円 10か所

_		
13		別 養 護 人 ホ ー ム 備 事 業
		千円
本	年 度	2, 258, 539
前	年 度	3, 590, 315
差	引	△ 1, 331, 776
本年	国	_
度の財源	市債	1, 614, 000
	諸収入	24, 965
内訳	市費	619, 574

1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】

2,258,539千円

在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの 入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設 整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。

整備にあたっては、比較的立地が少ない地域への整備や医療的ケアの充実に考慮していきます。

- (1)継続 390床(前年度 720床)
- (2)新規 400床(前年度 390床) 計 790床(前年度 1,110床)

整備数累計 23年度末 13,597床

【特別養護老人ホーム整備一覧】

	施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員			しゅん工予定
	旭政石(収物)	建议地	(社会福祉法人)	特養	ショート	デイ	しゆん工了た
	来夢の里	戸塚区汲沢町	横浜来夢会	100	20		23年度
slas	緑樹会瀬谷	瀬谷区目黒町	緑樹会	110	10		23年度
継続	しょうじゅの里 鶴見	鶴見区江ヶ崎町	兼愛会	90	10		23年度
//96	中村町ホーム	南区中村町	同塵会	90	10		23年度
	4か所 390床				50		
	ヴィラ神奈川	神奈川区菅田町	平成記念会	130	30		24年度
4r	新横浜	港北区新横浜	千里会	120	20	0	24年度
新規	わかたけ鶴見	鶴見区矢向	若竹大寿会	100	20		24年度
/96	新鶴見ホーム (増築)	鶴見区江ヶ崎町	横浜市福祉サービス協会	50	10		24年度
	4か所 400床						
	特養建設費	790月   福助   8か所   790月	E	790			

14		齢 者 の参加促進
木	年 度	千円
7	一	10, 859, 477
前	年 度	10, 608, 153
差	引	251, 324
本年	玉	123, 124
一度の	県	_
財源力	その他	1, 501, 011
内訳	市費	9, 235, 342

- 1 敬老特別乗車証交付事業 10,485,309千円 高齢者の社会参加を支援するため敬老特別乗車証を 交付します。
- (1)交付対象者70歳以上の市内在住者で交付を希望する方積算人数 335,734人
- (2) 利用可能な交通機関 市営バス、市内を運行する民営バス、市営地下鉄 金沢シーサイドライン
- (3) 利用者負担額(年額)

負担区分	負担額
生活保護受給者等	無料
市民税非課税者	3,200円
市民税課税で合計所得金額250万円未満	6,500円
合計所得金額250万円以上700万円未満	8,000円
合計所得金額700万円以上	19,500円

2 老人クラブ助成事業

310,792千円

新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。

- (1) 単位老人クラブ (1,860クラブ)
- (2) 市・区老人クラブ連合会
- 3 高齢者のための優待施設利用促進事業 23,131千円 65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう、「濱ともカード」につい て、引き続き新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。

# Ⅲ 障害者施策の推進

~障害福祉主要事業の概要~

#### 将来にわたるあんしん施策

障害者やその家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者や その家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

#### 2 障害者自立支援法に関する主な事業

障害者相談支援事業

障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【予算概要15】

障害者居宅介護事業

身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。〈新規〉【予算概要16】

障害者地域活動ホーム 運営事業

護

給

付

訓

練

等給

付

地

域生

活

支

援

事業

等

障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委 託及び運営費助成を行います。【予算概要18】

精神障害者生活支援センター運営事業

精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流 活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。【予算概要18】

障害者自立生活アシス タント事業 知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者等に対して、支援を行います。【予算概要18】

障害者グループホーム 設置運営事業 日々の生活の場である $f^{"}$ ループ ホーム・fアホームにおいて、 $4 \sim 10$ 人の障害者が世話人(職員)から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。〈新規〉【予算概要19】

地域活動支援センター 運営事業 障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。【予算概要20】

障害児・者短期入所事 業 疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在 宅生活を支援します。

障害者支援施設等自立 支援給付費 障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた 訓練を行います。

生活援護事業 (補装 具・日常生活用具)

身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。

重度障害者入浴サービ ス事業

在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。

精神障害者医療費公費 負担事業 精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を 公費負担します。

#### <del>\_\_\_</del> 3 その他の事業

発達障害者支援体制整 備事業 発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【予算概要15】

精神障害者退院促進支 援事業

精神障害者の社会的自立の促進を目的として、長期入院している精神障害者のうち症状が安定し受入れ条件が整えば退院可能な方に対し、退院促進支援を行います。【予算概要18】

小規模通所施設補助事 業 障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。【予算概要20】

重度障害者医療費援助 事業

重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【予算概要22】

の他

0

事

業

自殺対策事業

自殺対策強化のため、啓発や研修の実施、自殺未遂者のケア、鉄道自殺等を防ぐための安全対策機器整備助成を行うとともに、自死遺族等に対する支援の充実を図ります。【予算概要23】

精神科救急医療対策事 業等 神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。また、精神科病院が保護室を増床するための費用の一部を補助します。〈拡充〉【予算概要24】

障害者就労支援事業

障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の確保等の事業を行います。【予算概要25】

心身障害者扶養共済事 業 障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。

自立生活移行支援助成 事業 障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

重度重複障害者デイ サービス事業 在宅の重度重複障害者に対して、通所による療育訓練等を行うことで運動機能の低下を防止するとともに その発達を促します。〈拡充〉

-21-

#### 来にわ た 将 る あ んしん 施 策 千円 本 年 度 1, 725, 815 前 年 度 1, 900, 574 差 引 △ 174, 759 本 玉 379,814 年 廔 県 227, 551 $\mathcal{O}$ 財 その他 源 内 市費 1, 118, 379 訳

#### ※こども青少年局予算

(131,739千円)を含みます。

#### 将来にわたるあんしん施策について

障害者やその家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

本施策は、22年4月に廃止された在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、市民説明会等でのご意見も踏まえ具体化を図り、22年度から各施策を段階的に実施しています。

1 親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築 (1)後見的支援の充実 225,889千円

#### ア 後見的支援推進事業【中期】

地域の人や福祉従事者等が障害のある人の地域生活を見守る仕組みを、地域をよく知る社会福祉法人等と共に作っていきます。22年度に引き続き、4区(南、保土ケ谷、都筑、栄)で実施します。

また、障害のある人と家族のための成年後見制度 説明会など、法定後見の仕組みについても普及啓発 を図ります。

#### イ 多機能型拠点の整備【中期】

重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点の整備を方面別に進めます。

#### 2 障害者の高齢化・重度化への対応

(1) 住まいの場の充実

122,350千円

障害者グループホームB型設置運営費補助事業(運営費・消防設備費補助) グループホーム・ケアホームにおける、障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、引き続き重度化対応ホームをモデル実施します。

また、消防法施行令の改正等に対応するため、消防設備の整備に係る経費を引き続き補助します。

#### (2) 医療的ケア対応

1,717千円

非医療職のための医療的ケア研修等実施事業

医療的なケアが必要な障害者の地域での生活を支えるため、障害者施設等の非医療 職職員への「医療的ケア研修事業」や、看護師への専門機関の「医師・看護師等によ る巡回指導」を実施します。

- 3 地域生活のためのきめ細かな対応
- (1) 医療・受診環境の充実

80,911千円

ア 障害児者の医療環境推進事業 〈拡充〉

知的障害と精神障害を併せ持つ方の医療に対応する病院に運営費の補助を行うほか、 横浜市立大学福祉施設実習や医療従事者向け研修会なども引き続き実施します。 イ 肺炎球菌ワクチン接種助成事業

肺炎に罹患した場合、重症化や死亡のおそれが高い重度内部障害者に対し、肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します。

ウ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

重度障害児・者が入院する場合で、入院先医療機関のスタッフとの意思疎通が十分に図れないときに、入院先に日常の支援に関わっている事業者等が職員を派遣し、コミュニケーション支援を行います。

(2)総合的な移動支援施策体系の再構築

285, 106千円

ア 移動情報センター運営等事業 〈拡充〉 【中期】

移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要な人への情報提供、相談の窓口を設置します。(年度内3区で設置)

また、区内の車両や運転手等を効率的に利用するための地域資源の調査を行い、エリア巡回車等の検討を行います。

イ 障害者移動支援事業等

ガイドボランティアによる通学支援の拡充、特別支援学校通学路への支援員の配置、自動車運転訓練費・改造費の助成等を行います。

(3) その他 地域生活のきめ細かな対応

1,009,842千円

ア 障害者自立生活アシスタント事業

障害特性をふまえた日常生活上の支援を行う自立生活アシスタントを、市内のどこに住んでいても利用できるよう体制整備を引き続き進めます。

イ 福祉人材の確保・育成

ガイドヘルパーのスキルアップのため、サービス提供責任者及びヘルパー現任者に対して、新たに研修を実施します。**〈新規〉** 

また、民間事業者等と協働した合同就職フェアを実施します。

〈9ページ1の1(2)イの再掲〉

ウ精神障害者の家族支援事業

家族関係の悪化等により精神障害者との同居等が難しい家族に対し、必要に応じて 家族の緊急滞在場所や障害について学ぶ機会を提供します。関係改善を図ることで、 障害者と家族が地域での生活を継続できるよう支援します。

工 高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害支援センターによる地域の相談拠点へのバックアップ機能をさらに強化します。また、相談拠点づくりのモデル事業を実施した区(鶴見、旭、港北)では、新たに地域の医療機関との連携に着手するなど、高次脳機能障害者やその家族に対する支援体制の構築を図ります。

- 才 発達障害者支援体制整備事業
  - (ア) 地域における支援体制を強化するため、サポートコーチ(巡回型相談員) を配置します。
  - (イ)発達障害児・者に対する具体的な支援手法の開発のため、モデル事業を実施します。
- 力 災害時障害者支援事業

災害発生時に、障害があっても安心して避難場所で当面の生活ができるよう、じょくそう予防用簡易ベッド・車椅子などの福祉用具等の備蓄を進めます。

また、地域防災拠点である小中学校に、多目的トイレの整備を進めます。

15	障相 談	害 者 支援事業等	事業内容 1 相談支援事 障害者が地 に対応するほ ため、相談事 関とのネット
本	年 度	千円 467, 536	(1) 地域活動 ア 法人運 イ 機能強
前	年 度	456, 605	(2) 障害児・ (3) 発達障害
差	引	10, 931	2 発達障害者 〈23ページ
本年	玉	61, 993	(1)地域にお コーチ(巡
度の	県	12, 941	(2) 発達障害 のため、モ
財源	その他	_	
内訳	市費	392, 602	

**事業** 

427,663千円

b域で暮らすために生活全般にわたる相談 まか、適切なサービスの選択等を支援する 『業を実施するとともに、地域での関係機 トワーク化を図ります。

- カホーム 18か所 置営型地域活動ホーム 17か所 蛍化型地域活動ホーム 1 か所(中区)
- 者福祉施設等 5か所
- 『者支援センター 1 か所
- あんしん 皆支援体制整備事業 シの(3)オの再掲〉 39,873千円
- おける支援体制を強化するため、サポート 巡回型相談員) を配置します。
- 髻児・者に対する具体的な支援手法の開発 モデル事業を実施します。

16	障居宅	害 者介護事業
本	年 度	千円 7, 234, 485
前	年 度	5, 837, 727
差	引	1, 396, 758
本年	国	3, 552, 081
- 度 の	県	1, 777, 382
財源	その他	15, 988
内訳	市費	1, 889, 034

#### 事業内容

身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児 • 者がホームヘルプサービスやガイドヘルプサービス及 びガイドボランティア事業を利用して在宅生活を送れる よう支援します。

- 1 障害者ホームヘルプ事業
- 5,686,591千円 (1) 対象者 身体介護や家事援助等を必要とする、障害程度区 分1以上の障害者及び1~3級の身体障害児、知的 障害児、精神障害児
- 1,638,964時間 (2)総利用時間見込
- 2 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 1,479,212千円 (1) 対象者

単独で外出が困難な、1~3級の身体障害児・者、 知的障害児・者、精神障害児・者

- (2) 総利用時間見込 572,102時間
- (3) ガイドヘルパー確保・育成

ア ガイドヘルパー研修受講料助成

資格取得のための研修受講料一部助成 イ ガイドヘルパースキルアップ研修**〈新規〉** 

サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向 け研修〈23ページの(3)イの再掲〉

3 障害者ガイドボランティア事業 **あんしん** ] 〈23ページの(2)イの再掲〉 68,682千円

17	障 移動	害 者 支援事業
本	年 度	千円 3, 575, 788
前	年 度	3, 757, 992
差	引	△ 182, 204
本年	玉	72, 095
一度の	県	95, 271
財源力	その他	_
内訳	市費	3, 408, 422

障害者等の外出支援を促進するとともに、現行事業 の検証を進めていきます。

1 移動情報センター運営等事業

〈23ページの(2)アの再掲〉**[あんしん]** 46,012千円

(1) 移動情報センター運営 (拡充) 【中期】

移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要 な人への情報提供、相談の窓口を設置します。

また、区内の車両や運転手等を効率的に利用するた めの地域資源の調査を行い、エリア巡回車等の検討を 行います。(年度内3区で実施)

(2) 既存サービスの実態調査 (新規)

特別乗車券交付・タクシー料金助成について、利用 実態の調査を行い、事業の適正化を図ります。

2 ハンディキャブ事業 64.313千円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ (リフト付 小型車両) の運行サービス、車両の貸出及び運転ボラ ンティアの紹介を行います。

(運行車両6台・貸出車両2台)

- 3 ガイドボランティア事業 **あんしん** 68,682千円 〈23ページの(2) イ及び24ページの16の3の再掲〉 重度の視覚障害や全身性障害、知的障害、精神障害 のある障害児・者が外出する際に、ボランティアがガ イドを行います。
  - (1) 日常生活上必要な外出、通学・通所への支援
- (2) ガイドボランティア募集研修の実施
- 4 障害児通学支援事業〈拡充〉

「 あんしん 〕 59,223千円

特別支援学校への通学経路のバスポイントや主要駅等に「通学支援員」を配置し自力 通学の児童・生徒への案内・誘導・見守りを行います。

- あんしん 5 重度障害者タクシー料金助成事業 312.638千円 バス・地下鉄等公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者にタクシー利用料の一部 助成を行います。
- (1) 助成額 1枚500円
- (2) 交付枚数

年84枚(1乗車で複数使用可。1か月7枚上限)

※人工透析に通う腎臓機能障害者は年168枚

6 障害者施設等通所者交通費助成事業

277.325千円

施設等に通所する知的・身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所の交通 費を助成します。

7 特別乗車券交付事業

2,724,791千円

市営バス・地下鉄・金沢シーサイドライン・市内を運行する民営バスが利用できる無 料乗車券を交付します。

なお、23年度分は22年度中に実施した意向確認調査の結果に基づき交付します。

8 自動車運転訓練・改造費助成事業

【あんしん】 22,804千円

中重度障害者が運転免許を取得する費用、重度障害者が使用する自動車改造費・購入 費を助成します。

18		害 者 の生活支援事業
本	年 度	千円 4, 791, 674
前	年 度	4, 415, 820
差	引	375, 854
本年	玉	1, 115, 489
一度の	県	557, 994
財源力	その他	54
内 訳 	市費	3, 118, 137

1 障害者地域活動ホーム運営事業

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。

(1) 社会福祉法人型

2,512,166千円

ア 設置状況

17か所(前年度17か所)

イ 実施事業

- (ア) 相談支援事業 ※障害者相談支援事業で計上
- (イ) 生活支援事業
- (ウ) 日中活動事業 (障害者自立支援法事業)
- (エ) 重度重複障害者デイサービス事業(8か所) ※重度重複障害者デイサービス事業で計上
- (2)機能強化型

(従来型予算を含む) 1,334,445千円

ア 設置状況

22か所(前年度22か所)

イ 実施事業

- (ア) 相談支援事業(1か所でモデル実施)
- (イ) 生活支援事業 あんしん生活支援基本事業実施8ホーム
- (ウ) 日中活動事業(障害者自立支援法事業)
- (3) 従来型

1か所(前年度1か所)

- 2 精神障害者生活支援センター運営事業 723,532千円 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における 交流活動の促進等を行う生活支援センターの設置運営費を助成します。
- (1) 設置状況
  - ・A型(公設型):指定管理者による管理運営(7か所)
  - ・B型(民設型):運営団体への設置運営費助成(9か所)
- (2) 生活支援センターA型第2期指定期間の開始

A型(公設型) 7か所については、23年度からの第2期指定管理期間の開始に合わせ「精神障害者退院促進支援事業」と「障害者自立生活アシスタント事業」を指定管理業務として実施します。

- 3 障害者自立生活アシスタント事業 **あんしん** 221,531千円 地域で生活する単身等の障害者に対し専任の支援職員(自立生活アシスタント)による支援を行い、地域生活の継続を図ります。
- (1) 対象となる障害 知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害
- (2) 実施か所数 30か所

-26-

19		害 者 ープホーム 運営事業
本	年度	千円 7,740,256
前	年 度	6, 916, 294
差	引	823, 962
本年	玉	2, 460, 275
度の	県	1, 201, 765
財源	その他	_
内訳	市費	4, 078, 216

「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進する ことにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう 支援します。

1 設置費補助 新設 30か所 移転 8か所 168,932千円

2 運営費補助 546か所(A型58、B型488) 7,406,309千円

- うち新規 30か所
- (1) 運営基本費(国基準+加算)
- (2) 家賃補助(月額家賃1/2)
- 3 B型移行事務アドバイザー費**〈新規〉** 7,608千円 運営委員会の法定事業化(国費、県費対象事業)に 向け、必要となる事務手続きをサポートします。
- 4 法定事業移行支援

35,087千円

- 5 消防設備整備事業 **あんしん** 81,600千円 消防法施行令の改正等に対応するため、消防設備の整備に係る経費を補助します。
- 6 高齢化・重度化対応事業 **あんしん** 40,720千円 障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、重度 化対応ホームをモデル実施します。

20		模通所施設助 事業
本	年 度	千円 4, 976, 290
前	年 度	5, 144, 805
差	引	△ 168, 515
本年	匤	1, 363, 198
- 度	県	641, 598
財源中	その他	12
内訳	市費	2, 971, 482

#### 事業内容

地域作業所や法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家等の経費を助成します。

- 1 障害者地域作業所助成事業 404,274千円 身障・知的 22か所 精神 0か所
- (1) 運営基本費 10,366千円~15,176千円/か所
- (2) 借地借家費等
- 2 地域活動支援センター運営事業 あんしん

3,983,959千円

身体・知的 120か所 精神72か所 (うち新規 身体・知的 7か所 精神 4か所)

- (1) 運営基本費 13,444千円~18,497千円/か所
- (2) 借地借家費等
- 3 小規模通所授産施設運営事業 344,656千円 身障・知的 14か所 精神 2か所
- (1) 運営基本費 13,666千円~18,491千円/か所
- (2) 借地借家費等
- 4 法定事業移行支援事業 243,401千円 身障・知的 41か所 精神 7か所
  - (1) 借地借家費
- (2)移行支援補助金

21		害 者 施 設
本	年 度	千円 1,749,053
前	年度	1, 890, 364
差	引	△ 141,311
 本 年	国	127, 660
一度の	県	80, 000
財源	その他	507, 146
内訳	市費	1, 034, 247

1 障害者施設整備事業**【中期】** 1,227,403千円 障害者が自立した日常生活を送るために必要な支援 を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建 設費の助成を行います。〈22ページの1(1)イの再掲〉

(1)建設 2か所

就労支援型施設(鶴見区) (24年度開所予定) 多機能型拠点(栄区) **あんしん** (24年度開所予定)

(2) 設計 3か所

多機能型拠点 (栄区・都筑区) あんしん 2か所 障害者支援施設再整備 あんしん 1か所

- (3) 解体・改修 5か所
- 2 障害者地域活動ホーム整備事業 328,749千円 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設であ る障害者地域活動ホームを整備する法人に対し、建設 費の助成を行います。

新規建設 1か所 中区 (24年度開所予定)

3 精神障害者生活支援センター整備事業

192,901千円

在宅の精神障害者が地域で安定した日常生活を送るための支援を行う生活支援センターを整備します。

継続建設 1か所 鶴見区 (24年度開所予定) 新規建設 1か所 中区 (24年度開所予定)

22		き 障 害 者 費援助事業
本	年 度	千円 12, 022, 513
前	年 度	10, 558, 075
差	引	1, 464, 438
本年	玉	1, 825, 670
- 度	県	4, 270, 864
財源力	その他	1, 112, 442
内訳	市費	4, 813, 537

#### 事業内容

- 1 重度障害者医療費援助事業 8,494,525千円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助し ます。
- (1) 対象者

次のいずれかに該当する方

- ア 身障1・2級
- イ IQ35以下

ウ 身障3級かつIQ50以下

(2) 対象者数見込

アが被用者保険加入者

13,329人

イ 国民健康保険加入者

16,487人

ウ 後期高齢者医療制度加入者 20,539人

50,355人

2 更生医療給付事業

3,527,988千円

身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を 受ける際の医療費の一部を公費負担します。

(1) 対象者

18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方

(2) 対象者数見込

1,225人

計

23	自殺	対 策 事 業
	•	千円
本	年 度	41, 864
前	年 度	43, 615
差	引	△ 1,751
本年	玉	783
度の	県	40, 140
財源力	その他	_
内訳	市費	941

自殺問題に対応するため、関係機関等との連携による 総合的な対策を進めます。

普及啓発事業として市民向けの講演会や集客の場を活用したキャンペーン等に取り組みます。

また、地域の支援者を対象に、自殺のおそれがある人の早期発見、早期対応の中心的役割を担うための人材 (ゲートキーパー)養成研修を行います。

これらの事業については市民に一番身近な区と連携を 図り実施していきます。【**中期**】

- 1 普及啓発事業**〈拡充〉** 7,817千円 講演会の開催、広報掲出、印刷物の配布等
- 2 地域の支援者向け研修等**〈拡充〉** 5,865千円 ゲートキーパー養成、地域のかかりつけ医を対象と した「うつ病」対応力向上研修、自殺をする可能性が 高いといわれる人へのケア等

計画指標:ゲートキーパー数(自殺対策研修を受講 した地域支援者数)累計4,000人(25年度まで)

3 自死遺族支援、安全対策機器整備事業等 28,182千円

24	精神の	科 医 療 体 制 充 実
		千円
本	年 度	283, 335
前	年度	319, 354
差	引	△ 36, 019
本年	国	28, 388
一度の	県	_
財源力	その他	260
内訳	市費	254, 687

#### 事業内容

- 1 精神科救急医療対策事業 272,272千円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医 療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急 医療を実施します。
- (1)精神科救急医療の受入体制**〈拡充〉** 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づ く申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 なお、これまで深夜受入病院が平日のみ2病院で したが、全ての曜日について2病院に拡充します。
- (2)精神科救急医療情報窓口

本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状 に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間 ・深夜・休日に実施します。

- (3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
- 2 精神科救急協力病院保護室整備事業

「**あんしん** ] 11,063千円

整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。

25	障害者	<b>計就労支援事業</b>
	•	千円
本	年 度	348, 090
前	年 度	371, 725
差	引	△ 23, 635
本年	国	9, 707
一度の	県	93, 856
財源力	その他	8, 450
内訳	市費	236, 077

- 1 障害者就労支援センター運営事業**【中期】**204,851千円 ※港北区のセンター運営費は総合保健医療センターの指定管理料に含む。
- (1) 障害者の就労相談、職場開拓、定着支援等を行う 就労支援センターの運営費を補助します。
  - 8か所(神奈川、西、旭、磯子、港北、緑、戸塚、港南)
- (2) 障害者を効果的に就労につなげるため、職場体験 実習・企業実習事業を実施します。
- (3)全センターで3障害に対応できる体制づくりと労働・教育等の関係機関とのネットワーク作りを進めます。
- 2 障害者就労定着支援員確保事業 〈9<sup>ペ</sup>ージ 1の3の再掲〉 28,665千円 障害者の就労・定着を促進するため、障害者就労支 援センターに、企業における就労経験を活かした支援 員を確保します(7か所)。
- 3 地域における障害者職業能力開発促進事業 9,743千円 関係機関と連携し職業能力開発事業を推進します。
- 4 就労の場の拡大事業

86,030千円

(1)ア 共同受注事業

企業開拓等により市立及び民間の事業所等へ作業 をあっせんします。(受注開拓専任の嘱託職員人件費など)

イ 自主製品販売強化事業

障害者施設等の自主製品販売の常設店に、販売員配置の支援を行います。

(2) ふれあいショップ設置促進事業

障害者の就労の場の確保と市民の理解促進のために公共施設内に設置しているふれ あいショップの経営改善を支援します。 (ショップ数:16か所)

- (3) 障害者福祉的就労促進事業
  - 一般就労が困難な知的障害者を雇用する事業所に、奨励金を交付します。
- (4)企業支援事業

企業のなかで障害者の実習や職場定着を支援するボランティアを派遣します。

(5) 障害者雇用優良企業紹介事業

障害者雇用や業務の発注など、障害者を支援する企業を表彰するとともに、取組内容をホームページ等を通じて広く紹介し、民間企業等での雇用促進を図ります。

(6) 職業安定所等関係機関連絡調整事業等

合同面接会や雇用促進街頭キャンペーンを実施し、市民向けの啓発を行います。

5 就労に向けたスキルアップ事業

10.246千円

(1) 精神障害者社会適応訓練事業

就業が困難な精神障害者の作業能力の向上を図るとともに、社会的自立を促進するため、精神障害者の就労訓練に協力した事業所に対して奨励金を交付します。

(2) 障害者農業就労援助事業

知的障害者を対象に農業研修を行い、農家や事業所への就労を支援します。

6 障害者雇用事業

8.555千円

知的障害者を雇用し、そのノウハウを企業や就労支援機関などへ情報提供することにより、障害者雇用の一層の促進を図ります。雇用者数3名(継続)

# IV 生活基盤の安定と自立の支援

26	生活	保護事業
本	年度	千円 123, 965, 636
前	年 度	110, 877, 201
差	引	13, 088, 435
本年度の財源内訳	玉	91, 167, 082
	県	816, 802
	その他	2, 747, 254
	市費	29, 234, 498

#### 事業内容

- 1 生活保護費(法定分) 122,126,261千円 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮 の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出 産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。
- (1) 対象見込世帯 48,785世帯 (前年度 44,643世帯)
- (2) 対象見込人員 67,057人 (前年度 60,551人)
- (3) 生活扶助基準標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子の場合) 1か月162,170円(前年度同額)
- 2 被保護者自立支援プログラム事業 【中期】258,915千円 無料職業紹介事業において就職支援セミナーや求人 開拓を実施するとともに、各区に配置している就労支 援専門員を33人から48人へ増員し、被保護者の就労支 援を一層推進します**〈拡充〉**

また、新たに就労意欲喚起モデル事業を実施し、被保護者の社会的自立を支援します。**〈新規〉** 

- 3 住宅手当緊急特別措置事業 593,527千円 住宅を喪失又は喪失のおそれのある離職者に対して 住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の 確保に向けた支援を強化します。
  - · 支給額(上限)単身世帯53,700円、複数世帯69,800円

27	ひと	医療費・ り親家庭等 費助成事業
本	年 度	千円 8, 201, 329
前	年 度	7, 712, 632
差	引	488, 697
本年度の財源内訳	玉	_
	県	2, 664, 254
	その他	284, 460
	市費	5, 252, 615

#### 事業内容

1 小児医療費助成事業 6,633,588千円 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成 します。

対象者及び見込数(1歳以上は所得制限あり)

- (1) 0歳~就学前児(入・通院) 182,282人
- (2) 就学~中学卒業(入院) 1,280件
- 2 ひとり親家庭等医療費助成事業 1,567,741千円 ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負 担分を助成します。
- (1)対象者(所得制限あり) ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童
- (2) 対象者数見込 41,534人

		国	民	健	康
28		保	険	事	業
				建康 伊 費 会 言	
本	年	度		336, 63	千円 32, 050
前	年	度		315, 21	.3, 693
差	引			21, 41	.8, 357
本年	玉			70, 68	33, 530
度の		県		15, 74	17, 208
財源	そ	の他		220, 94	16, 674
内訳	ī	ī 費		29, 25	54, 638

他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者 無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保 険給付を行います。

- 1 被保険者数 951,600人 (前年度 949,000人)
- 2 世帯数 573,300世帯(前年度 572,000世帯)
- 3 一部負担金割合 3割

ただし、小学校就学前は2割、 70歳以上は1割(現役並み所得者 は3割)

- 4 出産育児一時金 1件 42万円
- 5 葬祭費 1件 5万円
- 6 特定健康診查・保健指導
- (1) 対象者数 668,000人
- (2)事業目標 健診実施率 25%
  - ※保健指導利用率 20%

(※:健診受診後の保健指導対象人数に対する 利用人数の比率)

#### 7 保険料

(1)23年度も引き続き市費の繰入れを行います。

(市費繰入項目:一般法定給付費及び後期高齢者支援金の5.5%)

- (2)保険料賦課限度額 ※政令改正予定 医療給付費分51万円(前年度50万円)、介護納付金分12万円(前年度10万円) 後期高齢者支援金分14万円(前年度13万円)
- (3) 非自発的失業者の保険料の軽減

失業等により国保に加入した場合、前年の給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、失業中の過重な負担を軽減します。

- 8 会計健全化への主な取組
- (1)保険料収納体制の強化等 (新規) 【中期】
  - ・滞納案件を一括集中処理する専門組織の設置等
  - ・民間事業者による電話納付案内
- (2) 保険料不納欠損分への一部市費繰入れ 〈新規〉
- (3) 医療費の縮減
  - ・ジェネリック医薬品利用案内通知〈新規〉

#### <保険料率の比較>

	賦課	割合	医療分	分料率	支援分	分料率	介護分	分料率
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
本年度	50%	50%	38,890円	1.36 見込	11,730円	0.43 見込	15,140円	0.47 見込
前年度	50%	50%	36,500円	1. 19	10,200円	0.34	13,420円	0.33

#### 期 高 者 療 事 等 29 (後期高齢者医療事業費 会 計 · 一般 会 計 ) 千円 本 年 度 54, 528, 555 前 年 度 52, 015, 969 差 引 2, 512, 586 本 玉 4, 249 年 廔 県 1,062 $\mathcal{O}$ 財 保険料等 31, 173, 586 源 内 訳 市費 23, 349, 658

#### 事業内容

1 後期高齢者医療事業

54,500,550千円

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため 後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制 度は神奈川県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連 合」)と市町村が共同して運営します。広域連合では 被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課等を行 い、本市では保険料の徴収、被保険者証の交付の申請 受付等を行います。

(1) 対象者

ア 75歳以上の方

イ 65~74歳の一定の障害のある方

- (2)被保険者数 327,911人(前年度314,642人)
- (3) 自己負担

外来・入院ともに、原則定率1割負担 現役並み所得者は、定率3割負担 (ただし、入院については、月額上限あり。 低所得者には減額制度あり。)

(4) 公費負担割合 現役並み所得者以外の医療給付費は、保険料、支 払基金交付金(各保険者からの拠出金)及び公費 (国・県・市)によってまかなわれます。

現役並み所得者の医療給付費は、全額支払基金交付金でまかなわれます。

保険料	支払基金	国	県	市
10%	40%	$50\% \times 2/3$	$50\% \times 1/6$	$50\% \times 1/6$

#### (5) 保険料

被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所 得割額を合計した額が保険料となります。保険料の算定基準は、各都道府県の所得水 準等で決定します。

#### ア 賦課割合

均等割 39% 所得割 61% (神奈川県内)

(平均的な所得水準の広域連合 均等割 50% 所得割 50%)

イ 賦課限度額(年間)

500,000円

ウ保険料率

均等割額 39,260円(前年度同)

所得割率 7.42%(前年度同)

エ 低所得者及び被扶養者の保険料軽減

(ア) 低所得者

世帯の所得に応じて保険料(均等割額)を9割、7割、5割、2割軽減 ※国において23年度も7割軽減を8.5割軽減にする特例措置を継続します。

(イ) 被扶養者

保険料(均等割額)を5割軽減し、所得割額を賦課しません。

※国において23年度も5割軽減を9割軽減にする特例措置を継続します。

老人保健医療事業

28,005千円

老人保健制度は、平成20年4月に後期高齢者医療制度へ移行しました。

平成22年度限りで特別会計を廃止し、一般会計にて医療等の給付を実施します。

30	寿地	困窮者支援・ 区対策事業・ ム レ ス支援
本	年 度	千円 683, 839
前	年 度	743, 333
差	引	△ 59, 494
本年	玉	299, 347
一度の	県	_
財源	その他	434
内訳	市費	384, 058

生活困窮者、寿地区住民、ホームレスを対象に、福祉的援助を行います。

1 生活困窮者支援 16,626千円 地域日常生活自立支援事業**【中期**】

生活保護受給に至らないが、様々な事由により生活に困窮している者に対し、4人の自立支援相談員が就労による自立に向けた相談支援を行います。

2 寿地区対策

248,798千円

- (1) 寿町労働福祉センター運営費補助事業 運営主体:(財)寿町勤労者福祉協会 事業内容:診療所・図書館・娯楽室等の運営管理
- (2) 寿生活館運営事業
- (3) 寿地区緊急援護対策事業
- (4) 寿町なんでもSOS班事業
- (5) 一般援護費等

3 ホームレス自立支援事業

418,415千円

- (1) ホームレス自立支援施設の運営
- (2) 巡回相談事業等

31	中国列	· · · · · · · · · · · · · ·
本	年 度	千円 895, 096
前	年 度	885, 189
差	引	9, 907
本年	玉	685, 142
- 度 の	県	_
財源力	その他	92
内 訳	市費	209, 862

#### 事業内容

中国残留邦人等に対し、生活支援給付の実施、日本語 教室、地域生活支援プログラム等を行い、適切な援助を 行います。

1 中国残留邦人等生活支援給付 828,647千円 老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する 世帯収入が一定の基準を満たさない場合には、生活保護とは別途の法律に基づく給付金制度により、中国残留邦人一世等に対し補完する支援給付を行います。

また、生活費以外に、住宅費、医療費、介護費等を個々のニーズに応じて、中国残留邦人一世等に対し、給付します。

- 2 支援相談員による支援 23,987千円 中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる「支 援相談員」を配置し、支援給付業務等を行います。
- 3 日本語講座等委託金 14,300千円 中国残留邦人等の地域生活を支援するため、日本語 教室等を委託により行います。
- 4 地域生活支援プログラム 22,000千円 中国残留邦人等が日本語習得等のために各種機関に 通所する場合等の交通費、教材費を支給します。
- 5 その他事務費

6,162千円

## V 地域医療体制の確保と充実

=		
32		政策室設置に 機 能 強 化
	•	千円
本	年 度	5,000
前	年 度	_
差	引	5,000
本年	玉	_
一度の	県	_
財源力	その他	_
内訳	市費	5, 000

#### 事業内容

市立・市大病院等との連携強化など医療政策に係る総合企画機能の強化を図ることにより、市民が安心して暮らすことができる医療環境の実現を目指します。

- 1 医療政策室設置による機能強化 〈新規〉 5,000千円
- (1) 医療政策会議の設置

医療政策室の設置に伴い、医療政策推進のための 支援機関として、横浜市の医療政策全般及び具体的 な課題について定期的に検討するとともに、専門的 な助言を行います。

(2) 医療政策に係る総合企画検討

市内に必要な医療機能を分析するための情報収集 や「がん」をはじめとする疾病別医療対策の構築等、 医療政策に係る総合企画の検討を進めます。

(3) 医療政策人材育成講座の開催

本市の医療政策や病院経営を担う有能な人材を育成するため、連続講座や現場研修などを計画的に開催します。

33		地域医療体制の確保		
本	年	度	千円 7,979,718	
前	年	度	7, 781, 057	
差		引	198, 661	
本年	[	玉	_	
- 度	県		_	
財源力	そ	の他	50, 000	
内訳	市	費	7, 929, 718	

#### 事業内容

- 1 医療人材確保対策事業 490,158千円 医師をはじめとする医療従事者の確保に向けて、安 心して働き続けられる環境の整備等を行います。
- (1) 医師等人材確保対策事業

18,250千円

(2) 看護人材確保事業

471,908千円

2 在宅療養連携推進事業

2,017千円

医療・介護ニーズを併せもつ在宅患者等の療養環境 の充実に向け、ネットワーク強化支援等を実施し、保 健・医療・福祉の連携を推進します。

3 地域医療を支える市民活動推進事業【中期】

31.183千円

医療機関の適切な利用を推進しながら、子育て家庭の安心を目指し、地域の子育て支援団体との協働により、各区及び保育所等で啓発活動を行います。

4 地域中核病院支援事業

523,671千円

救急医療など地域医療に貢献する地域中核病院に対 し、建設時の資金等の借入れに伴う利子補助を行いま す。

5 病院事業会計繰出金 6,932,689千円 市立病院が実施している、救急医療などの政策的医療等について繰出しを行います。

34		・ 周 産 期 体 制 の 充 実
	•	千円
本	年 度	195, 793
24.		000 050
刊	年 度	203, 258
差	引	$\triangle$ 7, 465
本年	玉	_
一度の	県	_
財源	その他	_
内訳	市費	195, 793

- 1 緊急産科医療対策事業**【中期】** 25,440千円 安心して出産できる環境の確保や人材を育成するための研修等に対し助成を行います。また、医療機関の 連携推進支援などを行います。
- (1) 助産所等設置促進事業 助産所の設置や院内助産の実施に対する助成
- (2) セミオープンシステム推進事業 病院、診療所間の連携促進に対する助成
- (3) 助産師スキルアップ支援事業 潜在助産師・勤務助産師研修実施への助成
- (4) 助産所嘱託医療機関確保対策事業 嘱託医療機関を確保するための病院へ奨励費助成
- (5) 早期産後ケア促進事業 病院等を早期に退院し、自宅等で産後ケアを受け る取組に助成
- 2 産科あんしん電話相談事業**【中期】** 13,659千円 出産施設を探している市民の方の不安を解消するため、市内の全ての出産取扱施設(病院、診療所及び助 産所)の出産予約状況を、専用の電話窓口にて案内します。

電話番号: 228-1103

また、これらの情報は、本市のホームページにて提供します。

(URL: http://cgi.city.yokohama.jp/kenkou/sanka/)

- 3 周産期救急医療対策事業**【中期】** 87,529千円 二次救急医療に対応する周産期救急連携病院や、三次救急医療を担う周産期センター に対し、運営費等を助成します。
- 4 周産期救急病院当直体制強化事業**【中期】** 48,610千円 周産期救急連携病院等において、患者の円滑な受入れを促進するとともに、医師の負担軽減を図るため、産婦人科医師の2人当直を行う場合に、実施回数に応じ、医師の確保経費等を助成します。
- 5 産科拠点病院事業**〈新規〉【中期**】 1,000千円 安定した出産機会の提供や、周産期救急患者の受入体制の充実に向けて、複数の産婦 人科医師が常駐する「産科拠点病院」を整備するため、人材確保に向けた調整や、対象 病院の選定にかかる調査等を実施します。
- 6 緊急周産期医療対策事業【中期】 19,555千円 周産期救急医療体制を充実させるため、NICU (Neonatal Intensive Care Unit: 新生児集中治療室)及びその後方病床であるGCU (Growing Care Unit: 新生児継続治療室)の整備等を行った医療機関に対し運営費を助成します。

35		救急區	医療体制の充実
			千円
本	年	度	1, 338, 633
前	年	度	1, 206, 261
差		引	132, 372
本年		玉	_
- 度 の	県		30, 061
財源	Ž	その他	88
内訳	Ī	<b>声</b>	1, 308, 484

4 二次救急医療対策事業

#### 事業内容

- 1 初期救急医療対策事業**【中期**】 375,440千円
- (1) 南部方面夜間初期救急医療体制整備調整事業

夜間急病センターへの利便性が低い市南部方面について、夜間急病時に医療サービスを提供する体制整備のための事前調整を行います。

- (2) 夜間急病センター運営費助成事業
- (3) 休日急患診療所運営費等助成事業
- 2 救急医療センター運営事業 252,523千円
- (1) 夜間急病センター(桜木町)

いい ナース

- (2) 小児救急電話相談 (201-1174) お子さんの急病時などに、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。 いい救急
- (3) 救急医療情報センター (201-1199) 24時間365日、救急医療機関を案内します。
- 3 救急医療情報・相談センター整備事業

#### 〈新規〉【中期】

42,000千円

医療機関の情報提供や小児救急電話相談等のサービスを、ひとつの電話番号で提供する「横浜市救急医療情報・相談センター」を設置します。

423, 367千円

(1) 二次救急拠点病院事業

夜間・休日の二次救急(内科・外科)患者の受入体制を強化するため、24時間365日 二次救急に対応する病院を「二次救急拠点病院」とし、体制確保費等を助成します。

- (2)病院群輪番制事業
  - 二次救急拠点病院以外の病院群輪番制事業に参加する病院に体制確保費等を助成 します(市域全体で1~2病院体制)。
- (3) 疾患別救急医療体制整備・運営事業 脳血管疾患、急性心疾患、外傷(整形外科)の疾患別救急医療体制の整備・運営 を行います。
- 5 救急搬送受入病院連携支援モデル事業**〈新規〉** 10,000千円 救急隊が現場で搬送先病院の選定に苦慮する事案について、病院の受入促進を図る ため、急性期病院と療養型病院等との病院間の連携を支援すると共に、搬送が困難な 患者の受入実績等に応じ、奨励費等を助成します。
- 6 小児救急医療対策事業 165,000千円 24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う小児救急拠点病院に、体制確保 費の助成を行います。
- 7 三次救急医療対策 (周産期センター運営費助成) 68,000千円 〈36ページ 34の3の一部再掲〉
- 8 YMAT (横浜救急医療チーム) 運営事業 2,303千円 市内で発生した災害現場に駆けつけ、消防隊員と共に救命医療を行うYMAT (医師・看護師等により編成) を運営します。

## VI 健康で安全・安心な暮らしの支援

36       予防接種事業         本年度       千円 12,386,214         前年度 3,514,290         差引 8,871,924         本年度の財源 その他 15内訳 市費 8,923,210			
本 年 度 12,386,214  前 年 度 3,514,290  差 引 8,871,924  本 国 - 度	36	予防	接種事業
差 引 8,871,924 本 国 - 度の 県 3,462,989 財源 その他 15	本	年 度	
本 年 度 の 財 源 その他 15	前	年 度	3, 514, 290
年 度 の 財 源 内	差	引	8, 871, 924
度 の 財 源 内		玉	_
源 その他 15 内	度	県	3, 462, 989
	源	その他	15
		市費	8, 923, 210

#### 事業内容

予防接種法に定める「定期予防接種事業」を実施する ほか、任意予防接種のうち、子宮頸がん予防ワクチン・ ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについて国と市 町村がそれぞれ費用を負担する「子宮頸がん等ワクチン 接種緊急促進事業」を実施します。

#### 1 定期予防接種事業

(1) 個別予防接種事業**〈拡充〉** 3,762,851千円 協力医療機関においてBCG・三種混合・二種混合・麻しん風しん混合・日本脳炎等の予防接種をそれぞれ実施します。

日本脳炎予防接種については、予防接種後に生じた重篤な副反応の影響により、厚生労働省の勧告に基づき17年5月以降市町村による接種の積極的勧奨を差し控えていましたが、3歳児に対して積極的勧奨が再開された22年度に引き続き、23年度は4歳・9歳・10歳の児童に対しても再開される予定であることから、本市においても制度周知を進めます。

- (2)集団予防接種事業 78,265千円 区福祉保健センターにおいてポリオの予防接種を 実施します。
- (3) 季節性インフルエンザ予防接種事業

738,732千円

65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、季節性インフルエンザ予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

2 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業**〈新規〉** 

7,806,366千円

(1) 事業の概要

任意予防接種のうち、対象となる方に子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種を実施し、接種費用を助成します。

(2) 費用助成の対象となるワクチン・対象者など

対象となるワクチン	対象者	対象者数	接種回数
子宮頸がん予防ワクチン	中1~高1相当の女子	約 81,000人	3回
ヒブワクチン	生後2か月~5歳未満	約 163,000人	$1\sim 4$ 回
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月~5歳未満	約 163,000人	$1\sim4$ 回

※子宮頸がん予防ワクチンについては、22年度中に接種を行った高1相当の方は、23年度において残りの接種分を対象とします。

(3) 助成内容(接種費用)

全額公費負担とします。(ただし、協力医療機関で接種した場合に限ります。)

(4) 事業実施期間

22~23年度(24年度以降は今後国において方向性を検討する予定です。)

(5) 事業費内訳

	ワクチン接種費用	7, 695, 255千円
	(子宮頸がん予防ワクチン)	2,647,962千円
うち	(ヒブワクチン)	2,051,646千円
	(小児用肺炎球菌ワクチン)	2,995,647千円
その他(事務費等)		111, 111千円

37		症・食中毒 ぎ事業等	事業内容 1 感染症・食中毒対策 感染症及び食中毒に り発生を未然に防止す 速な調査等により被害
本	年 度	千円 643, 679	<ul><li>2 結核医療・健康管理 結核接触者等を対象 発見・まん延防止を図</li></ul>
前	年度	585, 628	を運営し、医療費を負
差	引	58, 051	<ul><li>3 エイズ・性感染症予 エイズに関する相談 施により、HIV・性</li></ul>
本年	玉	169, 162	発見、適切な医療の提
虚	県	43, 073	4 衛生研究所運営・再
財源力	源   その他   76,	76, 534	保健衛生に関する試 将来にわたる市民の健
内訳	市費	354, 910	所を金沢区富岡東二丁 23年度は、再整備に

- 1 感染症・食中毒対策事業 19,737千円 感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発等によ り発生を未然に防止するほか、発生時には関係者の迅 速な調査等により被害の拡大防止を図ります。
- 2 結核医療・健康管理事業 194,472千円 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期 発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会 を運営し、医療費を負担します。
- 3 エイズ・性感染症予防対策事業 63,043千円 エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実 施により、HIV・性感染症の感染予防、感染の早期 発見、適切な医療の提供等を図ります。
- 4 衛生研究所運営・再整備事業**【中期**】243,026千円 保健衛生に関する試験検査や調査研究を行うほか、 将来にわたる市民の健康確保のため、老朽化した研究 所を金沢区富岡東二丁目に移転・再整備します。 23年度は、再整備に向けて実施設計に着手します。

38				フルエ 事	
本	年	度		1	千円 05, 962
前	年	度		3	85, 497
差		引		Δ 2	79, 535
本年		国			851
- 度		県			_
財源力	7	その他			_
内訳	Ē	<b>力</b> 費		1	05, 111

新型インフルエンザは、誰も免疫を持たないため、ひとたび発生すれば感染が容易に拡大し、社会的な影響が大きいことから、被害を最小限に食い止めることができるよう、事前に医療体制の整備や必要な資器材の備蓄などを行っていきます。【中期】

1 医療体制の確保等 105,221千円 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や地域

発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や地域 中核病院などの発熱外来設置医療機関に対し、必要な 資器材(感染隔離ユニット、サージカルマスク等)を 備蓄、配備します。

また、引き続き医療関係者連絡協議会を開催し、発生時の医療体制等について協議を行っていきます。

2 市民啓発の推進 741千円 正しい知識や今からできる備蓄等の対策、流行時の 適切な対処方法について市民啓発等を行います。

外国語対応についても引き続き取り組みを進めてい きます。

39	医療	安全の推進
	•	千円
本	年 度	34, 020
前	年 度	35, 296
差	引	△ 1, 276
本年	玉	_
度の	県	_
財源中	その他	30, 116
内訳	市費	3, 904

- 1 医療安全支援センター事業
- 11,374千円

(1) 医療安全相談窓口

医療に関する相談や苦情に対応し、患者・家族と 医療機関との信頼関係の構築及び医療機関における 患者サービスの向上促進を図ります。

(2) 医療安全研修会

医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等を目的に、引き続き医療従事者を対象に研修会を開催し、同時に市民向け啓発の充実を図ります。

2 薬務事業

14,053千円

薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業などの許認可 及び監視指導等を行います。

また、市民を対象とした大麻や薬物の乱用防止対策 や医薬品の適正使用に関する啓発を行います。

3 医療指導事業

8,593千円

医療法に基づく医療機関の立入検査(医療監視)業務および許認可業務を通じて、良質な医療の提供や医療安全の推進を図ります。

40	食の気	安全確保事業
	左 虚	千円
本	年 度	245, 963
前	年 度	240, 685
差	引	5, 278
本年	玉	14, 661
度の	県	
財源内	その他	225, 015
訳	市費	6, 287

#### 事業内容

市民の食の安全・安心を確保するため、カンピロバクターや残留農薬等の検査や監視を強化して実施します。

- 1 食品衛生監視指導等事業 23,686千円 飲食店、製造業等の施設に対する監視指導等を実施 します。
- 2 食の安全強化対策事業**【中期】** 70,955千円
- (1) カンピロバクター、0157等食中毒予防対策事業**〈新規〉** 焼肉店等の監視指導や食肉の検査及び市民への食 中毒予防の啓発を行います。
- (2) 残留農薬検査事業 〈拡充〉

輸入・国産農産物や加工品等の検査を強化します。

(3)動物用医薬品検査事業 〈拡充〉

食肉や養殖魚等に使用される抗生物質等の残留検査を強化します。

- (4) ノロウイルス食中毒予防対策事業 社会福祉施設等の監視指導や卸売市場、スーパー 等に流通している食品の検査を実施します。
- (5) アレルギー物質を含む食品**〈拡充〉**、遺伝子組換え食品検査等事業

アレルギー物質を含む食品等の検査を実施します。

- 3 BSE (牛海綿状脳症) 等検査事業 31,969千円 引き続き全頭のスクリーニング検査を実施します。
- 4 市場衛生検査所運営事業 119,353千円

41	健康	づくりの推進
		千円
本	年 度	100, 388
		100, 366
前	年度	97, 943
差	引	2, 445
本年	玉	6, 292
度の	県	_
財源力	その他	415
内訳	市費	93, 681

市民の健康づくり計画である「健康横浜21」を推進するために、健康づくりに関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を行います。

また、「横浜市食育推進計画」の実践に向け、市民団体、民間事業者や関係区局と連携しながら、食育に関連する事業を行うほか、市民の健康づくりを応援する新しい仕組みとして、「よこはま市民健康ポイント」制度の創設に向けた検討を行います。

# 1 市民の健康づくり推進事業【中期】 87,980千円(1)健康横浜21推進事業

重点取組3分野(①食習慣の改善、②身体活動・運動の定着、③禁煙・分煙の推進)に加えて、メタボリックシンドローム対策について、目標達成のため引き続き推進事業を展開します。

また、24年度の計画期間終了に向けて、事業評価の ための進捗状況調査を実施します。**〈新規〉** 

#### (2) 地域人材育成・活動支援

保健活動推進員、食生活等改善推進員など地域の健 康づくりの担い手となる人材を育成し、活動を支援し ます。

#### (3)健康づくり事業

生活習慣病予防のための健康相談、訪問指導などを実施します。

#### 2 食育の推進【中期】

2,408千円

健全な食生活の実践や健康づくり、食の安全確保等の推進を目指した「横浜市食育推進計画」の実践に向け、食育関係団体、民間事業者等で構成する推進組織「横浜市食育フォーラム」を通じて、市民・民間事業者との協働によるプロモーションを実施します。また、関係区局とも連携しながら、食育関連の取組を引き続き推進していきます。

3 よこはま市民健康ポイント事業 **〈新規〉【中期】** 10,000千円 壮年期から高齢期に至るまで、市民が楽しみながら積極的に健康づくりに取り組むこ とを応援する新しい仕組みとして、「よこはま市民健康ポイント」制度の創設に向けた 検討を行います。

23年度は、民間事業者等との幅広い協働により、多様な参加機会の確保など、魅力的かつ持続可能な制度となるよう、制度の詳細検討を実施します。

42	がん	検診事業
本	年 度	千円 2,633,036
前	年 度	2, 522, 160
差	引	110, 876
本年	玉	417, 558
度の	県	_
財源	その他	3, 383
内訳	市費	2, 212, 095

がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種のが ん検診を、実施医療機関及び福祉保健センター等で実施 します。

21年度から実施している女性特有のがん検診推進事業 に加えて、大腸がん検診の個別勧奨**〈新規〉**を国庫補助 事業として実施し、受診率の向上を図ります。

また、肺がん検診モデル事業は、モデル区を12区から 全区に拡大します。**〈拡充〉** 

	2 0		
区 分	対 象	今 年 度	前年度
胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	52,000人	50, 500人
肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	17,000人	16, 300人
子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	104,000人	106, 700人
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	68,500人	64, 200人
大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	137,000人	89,500人
P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (1年に1回)	40,000人	29,000人
計		418,500人	356, 200人

43	の支援	建康被害者等へ 受(一般会計・ 皮害者救済事業 ト)
本	年 度	千円 784, 781
前	年 度	767, 479
差	引	17, 302
本年	玉	42, 549
- 度 の	県	_
財源力	その他	726, 604
内訳	市費	15, 628

#### 事業内容

1 公害健康被害者対策事業(一般会計)

725,407千円

公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。

- (1) 公害健康被害補償事業
- (2) 公害保健福祉事業
- (3)環境保健事業
- (4) 環境保健サーベイランス調査事業
- 2 石綿健康被害者対策事業(一般会計) 19,449千円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査を実施す るなど、石綿ばく露にかかる健康リスクの調査や石綿 健康被害救済給付の申請受付等を実施します。
- 3 公害被害者救済事業費会計 39,925千円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な 事業を実施します。
- (1) 給付事業等
- (2) 公害保健センター事業

44		の愛護及び管理事業
本	年 度	千円 257, 972
前	年 度	886, 096
差	引	△ 628, 124
本年	玉	_
一度の	県	_
財源	その他	209, 439
内訳	市費	48, 533

犬や猫の適正飼育や終生飼育、不妊去勢手術の推進等の動物愛護普及啓発事業、犬や猫の保護収容や狂犬病予防事業等の動物保護管理事業を実施し、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指していきます。

1 動物愛護センター運営事業**〈拡充〉** 35,689千円 23年5月に開所する動物愛護センターは、しつけ方 教室等を行う「交流棟」、治療等を行う「動物ふれあ い棟」、猫の生態を観察し譲渡を促進する「猫の家」、 屋外の「ふれあい広場」からなっており、動物行政の 拠点とします。

運営は動物関係団体や市民ボランティア等との協働を基本とし、収容動物が可能な限り譲渡されることを目指すとともに、犬や猫とのふれあいをきっかけとした市民の自主的活動を支援する交流の場としても活用します。

なお、幅広い市民の意見や要望を反映するため、市 民代表や動物関係団体、学識者等からなる「動物愛護 センター運営委員会(仮称)」の設置を予定していま す。

【所在地】神奈川区菅田町75番4

【面積】敷地面積:10,560m2 延床面積:2,858m2

【最大収容頭数】犬70頭、猫120頭

【市民利用】月曜~土曜 8時45分~17時15分

2 動物愛護普及啓発事業 〈拡充〉

28,212千円

動物愛護センターでは、保育園・小学校等の児童・生徒等を対象とした「動物の飼育体験教室」や「ビデオ上映会」、動物の飼育者等を対象とした「しつけ方教室」や「譲渡会」等を開催します。

また、猫の不妊去勢手術(対象:4,500頭)、犬や猫のマイクロチップ装着(対象:750頭) に対する費用助成を継続して行います。

3 動物保護管理事業 〈拡充〉

46.889千円

猫の引取り業務は、(社)横浜市獣医師会に委託していましたが、動物愛護センターの開所により、センターで実施します。市民からの通報により発見された傷病動物は、横浜市獣医師会の動物病院で緊急的な治療を行い、その後の継続治療はセンターで行います。

また、保護収容した犬や猫等の診察及び治療、飼い主への返還、譲渡等を行うととも に、ペットショップ等の動物取扱業の監視指導を行います。

4 狂犬病予防事業

35,636千円

狂犬病発生の予防のため、犬の登録、狂犬病予防注射の接種を推進し、犬の登録台帳の管理、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付を行います。

5 動物愛護センター整備事業

111,546千円

動物愛護センターの開所に伴う初度調弁や、周辺整備に伴う道路工事を継続して行います。

45		な生活環境 雀保事業
	•	千円
本	年 度	81, 697
前	年 度	88, 397
差	引	△ 6,700
本年	玉	_
一度の	県	180
財源	その他	13, 357
内訳	市費	68, 160

市民の快適な生活環境を確保するために、レジオネラ症防止対策や小規模受水槽水道衛生対策を推進します。

1 建築物衛生対策事業 〈拡充〉

12,045千円

(1) レジオネラ症防止対策の推進

温泉利用施設の水質検査及び管理状況調査等を実施して、施設の管理のポイントに留意した手順書の策定を指導することにより、適切な維持管理の推進を図ります。

(2) 小規模受水槽水道衛生対策の推進

利用者の安全性を確保する目的で改正した条例により、地下式受水槽等の設置者に対して適切な維持管理の指導を徹底し、安全で衛生的な飲料水の提供を確保します。

また、新たに設置者の義務となった保健所への管理状況報告についても周知徹底します。

2 環境衛生監視指導事業 8,617千円 ホテル、公衆浴場、プール、理容所、美容所等の 環境衛生関係施設の衛生管理状況を確認するため、 施設に対し監視指導や水質検査を実施し衛生的な環 境の確保を図っていきます。

46		1	事 (一般	墓地管理運営 業 会計・新墓園 費 会 計 )
本	白	Ę.	度	千円
				1, 918, 945
前	年	F	度	1, 641, 576
差			引	277, 369
本年			E	_
- 度 の		ļ	計	
財源力	,	その	の他	1, 534, 867
内訳		市	費	384, 078

#### 事業内容

火葬業務を円滑に実施するための市営斎場の管理運営及び民営火葬場を利用する市民に対し補助を行います。またメモリアルグリーンを含む市営墓地及び久保山霊堂の管理運営を行います。さらに、横浜市墓地問題研究会の報告書を踏まえ、今後の市営墓地整備について検討します。

1 斎場運営事業

1,031,165千円

市営4斎場の管理運営を行います。

区分	久保山	南部	北部	戸塚
火葬炉	12基	10基	16基	6基

2 民営斎場使用料補助事業

民営西寺尾火葬場を利用する市民に対し市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。(補助金額:16千円/件)

3 墓地・霊堂事業

247,807千円

15,489千円

市営墓地(約37,000区画)<sub>※壁面式(450基)含む、合葬式墓地(6,000体)含まず</sub>区分 久保山墓地 三ツ沢墓地 日野公園墓地 根岸外国人墓地 総区画数 約14,000 約7,000 ※約15,000 約1,000

4 市営墓地整備検討事業 〈新規〉

500千円

5 メモリアルグリーン事業

ーン事業 623, 984千円

形態	総数	23年度募集数
芝生型墓地	7,500区画	_
合葬式樹木型	3,000体	300体
合葬式慰霊碑型	12,000体	1,700体

### 外郭団体関連予算(案)一覧

(単位:千円)

団体名	区 分	23年度	22年度	増 △ 減	主な事業内容
(財)寿町勤労者 福祉協会	補助金	57, 326	67, 972	△ 10,646	<ul><li>① 寿町総合労働福祉会館の管理・診療所の運営等</li></ul>
	委託料	47, 223	48, 225	△ 1,002	① 寿生活館の管理
	計	104, 549	116, 197	△ 11,648	
(福)横浜市社会 福祉協議会 <合計>	補助金	5, 894, 256	6, 168, 046	△ 273, 790	
	委託料	1, 294, 704	1, 285, 678	9, 026	
	計	7, 188, 960	7, 453, 724	△ 264, 764	
(福)横浜市社 会福祉協議会 (*障害者支援セ ンター分を除く)	補助金	1, 562, 146	1, 651, 220	△ 89,074	<ul><li>① 法人運営費等</li><li>② 特定資金利子補給</li><li>③ 横浜生活あんしんセンター</li></ul>
	委託料	1, 092, 964	1, 076, 422	16, 542	<ul><li>① 地域包括支援センターの運営 (地域ケアプラザの管理・運営)</li><li>② 福祉保健研修交流センターの運営</li></ul>
	計	2, 655, 110	2, 727, 642	△ 72,532	
障害者支援セ ンター	補助金	4, 332, 110	4, 516, 826	△ 184, 716	<ul><li>① 地域活動支援センター・地域作業所助成</li><li>② グループホームA型助成</li><li>③ 地域活動ホーム助成</li></ul>
	委託料	201, 740	209, 256	△ 7,516	<ul><li>① 障害者研修保養センター「横浜あゆみ 荘」の運営</li><li>② 地域活動ホーム相談事業</li></ul>
	計	4, 533, 850	4, 726, 082	△ 192, 232	② 地域旧勤が、 公相談事業
(福)横浜市リハ ビリテーション 事業団	補助金	163, 472	164, 651		① 事業団の運営
	委託料	2, 457, 913	2, 399, 398	58, 515	<ul><li>① リハビリテーションセンター等の運営</li><li>② 障害者スポーツ文化センターの運営等</li></ul>
	計	2, 621, 385	2, 564, 049	57, 336	
(財)横浜市総合 保健医療財団	補助金	5, 830	10, 389	△ 4,559	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	921, 203	891, 108	30, 095	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営
	計	927, 033	901, 497	25, 536	
合 書	ŀ	10, 841, 927	11, 035, 467	△ 193, 540	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU けんこうふくし